

令和4年3月2日

令和4年第1回神奈川県議会定例会

文教常任委員会報告資料

教育委員会

目 次

I	県立高校改革実施計画（Ⅱ期）の進捗状況について	1
II	県有施設の見直しに係る整理について	6
III	新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について	9
IV	県教育委員会における障がい者雇用の取組状況について	72
V	「かながわ人権施策推進指針」の改定について	77
VI	教職員によるわいせつ事案の根絶に向けた取組について	83
VII	令和3年度県立学校におけるセクシュアル・ハラスメントに係る アンケート調査（第1回）結果について	87
VIII	新まなびや計画の取組状況について	92
IX	教員の働き方改革の推進について	95
X	インクルーシブ教育の推進について	102
XI	神奈川県公立高等学校入学者選抜制度の検証等の状況について	107
XII	令和5年度再編・統合対象校の設置計画(案)について	109
XIII	通学路の合同点検結果について	111
XIV	「令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査(スポーツ庁)」の 神奈川県の結果について	113
XV	「かながわ特別支援教育推進指針」（最終案）について	118
XVI	県立社会教育施設の整備等について	121
XVII	民俗芸能記録保存調査について	124

I 県立高校改革実施計画（Ⅱ期）の進捗状況について

1 「県立高校改革実施計画（全体）」について

「県立高校改革実施計画（全体）」（平成28年1月策定。以下「全体計画」という。）は、「県立高校改革基本計画」（平成27年1月策定。以下「基本計画」という。）に基づき、改革の実現に向けて、中長期（概ね15年間）を展望した県立高校改革に取り組む上での教育内容・方法、学校経営、そして県立高校の再編・統合にかかる具体的な計画として策定した。

2 「県立高校改革実施計画（Ⅱ期）」について

全体計画の計画期間を12年間（平成28年度～令和9年度）とし、このうち令和2年度から5年度の4年間に、具体的に取り組む施策内容や再編・統合の対象校等を明らかにした「県立高校改革実施計画（Ⅱ期）」（以下「Ⅱ期計画」という。Ⅲ期も同表記とする。）を平成30年10月に策定した。

3 進捗状況について

(1) 趣旨

Ⅱ期計画については、まもなく計画期間の折り返しを迎えることから、これまでの約2年間の進捗状況を明らかにし、令和4年度に予定している全体計画の見直し及びⅢ期計画の策定の検討を進める際の参考とするため、「令和2年度、3年度 県立高校改革実施計画（Ⅱ期）進捗状況」としてまとめた。

(2) 新型コロナウイルス感染症による影響

Ⅱ期計画の開始時点から、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の影響により、約2か月間、すべての県立高校で臨時休業とする措置をとった。また、学校再開後も、感染拡大防止の観点から、分散登校、短縮授業、時差通学の措置をとり、部活動も含め、通常のエデュケーション活動を制限せざるを得ない状況が続いた。

そのため、今回まとめた進捗状況では、個別の取組みの進捗だけではなく、感染症が個別の取組みに与えた影響についても整理した。

(3) 施策の取組状況

基本計画に示した3つの改革の柱、7つの重点目標のもと、Ⅱ期計画に基づく施策に取り組んだ。

ア 改革の柱1 質の高い教育の充実

- 重点目標1 「すべての生徒に自立する力・社会を生き抜く力を育成します」
＜具体的な取組み＞
 - ・教育課程の改善
 - ・授業力向上の推進
 - ・プログラミング教育の推進
 - ・生徒の英語力向上の推進
 - ・歴史・伝統文化教育の推進
 - ・学習機会拡大の推進
 - ・学習意欲の向上と確かな学力の育成
- 重点目標2 「生徒の個性や優れた能力を伸ばす教育に取り組めます」
＜具体的な取組み＞
 - ・教育課程の改善[再掲]
 - ・科学技術・理数教育の推進
 - ・グローバル化に対応した先進的な教育の推進
 - ・専門教育の推進
 - ・国の研究開発にかかる指定事業の活用の推進
- 重点目標3 「共生社会づくりに向けたインクルーシブ教育を推進します」
＜具体的な取組み＞
 - ・教育相談体制の充実
 - ・インクルーシブ教育の推進

イ 改革の柱2 学校経営力の向上

- 重点目標4 「学校の教育目標の着実な達成をめざす学校経営に取り組めます」
＜具体的な取組み＞
 - ・自律的・組織的な学校経営の充実
 - ・県立高校への理解を深める情報提供の推進
 - ・教職員の実践的指導力向上の推進

- 重点目標 5 「地域の新たなコミュニティの核となる学校づくりを進めます」

＜具体的な取組み＞

- ・ 地域協働による学校運営の推進

- 重点目標 6 「生徒が安全・安心で快適に学べる教育環境の提供に取り組みます」

＜具体的な取組み＞

- ・ 県立高校の教育環境整備

ウ 改革の柱 3 再編・統合等の取組み

- 重点目標 7 「少子化社会における適正な規模等に基づく県立高校の再編・統合に取り組みます」

＜具体的な取組み＞

- ・ 学校規模の適正化の推進
- ・ 課程・学科等の改善
- ・ 県立高校の適正配置

4 進捗状況の総括について

それぞれの施策の進捗状況について、3つの改革の柱ごとに整理した。

(1) 改革の柱 1 質の高い教育の充実

質の高い教育の充実に向けて、令和4年度からの高等学校学習指導要領に対応した教育課程の編成に向けた改善を図るとともに、ICTを利活用した効果的な学びの研究や、学力向上進学重点校の新たな指定、インクルーシブ教育実践推進校における成果の普及など、計画に基づく取組みを進めてきた。

一方で、感染症による影響のため、海外や外部機関等との交流については、オンラインに切り替えるなど、代替手段により実施し、質の高い教育の充実に向けて取り組んできた。

今後は、感染症の影響がさらに続く可能性なども考慮し、ICTを活用した教材（デジタルコンテンツ）の充実やオンラインによる学習・交流などの環境整備、1人1台端末の活用などに、さらに取り組んでいく必要がある。

(2) 改革の柱2 学校経営力の向上

学校経営力の向上に向けて、学校運営や教育活動の状況を第三者が評価する仕組み（第三者評価システム）については、各学校が抱える課題を解決するための仕組みへと変更するとともに、全校に導入したコミュニティ・スクールをいかした地域協働を推進する取組みや、校舎の耐震化・老朽化対策、トイレ環境の改善など、計画に基づく取組みを進めてきた。

一方で、中学生やその保護者に県立高校の魅力や特色を伝える全公立展や学校説明会については、感染症の影響により中止や人数制限などを行わざるを得ない状況に置かれたが、代替手段として学校紹介動画を作成するなど、新たな試みにも積極的に取り組んできた。

教職員の実践的指導力を向上させるための研修などについても、感染症への対応として開催方法を集合方式からオンライン形式に変更するなど、様々な工夫を凝らして実施し、学校経営力の向上に向けて取り組んできた。

今後は、感染症への対応も含め、教職員の多忙化が大きな課題とされる学校現場において、学校運営をサポートする多様な人材の活用をさらに進めていく必要がある。

(3) 改革の柱3 再編・統合等の取組み

再編・統合等の取組みについては、専門学科の改善に関わるものとして、地域の産業界と連携した学びを進めるために、関係団体と協定を締結したほか、舞台芸術科や建設科など、新設する学科に必要な施設・設備の整備や、令和5年度に開校する新校の「設置基本計画案」、校名の検討を進めるなど、計画に基づく取組みを進めてきた。

一方で、感染拡大防止の観点から、新校の校名検討懇話会については、これまでは対面形式で学校関係者からの意見聴取などを実施していたところを、一部オンライン形式に変更して実施した。

今後は、国の中央教育審議会などから出された答申や提言、また高校教育をめぐる社会状況の変化や社会的な要請、さらには各課程・学科等の改善を進める中で生じた新たな課題や成果に基づく取組みなどについて検討を進め、中学生の進路希望等

に基づく、多様な学びの機会を提供していく必要がある。

(4) 総括

今回まとめた進捗状況では、感染症の影響を受けたものもあったが、ICTを活用するなど、実施方法を工夫しながら取り組むことで、生徒の安全・安心の確保と学びの保障を図りながら、全体としては概ね計画どおりに進んでいることが確認できた。

今後、感染症による影響を十分に考慮しながら、引き続き、県立高校改革の取組みを推進するとともに、社会状況の変化やこれまでの期別計画の進捗状況の検証結果等に基づき、令和4年度に予定している全体計画の見直し及びⅢ期計画の策定に向けて検討を進めていく。

5 今後の予定

- | | |
|--------|--|
| 令和4年6月 | 文教常任委員会に全体計画見直し素案を報告 |
| 7月 | 全体計画見直し素案に関する県民意見募集
(パブリック・コメント)を実施 |
| 9月 | 文教常任委員会に全体計画一部改定(案)、Ⅲ期計画(案)を報告 |
| 10月 | 全体計画一部改定(案)、Ⅲ期計画(案)を教育委員会に付議
全体計画一部改定、Ⅲ期計画を公表 |

Ⅱ 県有施設の見直しに係る整理について

緊急財政対策で掲げた「県有施設の見直しの方向性」を基本とした取組を平成30年度で終了したが、平成31年第1回定例会において、「「今後も見直しを継続する施設」に整理した6施設・15機関については、3年以内に方向性を決定し、その結果を所管常任委員会に報告する」こととした。

この度、その設定した期限を迎えるため、既に報告済みの3施設を除く、3施設・15機関についての見直し状況について整理を行ったので報告する。

(1) 整理の概要

ア 対象

県民利用施設：3施設

出先機関：15機関

イ 整理結果

見直しの方向性を「現行運営の継続」に変更する。

* 対象施設・機関は「別紙」参照

(2) 今後の対応

- ・ 現行運営を継続し、適正な運営に努めていくとともに、社会環境の変化等に応じて、効果的・効率的な運営が行われるよう、不断の見直し等を実施していく。
- ・ また、移譲等、県民生活に影響のある大きな見直しを行う場合は、改めて所管常任委員会に報告する。

県有施設の見直しに係る整理結果の一覧

1 県民利用施設

【見直しの方向性を「現行運営の継続」に変更】

※移譲について検討を継続する施設を含む

	所管局	施設名 (所在市町村)	平成 30 年度に整理した 見直しの方向性	備考
1	国際文化観光局	ユースンロッジ (山北町) * 現在休業中 ※移譲について検討を継続する施設	民間への移譲について検討	施設への進入路である林道について復旧の見込みが立たないことや、新型コロナウイルス感染症の影響等により、関係者との調整を中断している。 今後、時宜を捉えて調整を再開し、今後のあり方について検討していく。
2		津久井湖観光センター (相模原市) ※移譲について検討を継続する施設	民間（市）への移譲について検討	施設が老朽化していることから、民間（市）への移譲後に活用するには再整備が必要であり、活用の方向性とともな費用負担や役割分担等について、引き続き関係者と調整していく。
3	健康医療局	煤ヶ谷診療所 (清川村)	村等への移譲について検討	本診療所は、村唯一の医療機関であり、地域医療を支える重要な施設である。 村では、診療所経営のノウハウがないことや、医師の確保が困難であること等の理由から、引き続き県での運営を強く望んでいる。 また、指定管理についても検討したが、老朽化が進む施設面の課題や経営面の課題から、導入には更なる調整が必要であることが判明した。 そのため、現行運営を継続していく。

2 出先機関

【見直しの方向性を「現行運営の継続」に変更】

	所管局	施設名 (所在市町村)	平成 30 年度に整理した 見直しの方向性	備考
1 ~ 4	政策局	地域県政総合センター (4機関) [行政機関] (横須賀市、厚木市、平塚市、小田原市)	市町村支援や地域振興、地域の防災拠点としての役割、環境・農政の機関等との業務のあり方を含めて、市町村の意見も踏まえつつ、地域県政総合センターのあり方について検討	大規模災害等発生時における現地対策本部としての役割を通じ、現地災害情報の把握や市町村の支援ニーズの把握など、各地域における対応拠点としての機能の重要性が再確認されたことも踏まえ、当面、現行運営を継続していく。 ただし、県・市町村の役割分担等を踏まえた検討を引き続き行っていく。

5	環境農政局	環境科学センター (平塚市)	地域県政総合センターの検討と併せて、あり方を検討	地域県政総合センターの検討結果と同様に、当該機関についても、当面、現行運営を継続していく。 ただし、県・市町村の役割分担等を踏まえた検討を引き続き行っていく。
6	環境農政局	自然環境保全センター (厚木市)		
7	環境農政局	横浜川崎地区農政事務所 〔行政機関〕 (横浜市)		
8	環境農政局	農業技術センター (4支所) (平塚市)		
9	総務局	給与事務センター (横浜市)	学校事務センターと再編・統合	知事部局と教育委員会の制度運用の簡素化・統一化を進めてきたが、職種の違いによる合理的な差異が再確認されたため、当面、現行運営を継続していく。
10	教育局	学校事務センター (横浜市)	給与事務センターと再編・統合	
11 ～ 14	健康医療局	保健福祉事務所 (4機関5支所) 〔行政機関〕 【法令必置】 (平塚市ほか)	寒川町域の福祉事務所機能の業務運営のあり方を検討	茅ヶ崎市への寒川町域の福祉事務所業務の委託に向け市・町と協議を進めてきたが、委託化は困難となっていることから、当面、現行運営を継続しながら、引き続き寒川町域への保健・福祉サービスの提供方法について協議・検討していく。
15	産業労働局	かながわ労働センター (3支所) 〔行政機関〕 (横浜市)	当面、現行の組織体制を維持し、今後、ハローワークのあり方を見据えた中で組織のあり方を検討	平成28年施行の法改正により、「地方版ハローワーク」の設置が可能となったが、引き続き、地方は一部事業を行えないなどの課題が残っている。 国に対し改善要望を行ってきたが、現状、課題解決の見通しが立たない状況であるため、引き続き要望を行い、課題解決の見通しが立った時点で、組織のあり方を検討していく。

○ 参考（見直しの内容を決定し、所管常任委員会に報告済みの施設）

	所管局	施設名 (所在市町村)	見直しの内容	備考
1	環境農政局	二町谷地区北公園 (三浦市)	市へ管理権限を移譲	令和2年第1回定例会環境農政常任委員会に報告済み
2	福祉子どもみらい局	さがみ緑風園 (相模原市)	令和5年4月から指定管理者制度を導入	令和3年第2回定例会厚生常任委員会に報告済み
3	県土整備局	湘南港 (藤沢市)	利用料金制の導入	令和3年第3回定例会建設・企業常任委員会に報告済み

Ⅲ 新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について

1 経緯

県内で国内初となる感染者が確認された令和2年1月16日以降、県教育委員会では文部科学省の通知等に基づき、新型コロナウイルス感染症への対応について、県立学校・市町村教育委員会及び県立社会教育施設への周知、徹底を図ってきた。

2 県立学校及び市町村立学校の対応について（令和2年2月から令和3年5月まで）

(1) 臨時休業から学校再開までの主な対応

- ・ 令和2年2月28日に、文部科学事務次官通知「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」を受け、県立学校については、3月2日から春季休業の開始日までの間、臨時休業とした。
- ・ 3月30日に、4月6日から2週間程度の臨時休業とした。
- ・ 4月7日に、緊急事態宣言が発令されたことに伴い、県立学校については、5月6日まで臨時休業を延長した。
- ・ 5月4日に、緊急事態宣言が延長され、県立学校については、5月31日まで臨時休業を延長した。
- ・ 5月22日に、緊急事態宣言が解除され、6月1日に学校が再開する場合に備え「教育活動の再開等に関するガイドライン」を取りまとめ「県立学校における教育活動の再開に向けた準備等について」を県立学校に通知した。
- ・ 5月25日に、緊急事態宣言の解除を受け、6月1日から教育活動を再開することとし、再開にあたっては、ガイダンスなどの準備期間、分散登校、時差通学・短縮授業など、段階的に行っていくとする「国における緊急事態宣言解除に伴う県立高等学校における教育活動等の再開について」等を県立学校に通知した。

※ 上記については、全市町村教育委員会に通知し、対応を要請した。

(2) 学校再開後の主な対応（令和2年6月から令和3年5月まで）

- ・ 令和2年7月3日に、「県立高等学校及び県立中等教育学校における「通常登校」に向けた部活動の再開ガイドライン」を策定した。
- ・ 7月3日に、令和3年度の神奈川県公立高等学校入学者選抜等にお

ける学力検査については、中学校で学習していないことは出題しないという前提に立ち、その出題範囲について市町村教育委員会へ通知した。

- 7月9日に、県立高校等については、7月13日から予定した「通常登校」への移行は、生徒の通学時の感染リスクを軽減するため、朝の時差通学と組み合わせて実施することとした。
- 7月17日に、「県立高等学校及び県立中等教育学校における学校行事に関するガイドライン」を策定した。
- 8月26日に、県立学校の8月31日以降の教育活動については、「時差通学」の時間帯を拡大して継続し、県立特別支援学校については、「時差通学・短縮授業」を継続することとした。これらの措置は、当面（概ね年内）継続する。
- 11月19日に、「令和3年度神奈川県公立高等学校入学者選抜等における、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る新たな対応について」を取りまとめた。
- 11月20日に、県立学校の令和3年1月1日以降の教育活動について、県立高等学校及び県立中等教育学校については、引き続き、朝の「時差通学」の時間帯を拡大して継続し、県立特別支援学校についても「時差通学・短縮授業」を継続することとした。なお、これらの措置は、当面（概ね年度内）継続する。
- 12月11日に、文部科学省から「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」が示され、県教育委員会が作成した「保健管理等に関するガイドライン」を改訂した。
- 令和3年1月7日に、緊急事態宣言が発令され「国における緊急事態宣言に伴う県立高等学校等における教育活動について」等を県立学校に通知した。本県の感染状況、国の対処方針等を踏まえつつ、県の実施方針に沿って対応することを基本とし、感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。県立高校、中等教育学校では、朝の時差通学を徹底し、授業については短縮授業とし、特別支援学校では、時差通学及び短縮授業を徹底するなどの対応をすることとした。
- 1月14日に、令和3年度神奈川県公立高等学校入学者選抜において、Webサイトによる合格発表などの新たな感染拡大防止の取組を行うこととした。
- 1月27日に、県立学校における今春の卒業式・入学式の実施上の留意事項等を整理し県立学校に通知した。

- ・ 2月2日に、緊急事態宣言が3月7日まで延長され、県立学校では、1月7日付け通知の内容により引き続き対応することとした。
- ・ 3月5日に、緊急事態宣言が3月21日まで延長され、県立学校では、2月2日付け通知の内容により引き続き対応することとした。
- ・ 3月18日に、緊急事態宣言が3月21日をもって解除されることに伴い、県立学校では、感染防止対策を徹底しながら段階を追って対応していくこととした。県立高校、中等教育学校では、時差通学・短縮授業のうち短縮授業は行わず、当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底し、特別支援学校では、時差通学及び短縮授業を引き続き徹底するなどの対応をすることとした。
- ・ 3月24日に、緊急事態宣言解除後の段階的緩和期間及び4月1日からのリバウンド防止期間中の感染状況を踏まえ、県立学校では、感染防止対策を徹底しながら対応していくこととした。
- ・ 4月16日に、まん延防止等重点措置の実施期間中の感染状況、特に変異株の感染者が増加傾向にあること等を踏まえ、児童・生徒の安全安心を確保するため、感染防止対策をより一層徹底しながら対応することとした。
- ・ 4月22日に、県立学校では、日常の学習を継続するため、オンライン授業の試行を実施し、課題の把握と改善の検討等を行い、非常時においても学習を止めないための準備を進めるように通知した。
- ・ 5月8日に、まん延防止等重点措置の期間が5月31日まで延長され、県立学校では、感染防止対策をより一層強化・徹底しながら対応していくこととした。
- ・ 5月28日に、まん延防止等重点措置の期間が6月20日まで延長され、県立学校では、引き続き緊張感を持ち対応することとした。

※ 上記については、全市町村教育委員会に通知し、対応を依頼した。

3 県立社会教育施設の主な対応について（令和2年3月から令和3年5月まで）

- ・ 令和2年3月2日に、3月4日から3月15日まで臨時休館等とした。（図書館は、サービスの一部（窓口及び郵送（有料）による予約図書等の貸出及び返却、並びに電話、ファクシミリ、インターネットによる検索・調査相談）を継続。）
- ・ 3月11日に、3月末まで臨時休館等を延長した。（図書館は、サービスの一部を継続）

- ・ 3月24日に、期限を定めず当分の間、臨時休館等を延長した。(図書館は、サービスの一部を継続)
- ・ 4月7日に、緊急事態宣言が発令されたことに伴い、4月8日に、8月31日まで臨時休館等とした。(図書館は、サービスの一部を継続)
- ・ 4月10日に、図書館の窓口で行っている予約図書等の貸出及び返却を4月12日から5月6日まで休止した。
- ・ 5月5日に、図書館の窓口で行っている予約図書等の貸出及び返却の休止を5月31日まで延長した。
- ・ 5月25日に、緊急事態宣言が解除されたことに伴い、段階的に再開館することとした。(図書館は、5月27日から予約貸出等の窓口サービスを先行実施。図書館、金沢文庫、近代美術館、歴史博物館は6月9日から再開館。生命の星・地球博物館は7月1日から再開館。)
- ・ 5月26日に、「新型コロナウイルス感染拡大予防対策ガイドライン」を各施設に通知し、各施設では、ガイドラインに基づき、具体的な対策マニュアルを作成した。
- ・ 令和3年1月7日に、緊急事態宣言が発令され1月12日から2月7日まで博物館及び美術館については臨時休館、図書館については開館時間を最大19時までとした。
- ・ 2月2日に、緊急事態宣言が3月7日まで延長され、2月7日までとっていた対応を引き続き3月7日まで延長することとした。
- ・ 3月5日に、緊急事態宣言が3月21日まで延長され、3月7日までとっていた対応を引き続き3月21日まで延長することとした。
- ・ 3月18日に、緊急事態宣言が3月21日をもって解除されることに伴い、解除後の段階的緩和期間中の対応として、博物館・美術館については事前予約された方に限り入館を可能とし、図書館は閉館時間を最長20時までとした。
- ・ 3月24日に、4月1日からのリバウンド防止期間中の対応として、段階的緩和期間中と同様の対応を継続して行うこととした。
- ・ 4月16日に、まん延防止等重点措置期間中の対応として、博物館・美術館については事前予約された方に限り入館を可能とし、図書館は閉館時間を19時までとした。
- ・ 5月8日に、まん延防止等重点措置の期間が5月31日まで延長され、引き続き同様の対応を継続して行うこととした。
- ・ 5月28日に、まん延防止等重点措置の期間が6月20日まで延長され、引き続き緊張感を持ち同様の対応を継続して行うこととした。

4 令和3年6月以降の対応について

(1) 県立学校及び市町村立学校の対応について

ア 6月18日に、まん延防止等重点措置の期間が7月11日まで延長されたことを受け、実施期間中の感染状況、特に従来株から変異株に置き換わったと国により推定されていることを踏まえ、児童・生徒等の安全・安心を確保するため、感染防止対策を強化・徹底しながら、引き続き緊張感を持ち、以下のとおり対応していくこととし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた上で、引き続き緊張感を持ちながら、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。

<高校、中等教育学校>

- 当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。
- 今後、感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等が実施できるように校長は、引き続きカリキュラム等の検討を行う。

<特別支援学校>

- 当面の間は、時差通学及び短縮授業を、引き続き徹底する。

【具体的な対応等】

(ア) 基本的な対応について

- 児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

(イ) 感染防止対策の徹底について

- 従来株から変異株に置き換わったと国により推定されていることを踏まえ、警戒度を高め、次のとおり基本的な感染防止対策を強化し徹底する。
 - ・ 登下校中も含め、校内でのマスクの適切な着用と、毎日の健康観察を徹底する。共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液（素材により使い分け）による消毒、アルコール消毒液による手指消毒等を実施する。常時換気を基本とした換気を徹底し、校内においては可能な限り身体的距離の確保を図る。
 - ・ 食事場面における感染を防ぐため、対面にならないようにすると

ともに、身体的距離を確保し、食事中の会話や飲食物の共有は行わない。また、食事後は速やかにマスクを着用する。

- ・特にグループ等でのカラオケや食事等の感染リスクの高い行動は自粛し、不要不急の外出は控える。

(ウ) 学習活動について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続する。

(エ) 部活動について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。
- まん延防止等重点措置の実施期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。

(オ) 修学旅行等について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、修学旅行等の宿泊を伴う教育活動については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
- まん延防止等重点措置の実施期間中は、宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。

イ 7月8日に、まん延防止等重点措置の期間が8月22日まで延長されたことを受け、実施期間中の感染状況、特に、今後、変異株（デルタ株）への置き換わりが進むことが、国により想定されていることを踏まえ、児童・生徒等の安全・安心を確保するため、感染防止対策を強化・徹底しながら、引き続き緊張感を持ち、以下のとおり対応していくこととし、また、この度の実施期間に、夏季休業期間が含まれることから、特に夏季休業期間中における教育活動外の児童・生徒の行動について、令和3年7月2日付け通知「夏季休業期間中の生徒指導について」及び「夏季休業期間中の児童・生徒指導について」を踏まえ、感染症防止対策の視点からも、改めて指導するよう、7月9日に県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた上で、引き続き緊張感を持ちながら、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。

<高校、中等教育学校>

- 当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。
- 今後、感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等が実施できるように校長は、引き続きカリキュラム等の検討を行う。

<特別支援学校>

- 当面の間は、時差通学及び短縮授業を、引き続き徹底する。

【具体的な対応等】

(ア) 基本的な対応について

- 児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

(イ) 感染防止対策の徹底について

- 特に、今後、変異株（デルタ株）への置き換わりが進むことが、国により想定されていることを踏まえ、警戒度を高め、次のとおり基本的な感染防止対策を強化し徹底する。
 - ・ 登下校中も含め、校内でのマスクの適切な着用と、毎日の健康観察を徹底する。共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液（素材により使い分け）による消毒、アルコール消毒液による手指消毒等を実施する。常時換気を基本とした換気を徹底し、校内においては可能な限り身体的距離の確保を図る。
 - ・ 食事場面における感染を防ぐため、対面にならないようにするとともに、身体的距離を確保し、食事時の会話や飲食物の共有は行わない。また、食事後は速やかにマスクを着用する。
 - ・ 熱中症のおそれがある場合には、命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させる。
 - ・ 特にグループ等でのカラオケや食事等の感染リスクの高い行動は自粛し、不要不急の外出は控える。

(ウ) 学習活動について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続する。
- 補習等における学習活動については、授業に準じた扱いとする。

(エ) 部活動について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。
※まん延防止等重点措置の実施期間及び、まん延防止等重点措置期間終了後の夏季休業期間中の部活動の活動時間及び休養日については、「神奈川県立学校に係る部活動の方針（神奈川県教育委員会平成30年3月、平成31年3月一部改定）」に則り実施する。
- まん延防止等重点措置の実施期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。
- 合宿（県内及び校内合宿を含む）及び泊を伴う県外遠征については、中止とする。
- 泊を伴わない県外遠征及び他の都道府県の学校を本県に招いて行う練習試合や合同練習等については、中止とする。
※まん延防止等重点措置期間終了後であっても、感染状況によっては、引き続き合宿及び県外遠征は中止とすることがある。

(オ) 修学旅行等について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、修学旅行等の宿泊を伴う教育活動については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
- まん延防止等重点措置の実施期間中は、宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。

(カ) 学校説明会等について

- 各学校で開催する学校説明会等については、感染防止対策を徹底した上で実施する。

ウ 7月16日に、県対策本部会議において、「神奈川県緊急事態宣言」を発出し、7月22日から、現在のまん延防止等重点措置の中で最大級の対応を図り、緊急事態宣言と同等の措置を講じることとなったことから、県教育委員会として、児童・生徒等の安全・安心を確保し、学校の教育活動を継続するため、特に以下の点に留意して、感染防止対策を強化・徹底しながら対応していくこととし県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた

上で、引き続き緊張感を持ちながら、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。

【感染防止対策の強化・徹底について】

(ア) 部活動等における感染防止対策の徹底について

- 部活動の実施に当たっても、共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液（素材により使い分け）による消毒の実施や、手指のアルコール消毒液による消毒の実施、換気の徹底、身体的距離の確保などについて徹底すること。
- 熱中症のおそれがある場合には、命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させること。
- 発熱等の風邪症状が見られる場合は、登校せずに休養するとともに、医療機関を受診するよう指導すること。
- 部活動前後の食事や集団での移動の際も感染防止対策を徹底するよう指導すること。
- 登下校で公共交通機関を利用する際は、必ずマスクを着用し、会話を慎むこと、下校時は寄り道をせず、まっすぐに帰宅すること、下校途中での飲食はしないことについて指導を徹底すること。

(イ) 教育活動外の行動に係る指導について

- 夏季休業期間中であり、教育活動外の生徒の行動が活発になることが想定されることから、特にグループ等でのカラオケや食事、友人宅宿泊等による感染が報告されていることも踏まえ、そうした感染リスクの高い行動は自粛し、不要不急の外出は控えることについて指導すること。
- オリンピックは、自宅で家族等少人数で応援し、友人の家などに集まっての観戦は行わないよう指導すること。

(ウ) 家庭における感染防止対策に係る協力依頼について

- 県立高校等で感染が判明した生徒の感染経路のうち、最も多くを占めるのが家庭内感染であることから、各学校においては、旅行や帰省などで県境を越える移動についての自粛が要請されていることを踏まえ、保護者に家庭での感染予防について協力を依頼すること。

なお、上記以外の学校の教育活動等に係る取扱い等については、令和3年7月9日付け教育長通知によることとする。

エ 7月30日に、特措法に基づき、本県を緊急事態措置区域とし、緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年8月2日から8月31日までとすることとされたことを受け、知事からの協力要請により、県教育委員会として、緊急事態措置期間中の教育活動等について以下のとおり対応していくこととし、同日に「緊急事態宣言に伴う県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう要請した。

【緊急事態措置期間中における教育活動等】

(ア) 部活動について

- 緊急事態措置期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で実施する。感染リスクの高い活動は行わない。
 - ・活動場所は校内とし、活動は自校生徒のみとする。練習試合や合同練習は行わない。
 - ※合同チームの場合、他校での活動は可とする。
 - ・活動時間は、準備片付けを含め、3時間程度とする。
 - ・活動日数は、週4日を上限とする。
- 緊急事態措置期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。
- 合宿（県内及び校内合宿を含む）及び県外遠征については、中止とする。
- 大会等の14日前以降、競技実施における怪我防止等の視点から校長が必要と認める場合は、練習試合、合同練習を含めた活動内容及び活動日数等について「神奈川県立学校に係る部活動の方針」に則った必要な活動を認める。その際も、感染防止対策を徹底する。
- 熱中症のおそれがある場合には、命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させる。

(イ) 学習活動について

- 補習等の学習活動については、感染防止対策を徹底して実施す

る。

(ウ) 学校説明会等について

- 各学校で開催する学校説明会等については、感染防止対策を徹底した上で実施する。

なお、夏季休業期間終了後の教育活動については、今後の感染状況等を踏まえ、朝の時差通学の継続及び短縮授業の導入等を基本に、別途、対応を検討し、各学校へ示す。

オ 8月9日に、県対策本部会議において、人流の増加と感染力が非常に強いデルタ株の影響により、緊急事態宣言後も連日2,000人前後の新規感染者が発生し、必要な医療が提供できない、救えるはずの命が救えない、いわゆる「医療崩壊」が始まりつつある厳しい状況であることが確認され、感染激増を踏まえた対応強化を図ることとされた。

県教育委員会として、児童・生徒等の安全・安心を確保し、今後も学校の教育活動を継続していくため、また災害とも言うべき現在の感染爆発を抑えるため、さらに一層、感染防止対策を強化・徹底しながら、以下のとおり対応することとし、10日に「『緊急事態宣言後の感染激増を踏まえた対応強化』に係る県立高等学校等の対応について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう依頼した。

【県立高等学校等における感染防止対策の強化・徹底について】

令和3年7月30日付け教育長通知「緊急事態宣言に伴う県立高等学校等の教育活動等について」等に基づく取組を徹底する。

(ア) 教育活動等における感染防止対策の徹底について

- 夏季休業期間中は、必要な場合を除き、できる限り登校を控えるよう指導すること。
- やむを得ず登校する場合、登下校の際は、必ずマスクを着用し、公共交通機関利用時や路上での会話を慎むこと、また寄り道をせず、まっすぐに登下校すること、とりわけ登下校途中での飲食は絶対にしないことについて指導を徹底すること。
- 毎日の健康観察を改めて徹底し、発熱等の風邪症状が見られる場合、登校させないこと（部活動等の際も同様）。

- 教室、職員室等の共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液（素材により使い分け）による消毒を実施するとともに、教室等にアルコール消毒液を設置して手指を消毒する等の感染防止対策に引き続き取り組むこと。

＜部活動等における感染防止対策の徹底について＞

- 部活動の実施に当たっても、共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液（素材により使い分け）による消毒の実施や、手指のアルコール消毒液による消毒の実施、換気の徹底、身体的距離の確保などについて徹底すること。
- 熱中症のおそれがある場合には、命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させること。
- 発熱等の風邪症状が見られる場合は、登校せずに休養するとともに、医療機関を受診するよう指導すること。

(イ) 教育活動外の行動に係る指導について

- 夏季は教育活動外の生徒の行動が活発になることが想定されることから、特にグループ等でのカラオケや食事、友人宅宿泊、ライブハウス等における催しへの参加等による感染が報告されていることも踏まえ、そうした感染リスクの高い行動を自粛し、不要不急の外出は控えることについて指導すること。

(ウ) 家庭における感染防止対策に係る協力依頼について

- 旅行や帰省などで県境を越える移動についての自粛が要請されていること等を踏まえ、学校での感染防止対策を徹底することに加え、保護者に家庭での感染予防に協力を依頼すること。

カ 8月17日に、緊急事態措置期間が9月12日まで延長されたことを受け、実施期間中の感染状況、特に感染力が非常に強いデルタ株の影響に鑑み、児童・生徒等の安全安心を確保するため、感染防止対策をより一層強化・徹底しながら対応していくこととし、県立学校における夏季休業終了後の児童・生徒等への対応について以下のとおり、同日に「緊急事態措置期間中における夏季休業終了後の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏

まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう要請した。

＜高等学校、中等教育学校＞

- 夏季休業終了後、当面の間は、朝の時差通学を徹底する。改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、校長が登校時刻を設定する。併せて、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、全日制課程は40分×6コマ、定時制課程は40分×4コマでの授業実施を基本とする。
- 今後の感染状況により、必要に応じて分散登校が実施できるよう、校長はカリキュラム等の検討を行う。

＜特別支援学校＞

- 夏季休業終了後、当面の間は、時差通学及び短縮授業を徹底する。改めて公共交通機関利用の児童・生徒について、混雑時間等を確認した上で校長が登下校時刻を設定する。

【県立学校における夏季休業終了後の児童・生徒への対応】

(ア) 基本的な対応について

- 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

(イ) 学習活動について

- 緊急事態措置期間中は、感染リスクの高い活動は行わないこととした上で、学びを継続する。

(ウ) 部活動について

- 緊急事態措置期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は行わない。
 - ・活動場所は校内とし、活動は自校生徒のみとする。練習試合や合同練習は行わない。※合同チームの場合、他校での活動は可とする。
 - ・活動は、平日の放課後のみ90分程度、週4日を上限とする。
- 緊急事態措置期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開

催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。

- 合宿（県内及び校内合宿を含む）及び県外遠征については、中止とする。
 - 大会等の14日前以降、競技実施における怪我防止等の視点から校長が必要と認める場合は、練習試合、合同練習を含めた活動内容及び活動日数等について「神奈川県立学校に係る部活動の方針」に則った必要な活動を認める。その際も、感染防止対策を徹底する。
 - 熱中症のおそれがある場合には、命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させる。
- (エ) 学校行事等について
- a 修学旅行等について
 - 緊急事態措置期間中は、修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
 - 緊急事態措置期間中は、宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。
 - b 文化祭・体育祭等について
 - 開催する場合は、来場者を児童・生徒と保護者に限定するなど感染防止対策を徹底する。
 - c 学校説明会等について
 - 各学校で開催する学校説明会等については、感染防止対策を徹底した上で実施する。

キ 8月26日に、県対策本部会議において「子どもコロナ対策」を強化していくこととなったことから、県教育委員会として、県内の人流抑制及び学校における感染防止対策の強化という視点から、同日に「令和3年9月1日以降の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう要請した。

<高等学校、中等教育学校>

9月1日から9月12日までは、3年生は週2日、1・2年生は週1

日の登校を基本とする分散登校を実施する。

- ・分散登校の実施に当たり、登校する生徒については、朝の時差通学を徹底するとともに、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、全日制課程は40分×6コマ、定時制課程は40分×4コマでの授業実施を基本とする。その際、改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、校長が登下校時刻を設定する。
- ・登校しない日については、オンラインを活用すること等により学びを継続する。

＜特別支援学校＞

9月1日から9月12日までは、時差通学及び短縮授業を徹底する。改めて公共交通機関利用の児童・生徒について、混雑時間等を確認した上で校長が登下校時刻を設定する。

【県立学校における児童・生徒への対応】

(ア) 基本的な対応について

- 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

(イ) 学習活動について

- 分散登校の際は、感染リスクの高い活動は行わないこととした上で、学びを継続する。

(ウ) 部活動について

- 原則として中止とする。
- ただし、公式大会への参加は可とし、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。
- 大会等の14日前以降については、校長の判断により競技実施における怪我防止等の視点から必要な活動を認める。その際も、

平日の下校時刻は遅くとも 17 時とし、感染防止対策を徹底する。

- 熱中症は命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させる。
- (エ) 学校行事等について
 - a 修学旅行等について
 - 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
 - 校外活動は延期又は中止とする。
 - b 文化祭・体育祭等について
 - 延期又は中止とする。
 - c 学校説明会等について
 - 各学校で開催する学校説明会等については、原則として延期する。

ク 9月9日に、緊急事態措置期間が9月30日まで延長されたことを受け、県教育委員会として、現在の県内の感染状況、医療体制の状況等に鑑み、人流抑制及び学校における感染防止対策を徹底するという視点から、同日に「令和3年9月13日以降の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう要請した。

<高等学校、中等教育学校>

9月13日から9月30日までは、3年生は週2日、1・2年生は週1日の登校を基本とする分散登校を実施する。

- ・分散登校の実施に当たり、登校する生徒については、朝の時差通学を徹底するとともに、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、全日制課程は40分×6コマ、定時制課程は40分×4コマでの授業実施を基本とする。
- ・登校しない日については、オンラインを活用すること等により学びを継続する。

<特別支援学校>

9月13日から9月30日までは、時差通学及び短縮授業を徹底する。

【県立学校における児童・生徒への対応】

(ア) 基本的な対応について

- 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

(イ) 学習活動について

- 感染リスクの高い活動は行わないこととした上で、学びを継続する。

(ウ) 部活動について

- 原則として中止とする。
- ただし、公式大会への参加は可とし、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。
- 大会等の14日前以降については、校長の判断により競技実施における怪我防止等の視点から必要な活動を認める。その際も、平日の下校時刻は遅くとも17時とし、感染防止対策を徹底する。
- 熱中症は命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させる。

(エ) 学校行事等について

a 修学旅行等について

- 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
- 校外活動は延期又は中止とする。

b 文化祭・体育祭等について

- 延期又は中止とする。

c 学校説明会等について

- 各学校で開催する学校説明会等については、原則として延期

する。

ケ 9月28日に、9月30日をもって緊急事態措置が解除となり、10月24日まで段階的な緩和の期間とされたことを受け、県教育委員会として、現在の県内の感染状況等に鑑み、引き続き学校における感染防止対策を徹底しながら、以下のとおり対応することとし、同日に「令和3年10月1日以降の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう依頼した。

<高等学校、中等教育学校>

- 当面の間は、引き続き朝の時差通学を徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。ただし、学校の実情を踏まえ、校長が必要と認める場合は、1週間程度短縮授業とすることも可とする。
- 今後も、感染状況により、分散登校等に移行できるよう校長は必要な準備を行う。

<特別支援学校>

- 当面の間は、時差通学及び短縮授業を引き続き徹底する。

【県立学校における児童・生徒への対応】

(ア) 基本的な対応について

- 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに、オンラインの活用などにより学びの保障に取り組む。

(イ) 学習活動について

- 段階的な緩和の期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続する。
- (ウ) 部活動について
 - 段階的な緩和の期間中の部活動については、万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。
 - 大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。
- (エ) 学校行事等について
 - a 修学旅行等について
 - 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、県内や旅行先の感染状況を見極め、延期も含めて慎重に判断する。
 - b 文化祭・体育祭・学校説明会等について
 - 各学校で開催する文化祭・体育祭等の特別活動及び学校説明会等については、参加者を限定するなど、感染防止対策を徹底した上で実施する。
- コ 10月20日に、10月25日から11月30日まで基本的対策徹底期間とされたことを受け、県教育委員会として、引き続き基本的な感染防止対策を徹底しながら、以下のとおり対応することとし、同日に「令和3年10月25日以降の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう依頼した。

<高等学校、中等教育学校>

- 通常の教育活動を実施する。ただし、朝の時差通学を継続することとし、各学校の校長は、地域の公共交通機関の状況を勘案の上、生徒の登校時にできるだけ朝の混雑時間帯を避けることができ、また、学校における通常の教育活動が展開できる範囲で、概ね8時30分以降に授業開始時刻を設定する。
- 今後も、感染状況により、分散登校等に移行できるよう校長は必要な準備を行う。

＜特別支援学校＞

- 時差通学及び短縮授業を継続する。各学校の校長は、地域の交通事情の現状等を改めて確認し、必要に応じて登校時刻を検討し設定する。

【県立学校における児童・生徒への対応】

(ア) 基本的な対応について

- 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに、オンラインの活用などにより学びの保障に取り組む。

(イ) 学習活動について

- 可能な限り感染リスクの低減に努めながら、学びを継続する。

(ウ) 部活動について

- 部活動については、可能な限り感染リスクの低減に努めながら活動する。
- 大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。

(エ) 学校行事等について

a 修学旅行等について

- 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることを踏まえ、県内や旅行先の感染状況を見極め、判断する。

b 文化祭・体育祭・学校説明会等について

- 各学校で開催する文化祭・体育祭等の特別活動及び学校説明会等については、基本的な感染防止対策を徹底しながら実施する。

サ 11月22日に、県対策本部会議において、当面の間、引き続き基本的な感染防止対策を徹底することとされたことを受け、県教育委員会

として、令和3年10月20日付け通知の内容により引き続き対応することとし、同日に「今後の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう依頼した。

シ 11月29日に、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から11月22日付け事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」により保健管理等に関する新たな考え方が示されたことを踏まえて、県教育委員会が作成した「保健管理等に関するガイドライン」を改訂し、県立学校へ通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、それぞれの地域や学校の実情等に応じた対応を適切に実施するよう通知した。

ス 令和4年1月6日に、県内で新しい変異株であるオミクロン株の市中感染が認められ、これまでにない急激な感染拡大が危惧されるなど、本県の感染状況について予断を許さない状況となっていることから、各学校における冬季休業明けの教育活動の実施に当たっては、児童・生徒等の安全・安心を確保し、学校の教育活動を継続するため、全職員の共通理解のもと、これまで以上に緊張感を持って、感染防止対策を引き続き徹底し、生徒一人ひとりに対してきめ細かな指導の徹底を図るよう、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう依頼した。

セ 1月19日に、1月21日から2月13日まで、特措法に基づくまん延防止等重点措置の対象区域とされたことを受け、まん延防止等重点措置期間中の感染状況、特に感染力が強いオミクロン株の影響に鑑み、児童・生徒等の安全・安心を確保するため、基本的な感染防止対策を徹底しながら、以下のとおり対応していくこととし、同日に「令和4年1月21日以降の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。

<高等学校、中等教育学校>

- ・当面の間は、朝の時差通学を徹底する。改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、校長が登校時刻を設定する。併せて、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、全日制課程は40分×6コマ、定時制課程は40分×4コマでの授業実施を基本とする。
- ・今後の感染状況により、必要に応じて分散登校が実施できるよう、校長はカリキュラム等の検討を行う。

<特別支援学校>

- ・当面の間は、時差通学及び短縮授業を徹底する。改めて公共交通機関利用の児童・生徒について、混雑時間等を確認した上で校長が登下校時刻を設定する。

【県立学校における児童・生徒への対応】

(ア) 基本的な対応について

- 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、その状況に応じて学校の一部又は全部を臨時休業とする。
- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

(イ) 学習活動について

- 感染リスクの高い活動は可能な限り避けることとした上で、学びを継続する。

(ウ) 部活動について

- 万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。
 - ・活動場所は校内とし、活動は自校生徒のみとする。練習試合や合同練習は行わない。
 - ※合同チームの場合は、他校での活動を可とする。
 - ・活動は、平日の放課後のみ90分程度、週4日を上限とする。
- 大会等への参加については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。

- 合宿（県内及び校内合宿を含む）及び県外遠征については、中止とする。
- 大会等の 14 日前以降、競技実施における怪我防止等の視点から校長が必要と認める場合は、練習試合、合同練習を含めた活動内容及び活動日数等について「神奈川県立学校に係る部活動の方針」に則った必要な活動を認める。その際も、感染防止対策を徹底する。
- (エ) 修学旅行等について
 - 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
 - 宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。
- (オ) 卒業式について
 - 感染防止対策を徹底して実施する。
 - 実施に当たっては、次のように対応する。
 - ・ 式場における座席の間隔は可能な限り広くとること。（左右は 60cm 程度、前後は 1 m 程度の間隔を確保）
 - ・ 式への参列者は、卒業生、教職員及び式の進行に必要な在校生の代表とし、卒業生の保護者の参列も可とする。（高等学校及び中等教育学校は、生徒 1 人につき保護者 1 人まで。特別支援学校は各校の実情に応じる。）

ソ 1 月 19 日に、感染力が強い変異株（オミクロン株）による感染が拡大していることから、令和 4 年度神奈川県公立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者と認定された受検者の受検機会の更なる確保を図るため、以下のとおり対応することとした。

- 共通選抜において、2 月 21 日に予定していた追検査の日程を、学力検査日（2 月 15 日）から 10 日後の 2 月 25 日に変更する。また、2 月 22 日及び 2 月 24 日に予定していた一般募集クリエイティブスクール、連携型中高一貫教育校連携募集（県立愛川）及びインクルーシブ教育実践推進校特別募集の追検査も 2 月 25 日に変更する。
- 定通分割選抜において、定通分割選抜（3 月 11 日）を受検できなかった受検者を対象として、3 月 25 日に定通分割選抜の追加の検査を実施する。

タ 1月27日に、感染力が強い変異株（オミクロン株）による感染が拡大していることから、新型コロナウイルス感染者または濃厚接触者となったことにより、2月3日の県立中等教育学校の入学者決定検査を受検できなかった者を対象に、特例措置として2月23日に「特例による検査」を実施することとした。

チ 1月28日に、オミクロン株に係る感染の急拡大により、現在、外来診療や保健所の業務が逼迫状況となっていることから、県では、抗原検査キット等を活用した本人のセルフテスト等による陽性判明時点から、医療機関を受診せず即時に療養を開始し、ITによる健康観察サービスを受ける「自主療養」を選択できる、「自主療養」の仕組みを導入した。これに伴う「自主療養」の開始に係る学校での対応等について、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、適切に対応するよう依頼した。

ツ 2月1日に、神奈川県公立高等学校の入学者選抜等の受検者のうち無症状の濃厚接触者については、文部科学省の「令和4年度大学入学者選抜実施要項に関するQ&A」に準じて、その取扱いを定めていたが、現在の新型コロナウイルス感染症の感染の急拡大による保健所業務の逼迫等を受け、1月31日付けでこの「Q&A」に変更があったことから、本県の取扱いについても、以下のとおり新たな項目を加えて変更することとした。

【無症状の濃厚接触者の取扱い】

《下線部が新たに加えた項目》

次の要件をすべて満たす志願者については、別室において受検が認められます。

- (ア) 自治体等によるPCR検査の結果、陰性であること
 - 自治体等による検査結果が得られない場合は、抗原定性検査キットによる陰性確認をもって、受検を可能とします。
 - 抗原定性検査キットが入手できない場合は、発熱・咳等の症状がないことを十分に確認した上で、受検を可能とします。
- (イ) 検査当日も無症状であること
- (ウ) 公共の交通機関を利用せず、かつ人が密集する場所を避けて検査会場に行くこと
- (エ) 濃厚接触者等確認票を提出すること

テ 2月7日に、オミクロン株による感染拡大の中、各県立学校においては、校内における感染拡大を防止し、児童・生徒等の安全安心の確保に最大限配慮するとともに、学びの保障、児童・生徒等の「居場所」の確保の観点から、臨時休業の実施に当たっては、オミクロン株の特性を踏まえて判断することが必要であることから、県教育委員会では、文部科学省が示すガイドライン及びその運用に当たっての留意事項、並びに県感染症対策協議会における意見も参考に、県立学校における臨時休業の当面の対応を以下のとおりとすることとし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況に応じた当面の対応をとるよう依頼した。

(ア) 基本的な考え方

- この当面の対応は、感染者の急増により保健所の業務が逼迫している期間に適用するものとする。
- 各県立学校においては、校内における感染拡大を防止し、児童・生徒等の安全安心の確保を図る。併せて、学びの保障、児童・生徒等の「居場所」の確保の観点から、必要な範囲、期間に限定して臨時休業等を行う。
- 臨時休業等に当たっては、これまでと同様、オンラインを活用した学習等により、児童・生徒等の学びの保障に万全を期す。

(イ) 当面の対応

- これまで、陽性者が判明した時点で、一旦、教育活動を停止し、保健所による濃厚接触者の特定や校内消毒等の必要な対応が終わるまで、学校の一部又は全部の臨時休業を実施していた。
- 今後は、学校が濃厚接触者相当の者のリストを作成し、保健所への送付により濃厚接触者が追認される。こうしたことから、陽性者の判明から濃厚接触者の特定の間臨時休業は原則として行わない。
- ただし、各県立学校において、校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、学級の児童・生徒等の数、学級数等の実情も踏まえ、学級内の陽性者数により、臨時休業実施の判断基準をもとに検討し、県教育委員会と協議の上、必要な範囲、期間の臨時休業を実施する。

<臨時休業実施の判断基準>

- 学級閉鎖
 - ・直近3日間の陽性者が学級において、状況に応じ10～15%以上確認され、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合は、週休日等を含め3～5日間学級閉鎖を実施
- 学年閉鎖
 - ・複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合は、週休日等を含め3～5日間学年閉鎖を実施
- 学校全体臨時休業
 - ・複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、週休日等を含め3～5日間学校全体の臨時休業を実施

ト 2月10日に、2月14日から3月6日まで、引き続き特措法に基づくまん延防止等重点措置の対象区域とされたことを受け、まん延防止等重点措置期間中の感染状況、特に感染・伝播性が高いオミクロン株の影響に鑑み、児童・生徒等の安全・安心を確保するため、基本的な感染防止対策を徹底しながら、以下のとおり対応していくこととし、同日に「令和4年2月14日以降の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。

<高等学校、中等教育学校>

- ・当面の間は、朝の時差通学を徹底する。改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、校長が登校時刻を設定する。併せて、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、全日制課程は40分×6コマ、定時制課程は40分×4コマでの授業実施を基本とする。
- ・今後の感染状況により、必要に応じて分散登校が実施できるよう、校長はカリキュラム等の検討を行う。

<特別支援学校>

- ・当面の間は、時差通学及び短縮授業を徹底する。改めて公共交通機関利用の児童・生徒について、混雑時間等を確認した上で校長が登下校時刻を設定する。

【県立学校における児童・生徒への対応】

(ア) 基本的な対応について

- 児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、各学校は全体の教育活動は継続しながら、陽性者や濃厚接触者相当の者の確認、消毒作業などの必要な対応を行う。学校が濃厚接触者相当の者のリストを作成し、保健所への送付により濃厚接触者が追認されることから、陽性者の判明から濃厚接触者の特定の間の臨時休業は原則として行わない。
- ただし、校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、学級の児童・生徒等の数、学級数等の実情も踏まえ、学級内の陽性者数により、臨時休業実施の判断基準をもとに検討し、県教育委員会と協議の上、必要な範囲、期間の臨時休業を実施する。
- 臨時休業等に当たっては、オンラインを活用した学習等により、児童・生徒等の学びの保障に万全を期す。
- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

(イ) 学習活動について

- 感染リスクの高い活動は可能な限り避けることとした上で、学びを継続する。

(ウ) 部活動について

- 万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。
 - ・活動場所は校内とし、活動は自校生徒のみとする。練習試合や合同練習は行わない。
 - ※合同チームの場合は、他校での活動を可とする。
 - ・活動は、平日の放課後のみ90分程度、週4日を上限とする。
- 大会等への参加については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。
- 合宿（県内及び校内合宿を含む）及び県外遠征については、中止とする。

- 大会等の 14 日前以降、競技実施における怪我防止等の視点から校長が必要と認める場合は、練習試合、合同練習を含めた活動内容及び活動日数等について「神奈川県立学校に係る部活動の方針」に則った必要な活動を認める。その際も、感染防止対策を徹底する。
- (エ) 学校行事等について
 - a 修学旅行等について
 - 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
 - 宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。
 - b 卒業式について
 - 感染防止対策を徹底して実施する。
 - 実施に当たっては、次のように対応する。
 - ・式場における座席の間隔は可能な限り広くとること。(左右は 60cm 程度、前後は 1 m 程度の間隔を確保)
 - ・式への参列者は、卒業生、教職員及び式の進行に必要な在校生の代表とし、卒業生の保護者の参列も可とする。(高等学校及び中等教育学校は、生徒 1 人につき保護者 1 人まで。特別支援学校は各校の実情に応じる。)

ナ 2月22日に、自主療養の対象者が2月24日から変更されることを受け、これに伴う保護者等への周知等の対応について、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、適切に対応するよう依頼した。

(2) 県立社会教育施設の対応について

- ア 6月18日に、まん延防止等重点措置の期間が7月11日まで延長されたことを受け、引き続き緊張感を持ち、同様の対応を以下のとおり継続して行うこととした。
 - 博物館・美術館については原則休館のもと、事前予約された方に限り入館を可能とする。
 - 図書館は、閉館時間を19時までとして、開館する。
 - ※ 県立図書館横浜西口カウンターの開館時間を13時～19時

- 博物館・美術館、図書館における講座等については、事前予約制により実施する。
- イ 7月8日に、まん延防止等重点措置の期間が8月22日まで延長されたことを受け、引き続き緊張感を持ち、同様の対応を継続して行うこととした。
- ウ 7月16日に、「神奈川版緊急事態宣言」が発出されたことを受け、感染症の拡大防止に最大級の対応を図り、その対策を徹底するなど、引き続き緊張感を持ち、同様の対応を継続して行うこととした。
- エ 7月30日に、特措法に基づく緊急事態宣言を受け、強い危機感を持って、感染症の拡大防止対策を徹底し、8月31日まで、同様の対応を継続して行うこととした。
- オ 8月9日に、知事メッセージが発出されたことを受け、現下の極めて厳しい新型コロナウイルス感染症の状況について、施設長と全ての職員が危機感を共有し、より一層適切な施設運営に努め、引き続き8月31日まで、同様の対応を継続して行うこととした。
- カ 8月17日に、緊急事態措置期間が9月12日まで延長されたことを受け、引き続き施設の運営にあたっては、全ての職員が危機感を共有した上で、感染拡大防止対策をさらに強化・徹底し、同様の対応を継続して行うこととした。
- キ 8月26日に、知事メッセージが発出されたことを受け、本県の新規感染者は変異株（デルタ株）にほぼ置き換わったこともあって激増が続き、収束する気配が見られない状況に鑑み、引き続き施設の運営にあたっては、全ての職員が危機感を共有した上で、感染拡大防止対策を徹底し、同様の対応を継続して行うこととした。
- ク 9月9日に、緊急事態措置期間が9月30日まで延長されたことを受け、引き続き施設の運営にあたっては、全ての職員が危機感を共有した上で、感染拡大防止対策を徹底し、同様の対応を継続して行うこととした。
- なお、博物館、美術館、図書館における講座等については、原則、

延期・中止とし、開催する場合は、オンライン開催を基本とすることとした。

ケ 9月28日に、緊急事態措置を実施すべき期間が9月30日をもって解除となり、10月24日まで段階的な緩和の期間とされたことを受け、引き続き施設の運営にあたっては、感染防止対策を徹底し、同様の対応を継続して行うこととした。

コ 10月20日に、10月25日から11月30日まで基本的対策徹底期間とされたことを受け、施設の運営にあたっては、基本的な感染防止対策を徹底しながら、以下のとおり対応することとした。

- 博物館・美術館は通常開館とする。ただし、一定の人数を超えた場合、入場制限を行うことがある。
- 図書館は、開館時間を通常に戻す。ただし、一定の人数を超えた場合、入場制限を行うことがある。

サ 11月22日に、県対策本部会議において、当面の間、引き続き基本的な感染防止対策を徹底することとされたことを受け、施設の運営にあたっては、日常の感染防止対策に努め、同様の対応を継続して行うこととした。

シ 令和4年1月6日に、県内で新しい変異株であるオミクロン株の市中感染が認められ、これまでにない急激な感染拡大が危惧されるなど、本県の感染状況について予断を許さない状況となっていることから、施設の運営にあたっては、これまで以上に、基本的な感染防止対策を徹底し、対応することとした。

ス 1月19日に、1月21日から2月13日まで、特措法に基づくまん延防止等重点措置の対象区域とされたことを受け、まん延防止等重点措置期間中の対応として、基本的な感染防止対策を徹底しながら、以下のとおり対応することとした。

- 博物館・美術館は、事前予約された方に限り入館を可能とする。
- 図書館は、通常どおり開館する。なお、一定の人数を超えた場合、入場制限を行う。
- 博物館・美術館、図書館における講座等については、事前予約制により実施する。

セ 2月10日に、まん延防止等重点措置の期間が3月6日まで延長されたことを受け、施設の運営にあたっては、引き続き基本的な感染防止対策を徹底しながら、同様の対応を継続して行うこととした。

5 今後の対応

引き続き国の動向把握に努めるとともに、県内感染者の状況や県対策本部会議の方針を踏まえ対応していく。特に、感染・伝播性が高いオミクロン株の影響に鑑み、県立学校においては、基本的な感染防止対策を徹底し、児童・生徒等の安全、安心の確保と、学びの保障を両立させる取組みを継続して実施していく。

また、社会教育施設については、利用者の安全、安心を確保するため、基本的な感染防止対策を徹底し運営していく。

参考 1

県内学校における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況及び臨時休業の状況

県教育委員会把握分（令和4年2月24日現在）

1 県立学校（高等学校・中等教育学校・特別支援学校）

（1）児童、生徒

期 間	校 種	感染者数	校 数			
令和2年3月から 令和2年5月まで (学校休業期間中)	高等学校・中等教育学校	1	1			
	特別支援学校	0	0			
	小 計	1人	1校			
令和2年6月から 令和4年2月まで (学校再開後)	高等学校・中等教育学校	6,853	140			
	特別支援学校	430	29			
	小 計	7,283人	169校			
	合 計	7,284人	170校	[参考] 自主療養者数	[参考] 県立学校児童・ 生徒数	[参考] 県立学校数
				105人	124,814人	169校

（2）教職員

期 間	校 種	感染者数	校 数			
令和2年3月から 令和2年5月まで (学校休業期間中)	高等学校・中等教育学校	1	1			
	特別支援学校	1	1			
	小 計	2人	2校			
令和2年6月から 令和4年2月まで (学校再開後)	高等学校・中等教育学校	525	133			
	特別支援学校	234	29			
	小 計	759人	162校			
	合 計	761人	164校	[参考] 自主療養者数	[参考] 県立学校教員数 (本務者)	[参考] 県立学校数
				15人	11,354人	169校

（3）臨時休業（学校の全部）の状況

期 間	校 種	校 数
令和2年6月から 令和4年2月まで (学校再開後)	高等学校・中等教育学校	118
	特別支援学校	16
	合 計	134校

※県立学校児童・生徒数及び県立学校教員数(本務者)は、令和3年5月1日現在「令和3年度学校基本調査(確定値)」より

(4) 月別感染者数
 <児童、生徒>

				<教職員>	
年月	校種	感染者数	合計	感染者数	合計
令和2年 3月	高等学校・中等教育学校	0	0	0	0
	特別支援学校	0			
令和2年 4月	高等学校・中等教育学校	0	0	1	1
	特別支援学校	0			
令和2年 5月	高等学校・中等教育学校	1	1	0	1
	特別支援学校	0			
小計	高等学校・中等教育学校	1人	1人	1人	2人
	特別支援学校	0人			
令和2年 6月	高等学校・中等教育学校	0	1	0	0
	特別支援学校	1			
令和2年 7月	高等学校・中等教育学校	6	6	0	2
	特別支援学校	0			
令和2年 8月	高等学校・中等教育学校	27	29	2	3
	特別支援学校	2			
令和2年 9月	高等学校・中等教育学校	13	18	4	4
	特別支援学校	5			
令和2年 10月	高等学校・中等教育学校	7	7	0	1
	特別支援学校	0			
令和2年 11月	高等学校・中等教育学校	20	25	3	5
	特別支援学校	5			
令和2年 12月	高等学校・中等教育学校	77	81	8	10
	特別支援学校	4			
令和3年 1月	高等学校・中等教育学校	245	251	21	23
	特別支援学校	6			
令和3年 2月	高等学校・中等教育学校	39	40	6	10
	特別支援学校	1			
令和3年 3月	高等学校・中等教育学校	30	31	13	14
	特別支援学校	1			
小計	高等学校・中等教育学校	464人	489人	57人	72人
	特別支援学校	25人			
令和3年 4月	高等学校・中等教育学校	62	63	15	16
	特別支援学校	1			
令和3年 5月	高等学校・中等教育学校	81	85	8	12
	特別支援学校	4			
令和3年 6月	高等学校・中等教育学校	63	67	8	9
	特別支援学校	4			
令和3年 7月	高等学校・中等教育学校	259	278	22	39
	特別支援学校	19			
令和3年 8月	高等学校・中等教育学校	1,092	1,141	73	90
	特別支援学校	49			
令和3年 9月	高等学校・中等教育学校	308	325	8	9
	特別支援学校	17			
令和3年 10月	高等学校・中等教育学校	14	18	0	2
	特別支援学校	4			
令和3年 11月	高等学校・中等教育学校	7	7	0	0
	特別支援学校	0			
令和3年 12月	高等学校・中等教育学校	5	5	2	3
	特別支援学校	0			
令和4年 1月	高等学校・中等教育学校	2,251 (15)	2,323	165 (0)	210
	特別支援学校	72 (1)		45 (2)	
令和4年 2月	高等学校・中等教育学校	2,247 (79)	2,482	167 (7)	297
	特別支援学校	235 (10)		130 (6)	
小計	高等学校・中等教育学校	6,389人 (94)	6,794人	468人 (7)	687人
	特別支援学校	405人 (11)		219人 (8)	
合計	高等学校・中等教育学校	6,854人 (94)	7,284人	526人 (7)	761人
	特別支援学校	430人 (11)		235人 (8)	

※ () は自主療養者数で外数

(5) 県立学校児童・生徒の感染状況（学校再開後：令和2年6月から令和4年2月まで）

高等学校・中等教育学校

感染経路	割合
家庭内感染	26%
学校内感染	6%
その他（家庭・学校以外の活動・交流等）	4%
感染経路不明	64%

特別支援学校

感染経路	割合
家庭内感染	24%
学校内感染	7%
その他（家庭・学校以外の活動・交流等）	18%
感染経路不明	51%

(6) 県立学校教職員の感染状況（学校再開後：令和2年6月から令和4年2月まで）

感染経路	割合
家庭内感染	19%
学校内感染	2%
その他（家庭・学校以外の活動・交流等）	2%
感染経路不明	77%

2 市町村立学校（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）

（1）児童、生徒

期 間	校 種	感染者数	校 数	
令和2年3月から 令和2年5月まで (学校休業期間中)	高等学校	0	0	
	中学校	5	4	
	小学校	12	11	
	特別支援学校	1	1	
	小 計	18人	16校	
令和2年6月から 令和4年2月まで (学校再開後)	高等学校	757	17	
	中学校	8,462	402	
	小学校	25,821	835	
	特別支援学校	175	17	
	小 計	35,215人	1,271校	
合 計	35,233人	1,287校		

〔参考〕	
市町村立学校児童・生徒数	市町村立学校数
657,202人	1,296校

（2）教職員

期 間	校 種	感染者数	校 数	
令和2年3月から 令和2年5月まで (学校休業期間中)	高等学校	0	0	
	中学校	1	1	
	小学校	2	2	
	特別支援学校	0	0	
	小 計	3人	3校	
令和2年6月から 令和4年2月まで (学校再開後)	高等学校	82	16	
	中学校	474	232	
	小学校	1,260	530	
	特別支援学校	79	15	
	小 計	1,895人	793校	
合 計	1,898人	796校		

〔参考〕	
市町村立学校教職員数（本務者）	市町村立学校数
41,562人	1,296校

（3）臨時休業（学校の全部）の状況

期 間	校 種	校 数
令和2年6月から 令和4年2月まで (学校再開後)	高等学校	11
	中学校	67
	小学校	115
	特別支援学校	7
	合 計	200校

※市町村立学校児童・生徒数及び市町村立学校教職員数(本務者)は、令和3年5月1日現在「令和3年度学校基本調査(確定値)」より

(4) 月別感染者数
 <児童、生徒>

年月	校種	<児童、生徒>		<教職員>	
		感染者数	合計	感染者数	合計
令和2年 3月	高等学校	0	1	0	0
	中学校	0			
	小学校	1			
	特別支援学校	0			
令和2年 4月	高等学校	0	13	0	3
	中学校	3			
	小学校	9			
	特別支援学校	1			
令和2年 5月	高等学校	0	4	0	0
	中学校	2			
	小学校	2			
	特別支援学校	0			
小計	高等学校	0人	18人	0人	3人
	中学校	5人			
	小学校	12人			
	特別支援学校	1人			
令和2年 6月	高等学校	0	3	0	0
	中学校	1			
	小学校	2			
	特別支援学校	0			
令和2年 7月	高等学校	0	11	0	8
	中学校	2			
	小学校	9			
	特別支援学校	0			
令和2年 8月	高等学校	2	80	0	13
	中学校	17			
	小学校	61			
	特別支援学校	0			
令和2年 9月	高等学校	0	60	1	5
	中学校	20			
	小学校	40			
	特別支援学校	0			
令和2年 10月	高等学校	1	83	0	5
	中学校	28			
	小学校	54			
	特別支援学校	0			
令和2年 11月	高等学校	8	101	4	19
	中学校	39			
	小学校	52			
	特別支援学校	2			
令和2年 12月	高等学校	17	324	2	44
	中学校	150			
	小学校	155			
	特別支援学校	2			
令和3年 1月	高等学校	31	707	5	107
	中学校	251			
	小学校	418			
	特別支援学校	7			
令和3年 2月	高等学校	3	121	0	16
	中学校	36			
	小学校	80			
	特別支援学校	2			
令和3年 3月	高等学校	2	84	0	14
	中学校	22			
	小学校	59			
	特別支援学校	1			
小計	高等学校	64人	1,574人	12人	231人
	中学校	566人			
	小学校	930人			
	特別支援学校	14人			

年月	校種	感染者数	合計	感染者数	合計
令和3年 4月	高等学校	7	170	3	26
	中学校	52		4	
	小学校	108		18	
	特別支援学校	3		1	
令和3年 5月	高等学校	21	317	3	47
	中学校	103		14	
	小学校	193		29	
	特別支援学校	0		1	
令和3年 6月	高等学校	19	264	0	35
	中学校	76		15	
	小学校	168		16	
	特別支援学校	1		4	
令和3年 7月	高等学校	31	790	5	110
	中学校	336		32	
	小学校	414		69	
	特別支援学校	9		4	
令和3年 8月	高等学校	132	3,396	12	294
	中学校	1,272		83	
	小学校	1,946		193	
	特別支援学校	46		6	
令和3年 9月	高等学校	43	1,235	0	49
	中学校	424		20	
	小学校	757		29	
	特別支援学校	11		0	
令和3年 10月	高等学校	3	82	0	0
	中学校	17		0	
	小学校	61		0	
	特別支援学校	1		0	
令和3年 11月	高等学校	1	27	0	1
	中学校	4		1	
	小学校	22		0	
	特別支援学校	0		0	
令和3年 12月	高等学校	0	62	0	3
	中学校	10		1	
	小学校	52		2	
	特別支援学校	0		0	
令和4年 1月	高等学校	201	11,253	19	702
	中学校	2,716		152	
	小学校	8,300		487	
	特別支援学校	36		44	
令和4年 2月	高等学校	235	16,045	28	397
	中学校	2,886		95	
	小学校	12,870		267	
	特別支援学校	54		7	
小計	高等学校	693人	33,641人	70人	1,664人
	中学校	7,896人		417人	
	小学校	24,891人		1,110人	
	特別支援学校	161人		67人	
合計	高等学校	757人	35,233人	82人	1,898人
	中学校	8,467人		475人	
	小学校	25,833人		1,262人	
	特別支援学校	176人		79人	

(5) 市町村立学校児童・生徒の感染状況（学校再開後：令和2年6月から令和4年2月まで）

高等学校

感染経路	割合
家庭内感染	19%
学校内感染	5%
その他（家庭・学校以外の活動・交流等）	2%
感染経路不明	74%

中学校

感染経路	割合
家庭内感染	36%
学校内感染	2%
その他（家庭・学校以外の活動・交流等）	3%
感染経路不明	60%

小学校

感染経路	割合
家庭内感染	31%
学校内感染	1%
その他（家庭・学校以外の活動・交流等）	2%
感染経路不明	67%

特別支援学校

感染経路	割合
家庭内感染	26%
学校内感染	2%
その他（家庭・学校以外の活動・交流等）	19%
感染経路不明	53%

(6) 市町村立学校教職員の感染状況（学校再開後：令和2年6月から令和4年2月まで）

感染経路	割合
家庭内感染	19%
学校内感染	3%
その他（家庭・学校以外の活動・交流等）	3%
感染経路不明	75%

県立高等学校・県立中等教育学校の授業開始時刻の状況

＜県立高等学校 137 校（全日制 135 校・昼間定時制 2 校）、県立中等教育学校 2 校＞

（通信制である、横浜修悠館高校を除く。）

授業開始時刻（令和 4 年 2 月 24 日現在）

授業開始時刻	学校数
8:30	1
8:45	1
8:50	7
8:55	2
9:00	33
9:05	10
9:10	35
9:15	9
9:20	28
9:25	2
9:30	7
9:35	2
9:40	1
9:50	1
計	139

※ 通常の授業開始時刻は、概ね 8:50 である。

（一部の県立高等学校を除く。）

県立特別支援学校高等部の登校時刻の状況

＜県立特別支援学校 29 校＞

登校時刻（令和 4 年 2 月 24 日現在）

登校時刻	学校数
8:45	2
8:50	5
8:55	3
9:00	8
9:10	1
9:15	1
9:20	1
9:30	6
9:45	1
9:50	1
計	29

※ 「通常登校」時の登校時刻は、概ね 8:30～9:00 である。

※ 表は、平塚盲学校、平塚ろう学校、横浜南養護学校以外は、公共交通機関を利用することの多い高等部知的障害教育部門の登校時刻である。

※ スクールバスの運行については、学校長が地域の交通事情の現状等を改めて確認した上で運行している。

参考 3

県内学校の臨時休業等の状況について

1 県立学校の状況（令和4年2月24日時点）

校種	学校全体の臨時休業を行っている学校数	特定の学年・学級の臨時休業を行っている学校数	臨時休業を行う学校の割合
高等学校・中等教育学校 (140校)	0校	0校	0.00%
特別支援学校 (29校)	0校	6校	20.68%
合計	0校	6校	3.55%

※県教育委員会把握数

2 市町村立学校の状況（令和4年2月22日時点）

校種	学校全体の臨時休業を行っている学校数	特定の学年・学級の臨時休業を行っている学校数	臨時休業を行う学校の割合
小学校 (851校)	1校	123校	14.57%
中学校 (407校)	0校	22校	5.41%
合計	1校	145校	11.61%

※文部科学省「新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業状況調査」報告数

新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について
(令和2年2月から令和3年5月まで)

○ 臨時休業から学校再開までの動き (令和2年2月から5月まで)

日付	主な内容等
令和2年 2月28日	文部科学事務次官通知を受け、感染防止を図り、子どもたちの安全、安心を確保するために、県立学校については3月2日から春季休業の開始日までの間、臨時休業とし、全市町村教育委員会に対しても同様の対応を要請した。
3月30日	県立学校については、4月6日から2週間程度を臨時休業とした。また、4月2日に、全市町村教育委員会に対して、県立学校の取組を参考として、2週間程度の臨時休業等、感染拡大防止の取組への協力を要請した。
4月7日	新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）に基づく、国の緊急事態宣言が発令されたことに伴い、知事からの協力要請を受け、県立学校については5月6日まで臨時休業を延長し、全市町村教育委員会に対しても同様の対応を要請した。
5月4日	国の緊急事態宣言が5月31日まで延長されたことに伴い、知事からの協力要請を受け、県立学校については5月31日まで臨時休業を延長し、全市町村教育委員会に対しても同様の対応を要請した。
5月22日	<p>国の緊急事態宣言が解除され、県立学校の臨時休業を終了し、6月1日に再開する場合に備え、学校の教育活動の再開に向け、必要となる様々な配慮や工夫、留意すべき事項について、「教育活動の再開等に関するガイドライン」として取りまとめ、「県立学校における教育活動の再開に向けた準備等について」を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会へガイドラインを参考に、所管する各学校における教育活動の再開に向け、必要な検討、準備を進めるよう依頼した。</p> <p>【学校の教育活動の再開に関する基本的な考え方】</p> <p>○ 臨時休業終了後の学校の教育活動については、社会全体が長期にわたり新型コロナウイルスとともに生きていかなければならないという認識の下、次世代を担う子どもたちの健康には、</p>

	<p>より慎重に対応する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校の教育活動の再開については、ガイダンスなどの準備期間、分散登校、時差通学・短縮授業など段階的に行っていく。 ○ 学校の教育活動の再開後は、引き続き基本的な感染症対策の実施の徹底を図るなど、新型コロナウイルス感染症の感染防止に万全の措置を講じる。 ○ 今後の国の動向や県内の感染状況等により、段階的再開の日程の変更はあり得る。
5月25日	<p>国の緊急事態宣言の解除を受け、知事からの協力要請が解除されることから、県教育委員会としての対応を以下の(ア)から(ウ)のとおりとし、同日に、「国における緊急事態宣言解除に伴う県立高等学校における教育活動等の再開について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会へ休業要請の解除と、今後の学校再開についての適切な対応を依頼した。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 県立学校は、6月1日から教育活動を再開する。 (イ) 学校としての必要な受け入れ態勢を整えるため、5月31日まで臨時休業を継続する。 (ウ) 臨時休業終了後の県立学校の再開にあたっては、ガイダンスなどの準備期間、分散登校、時差通学・短縮授業など、段階的に行っていく。

○ 学校再開後の動き（令和2年6月から令和3年5月まで）

日付	主な内容等
令和2年 6月24日	<p>県内の新規陽性患者数が減少傾向となっており、6月18日に新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針が改定され、営業時間の短縮や県域を越えた移動の自粛の要請等が解除(ステップ2へ移行)されたこと等を受け、5月22日に示した「ガイドライン(高等学校・中等教育学校)」における県立高校等の段階的な再開の期間等を変更し、「通常登校」の実施時期の前倒しを、以下の(ア)及び(イ)のとおり予定することとし、同日に、県立高等学校及び県立中等教育学校に通知した。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 「分散登校Ⅱ」(6月22日～27日)及び「時差短縮Ⅰ」(6月29日～7月4日)までは、当初の予定の通りとする。 (イ) 「時差短縮Ⅱ」(7月6日～8月29日)の期間中である、7月上旬(6月19日から概ね3週間後)における県内感染状況

日付	主な内容等
	<p>が現状と同程度である場合は、「時差短縮Ⅱ」の期間を1週間に短縮し、7月13日から「通常登校」に移行する。</p> <p>県立特別支援学校については、感染すると重症化するリスクが高い児童・生徒等が在籍していることなどから、教育活動の段階的再開については、より一層慎重に進めていくことが必要であるため、「ガイドライン（特別支援学校）」に記載した予定通りとする。</p> <p>なお、県内の感染状況や国の動向等により、期間等については変更する場合がある。</p>
7月3日	<p>5月22日に示した「県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン（高等学校・中等教育学校）」及び6月24日付け「県立高校等の「通常登校」の実施時期の前倒しの予定について（通知）」を踏まえ、「県立高等学校及び県立中等教育学校における「通常登校」に向けた部活動の再開ガイドライン」を、以下の(ア)から(エ)のとおり策定し、県立高等学校及び県立中等教育学校に通知した。</p> <p>(ア) 現時点で予定どおり7月13日から「通常登校」に移行した場合は、感染症対策を講じながら公式大会やコンクール等への参加を含め通常通り部活動を実施する。</p> <p>(イ) 各種目の中央競技団体等が作成したガイドライン等を示された練習内容や競技実施上の留意点等も踏まえ、各学校の実情に応じ、日頃の校内練習や大会参加に当たっての必要な感染防止対策を講じる。</p> <p>(ウ) 生徒の怪我防止には十分留意するとともに、部活動の再開時期が高温多湿の時期となることから、特に熱中症予防に係る対応について、顧問、生徒共に「神奈川県立学校熱中症予防ガイドライン」をもとに、万全な対策を講じる。</p> <p>(エ) 部活動ごとに活動方針及び活動計画を作成することや生徒の健康状態を把握することなどの「事前の確認事項」、健康観察票をもとに、健康状態を確認した上で、参加させることなどの「活動前後の留意事項」、「3密」の回避や、必要に応じて適宜、手洗いやうがい、使用器具等の消毒を行うなど、感染防止対策に万全を期すことなどの「活動時の留意事項」を踏まえ、各学校で部活動を実施する。</p>

日付	主な内容等								
7月3日	<p>市町村立中学校等で長期間にわたり臨時休業等が実施されていたことを踏まえ、令和3年度の神奈川県公立高等学校入学者選抜等における学力検査については、中学校で学習していないことは出題しないという前提に立ち、その出題範囲を以下の(ア)から(オ)のとおりとし、市町村教育委員会等に通知した。</p> <p>(ア) 公立高等学校入学者選抜における学力検査では、社会、数学、理科については、学習指導要領に示された全ての学習内容を中学校第3学年の1月末までに学ぶことは難しいと判断し、次の表の内容（当該各教科の教科書において最後に学習する内容）について、出題範囲から除く。</p> <table border="1" data-bbox="411 779 1417 996"> <thead> <tr> <th>教科</th> <th>出題範囲から除く内容(※)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会</td> <td>公民的分野で学習する内容のうち、「私たちと国際社会の諸課題」</td> </tr> <tr> <td>数学</td> <td>中学校第3学年で学習する内容のうち、「資料の活用(標本調査)」</td> </tr> <tr> <td>理科</td> <td>第1分野で学習する内容のうち、「科学技術と人間」 第2分野で学習する内容のうち、「自然と人間」</td> </tr> </tbody> </table> <p>※内容の単元名は「中学校学習指導要領(平成20年3月告示)」の内容に基づく。</p> <p>(イ) 国語、外国語(英語)については、3年間を通じて学習すべき内容を繰り返し学ぶという教科の特性があり、学習指導要領上の特定の学習内容を出題範囲から除くことは難しいと判断しているが、漢字及び英単語を学習する順序が各中学校で使用する教科書により異なるため、公平性を担保する観点から、漢字や英単語を問う問題（読み・書き・意味）において、中学校第3学年で新たに学習する漢字及び英単語は、出題範囲から除く。</p> <p>(ロ) 学力検査の他、各校の特色に応じて実施する特色検査のうち、学力向上進学重点校等で実施している、記述型の自己表現検査についても、学力検査と同様の内容を出題範囲から除く。</p> <p>(ハ) 県立中等教育学校入学者決定検査における適正検査では、公立高等学校入学者選抜における学力検査と異なり、各教科で学習した内容を問うのではなく、これからの社会で必要とされる幅広い教養を育成していく上での基礎的な力を測ることから、出題範囲の限定は行わない。</p> <p>(ニ) 県立中等教育学校入学者決定検査におけるグループ活動</p>	教科	出題範囲から除く内容(※)	社会	公民的分野で学習する内容のうち、「私たちと国際社会の諸課題」	数学	中学校第3学年で学習する内容のうち、「資料の活用(標本調査)」	理科	第1分野で学習する内容のうち、「科学技術と人間」 第2分野で学習する内容のうち、「自然と人間」
教科	出題範囲から除く内容(※)								
社会	公民的分野で学習する内容のうち、「私たちと国際社会の諸課題」								
数学	中学校第3学年で学習する内容のうち、「資料の活用(標本調査)」								
理科	第1分野で学習する内容のうち、「科学技術と人間」 第2分野で学習する内容のうち、「自然と人間」								

日付	主な内容等
	<p>(与えられた課題について、自分の意見をまとめた後、グループでの話し合いを行い、集団の中での人間関係構築力の基礎的な力と中等教育学校で学ぼうとする意欲や目的意識をみる検査) については、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じて適切に実施することが困難であると判断し、実施しない。</p>
7月9日	<p>新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議（以下、「県対策本部会議」という。）における県内の感染状況に関する評価を踏まえ、県立高校等については生徒の安全、安心の確保と、生徒の学びの保障をさらに図ることを両立させるため、7月13日から予定していた「通常登校」への移行については、生徒の通学時の感染リスクを軽減するため、朝の「時差通学」と組み合わせて実施することとし、同日、以下の(ア)から(ケ)の内容について各県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染拡大防止の取組みを引き続き徹底するよう通知した。</p> <p>(ア) 朝の混雑時間帯を避けるため、始業時刻を概ね30分程度繰り下げる「時差通学」（授業開始時刻を通常の8時50分から概ね9時20分以降とする。）を実施する。</p> <p>(イ) 「時差通学」による授業開始時刻は、学校や生徒の状況により各学校長が判断する。</p> <p>(ウ) 公共交通機関等の状況から、上記により難しい場合は教育委員会と協議する。</p> <p>(エ) 「時差通学」の継続については、原則として概ね3週間後の県内の感染状況等により判断する。ただし、その時点で「時差通学」を継続しない場合であっても、学校長の判断により個別に「時差通学」を継続することは可能とする。</p> <p>(オ) 授業については、原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。</p> <p>(カ) 部活動については、感染症対策を講じながら、「部活動の再開ガイドライン」（7月3日付けで通知）等に基づき実施する。</p> <p>(キ) 学校行事については、感染症対策を講じた上で実施可能とし、今後、実施に当たっての対応等を記載した「ガイドライン」を作成し、各学校に示す予定。</p>

日付	主な内容等
	<p>(ク) 県立特別支援学校については、5月22日付けで示した「ガイドライン（特別支援学校）」に記載した予定通りとする。</p> <p>(ケ) 今後も、県内の感染状況等を踏まえ、「時差短縮」や「分散登校」に戻すことを含め、教育活動の段階や期間等について検討し、変更することがある。</p>
7月17日	<p>県立高校等の「通常登校」の実施に伴い、各学校行事の留意事項等について、「県立高等学校及び県立中等教育学校における学校行事に関するガイドライン」として取りまとめ、同日、県立高等学校及び県立中等教育学校に通知した。</p> <p>【学校行事の実施に関する基本的な考え方等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校の教育活動に関する指導計画の見直しにあたっては、行事と授業のバランスを取りながら、各学校や生徒の実情を踏まえて学校行事の実施について判断する。 ○ 実施に当たっては、感染防止に万全の措置を講ずる。 ○ 今後の状況の変化に柔軟に対応できるようにする。 ○ 卒業式、入学式については、時期を改めて、留意点等を学校に示す予定。 ○ 特別支援学校については、8月31日からを予定している「通常登校」の実施に合わせ、学校行事ガイドラインを示す予定。
7月29日	<p>県対策本部会議における県内の感染状況の報告を受け、8月1日以降の県立高等学校及び県立中等教育学校の教育活動については、概ね30分程度始業時間を繰り下げる「時差通学」を引き続き実施することとした。その後については、8月下旬に県内の感染状況等を踏まえ判断することとしている。</p>
8月26日	<p>県立学校の8月31日以降の教育活動について、県立高等学校及び県立中等教育学校については、「時差通学」の時間帯を拡大して継続し、また、県立特別支援学校については、より慎重な対応が必要な児童・生徒等が在籍していることを考慮し、「時差通学・短縮授業」を継続することとし、同日、以下の(ア)及び(イ)のとおり県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染拡大防止の取組みを引き続き徹底するよう通知した。</p> <p>なお、これらの措置は、当面（概ね年内）継続する。</p> <p>(ア) 県立高等学校及び県立中等教育学校について</p>

日付	主な内容等
	<p>学校長が、地域の公共交通機関の状況を勘案の上、生徒の登校時にできるだけ朝の混雑時間帯を避けることができ、また、学校における通常の教育活動が展開できる範囲で、概ね8時30分以降に授業開始時刻を設定すること。</p> <p>(イ) 県立特別支援学校について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 登校時刻については、学校長が地域の交通事情の現状等を改めて確認し、必要に応じて設定し直すことも可能とする。 ○ 下校時刻については、学校長が、学びの保障（学校行事等に係る授業時間の確保や、高等部における現場実習、進路指導等）や校内の感染症対策に取り組む時間の確保、地域の交通事情、さらには「放課後等デイサービス」への円滑な接続等、各学校の実情を勘案し、概ね午後2時から午後3時30分の間で設定すること。 ○ 併せて、これまで「通常登校」移行前は原則として実施しないとしていた学校行事や、活動を一部制限していた部活動については、別に示す各ガイドラインに則った実施を可能とする。
11月19日	<p>「令和3年度神奈川県公立高等学校入学者選抜等における、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る新たな対応について」を取りまとめ、入学者選抜等における、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取組に万全を期すとともに、受検者の受検機会の確保を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公立高等学校入学者選抜（共通選抜）における志願手続の郵送対応について ○ 公立高等学校入学者選抜における検査時の対応について ○ 新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者の対応について ○ 新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者を対象とした「追加の二次募集」について ○ 県立中等教育学校入学者決定検査についてなどの対応をすることとした。
11月20日	<p>県対策本部会議における県内の感染状況の報告を受け、県立学校の令和3年1月1日以降の教育活動について、県立高等学校及び県立中等教育学校については、引き続き、朝の「時差通学」の時間帯を拡大して継続し、また、県立特別支援学校についても、これまでどおり「時差通学・短縮授業」を継続することとし、同</p>

日付	主な内容等
	<p>日、以下の(ア)及び(イ)のとおり県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染拡大防止の取組みを引き続き徹底するよう通知した。</p> <p>なお、これらの措置は、当面（概ね年度内）継続する。</p> <p>(ア) 県立高等学校及び県立中等教育学校について</p> <p>学校長が、地域の公共交通機関の状況を改めて勘案の上、生徒の登校時にできるだけ朝の混雑時間帯を避けることができ、また、通常の学校における教育活動が展開できる範囲で、概ね8時30分以降に授業開始時刻を設定すること。</p> <p>(イ) 県立特別支援学校について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 登校時刻については、学校長が地域の交通事情の現状等を改めて確認し、必要に応じて登校時刻を検討・設定することを可能とする。 ○ 下校時刻については、学校長が、学びの保障（学校行事等に係る授業時間の確保や、高等部における現場実習、進路指導等）や校内の感染症対策に取り組む時間の確保、地域の交通事情、さらには「放課後等デイサービス」への円滑な接続等、各学校の実情を勘案し、概ね午後2時から午後3時30分の間で設定すること。
11月27日	<p>県対策本部会議において、県内の新型コロナウイルスの感染レベルが、ステージⅢ（感染急増）目前である危機感を共有するため「ステージⅢ警戒宣言」が知事から発せられた。これを受け、同日、以下の(ア)及び(イ)のとおり県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染防止策を改めて徹底するよう通知した。</p> <p>(ア) 各学校においては、飛沫が飛び交うことによる感染リスクの低減を図るため、授業や特別活動、部活動における、マスクの着用や適切な身体的距離の確保や換気といった感染防止策を改めて徹底すること。</p> <p>(イ) 5月22日付け「県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン」等を示された「基礎疾患があるなど重症化するおそれがある児童・生徒等」、「感染の可能性についての保護者の申し出に合理的な理由があると判断する場合」の出欠席の取扱い</p>

日付	主な内容等
	<p>については、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とするとともに、ICTを活用するなど当該児童・生徒等の学びの保障に取り組むこと。</p>
12月3日	<p>県対策本部会議において、知事メッセージとして、国が感染拡大防止に向けた集中期間としている同月17日までの間、特措法第24条9項に基づき、事業者及び県民への感染拡大防止に向けた要請がなされた。これを受け、同日、以下の(ア)及び(イ)のとおり県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染拡大防止に向けた指導の徹底について通知した。</p> <p>各学校においては、引き続き、児童・生徒等に対し、</p> <p>(ア) 基本的な感染防止対策を心がけ、日常生活のあらゆる場面で用心を徹底すること。</p> <p>(イ) 12月3日から17日までの間は、人との接触機会を減らすため、外出は控えめにすること。</p> <p>なお、このことにより、部活動等、学校の教育活動に位置付けられた活動を制限するものではない。</p>
12月11日	<p>文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から12月3日付け事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」により保健管理等に関する新たな考え方が示されたことを踏まえて、県教育委員会が作成した「保健管理等に関するガイドライン」を改訂し、県立学校へ通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、それぞれの地域や学校の実情等に応じた対応を適切に実施するよう通知した。</p> <p>○ 学校で感染者が発生した場合の臨時休業について</p> <p>今回の文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」では、これまで、感染者が判明した時点で、「濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間、学校の全部又は一部の臨時休業を実施」としていた対応を見直し、「臨時休業を直ちに行うのではなく、設置者において、保健所と相談の上、臨時休業の可否を判断すること」とされている。</p>

日付	主な内容等
	<p>県教育委員会のこれまでの対応は、改訂前の国の対応と同様としており、県内の感染状況を踏まえ、当面の間、この対応を維持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ マスク等の着用について <p>学校教育活動においては、児童・生徒等及び教職員は、十分な身体的距離（概ね1～2メートル）が確保できる場合や体育の授業においては、着用の必要はない。ただし、十分な身体的距離（概ね1～2メートル）が確保できない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用すること。</p> ○ 教室等の換気の徹底について <p>冬季は、冷気が入り込むため自然換気を実施しづらい時期であるが、空気の乾燥で飛沫が飛びやすくなること、季節性インフルエンザ流行が懸念される時期でもあることから、徹底して換気に取り組むこと。その際に、健康被害が生じないように、児童生徒等に温かい服装を心がけるよう指導し、学校内（授業中含む）の保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応すること。</p> <p>などの対応をすることとした。</p>
12月15日	<p>県対策本部会議において、知事メッセージとして、医療現場の厳しい状況に鑑み、年末年始に必要な医療を受けられなくなることが現実となる危機感を持ち、コロナを自分事として受け止め、行動変容を強く促すため、改めて特措法第24条9項に基づき、事業者及び県民への感染拡大防止に向けた要請がなされた。これを受け、同日、以下のとおり県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染拡大防止に向けた指導の徹底について通知した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各学校においては、引き続き、児童・生徒等に対し、基本的な感染防止対策を、日常生活のあらゆる場面で徹底し、特に、「飛沫に徹底用心」を強く意識することなどについて、改めて緊張感を持って対応するよう指導すること。
12月25日	<p>現時点の感染状況を踏まえ、県立学校の令和3年1月1日以降の教育活動の実施に当たっては、当面、感染が拡大している期間については、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学</p>

日付	主な内容等
	<p>びを継続することとし、同日、以下の(ア)から(ウ)のとおり県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに教育活動の実施に係る留意事項を参考に適切に扱うように通知した。</p> <p>(ア) 現在の感染状況に応じた授業及び部活動の実施にあたっては留意事項に基づき適切に取り扱う。</p> <p>(イ) 出欠席の取扱いと学びの継続について、柔軟に取り扱う。</p> <p>(ウ) 教職員一人ひとりが「教職員の感染防止対策」を踏まえた感染防止対策を徹底する。</p>
<p>令和3年 1月5日</p>	<p>1月4日に開催された県対策本部会議における知事メッセージを踏まえ、緊急事態宣言の発令も見込まれる中、改めて12月25日付け通知で示した感染防止対策を徹底するよう県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、12月25日付け通知で示した感染防止対策を参考に、適切に取り組むよう通知した。</p>
<p>1月7日</p>	<p>特措法に基づく国の緊急事態宣言が発令されたことに伴い、知事からの協力要請を受け、県教育委員会としての対応を以下のとおりとし、同日に「国における緊急事態宣言に伴う県立高等学校等における教育活動について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の基本的な対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう要請した。</p> <p>【緊急事態宣言期間中の教育活動に係る基本的な対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本県の感染状況、国の対処方針等を踏まえつつ、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」に沿って対応することを基本とし、感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。 ○ 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。 ○ 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。 <p><高校、中等教育学校></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 朝の時差通学を徹底する。改めて公共交通機関の混雑時間等

日付	主な内容等
	<p>を確認した上で、学校長が登校時刻を設定する。併せて、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、全日制課程は40分×6コマ、定時制課程は40分×4コマでの授業実施を基本とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今後、感染状況により、必要に応じて分散登校（オンラインを併用するとともに、土曜日を活用し週三日登校を基本）に移行できるように学校長は、カリキュラム等の検討を進める。 <p><特別支援学校></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 時差通学及び短縮授業を徹底する。改めて公共交通機関利用の児童・生徒について、混雑時間等を確認した上で学校長が登下校時刻を設定する。 ○ 学習活動について <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染防止対策を講じても、なお飛沫感染の可能性が高い学習活動は行わないようにする。 ○ 部活動について <ul style="list-style-type: none"> ・ 校内における活動を原則とし（平日の放課後のみ90分程度、週3回を上限）かつ感染リスクの高い活動は中止する。 ・ 大会等への参加については、原則不可とし、全国大会、関東大会については、今後、開催の有無を確認しながら別途、学校長は県教育委員会と協議する。 ○ 修学旅行等について <ul style="list-style-type: none"> ・ 延期または中止する。 ○ 入学者選抜について <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染防止対策を講じて、予定通り実施する。
1月14日	<p>現在の感染状況を踏まえ、令和3年度神奈川県公立高等学校入学者選抜における新たな感染拡大防止の取組を以下のとおり行うこととした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年度神奈川県公立高等学校入学者選抜におけるWebサイトによる合格発表。 ○ 中学3年生及びその保護者に確実な周知を図るため、令和3年度神奈川県公立高等学校入学者選抜において前年度から変更する点を取りまとめたリーフレットを作成し、県内国公立中学校の3年生全員に配付。

日付	主な内容等
1月27日	<p>時期を改めて留意点等を示す予定としていた県立学校における今春の卒業式・入学式の実施上の留意事項等を以下のとおり整理し、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、それぞれの地域における感染状況等に応じて適切に対応するよう通知した。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況等については、日々変化していることから、今後の県内の感染状況等を慎重に見極めた上で留意事項を変更する場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 卒業式・入学式は、学校行事の中でも新しい生活への節目となる最も大切な行事であることから、感染症対策に万全を期して実施することとする。その際、学習指導要領の特別活動（学校行事）に示された目標や内容を踏まえること。 ○ 実施に当たっては、次のように対応すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 式場の換気、参列者のマスク着用、アルコール消毒等を徹底すること。 ・ 式場における座席の間隔は可能な限り広くとること。 ・ 式への参列者は、卒業生又は入学生、教職員及び式の進行に必要な在校生の代表とし、卒業生又は入学生の保護者の参列も可とする。また、来賓は招待しないこと。 <p>保護者が参列する場合は、高等学校及び中等教育学校においては、生徒一人につき保護者1名までに限定すること。特別支援学校については、各校の実情に応じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 式の内容の精選などの工夫により、時間短縮を行うこと。 ・ 国歌斉唱、校歌斉唱等については、式次第に位置付けること。ただし、飛沫の飛散防止の観点から、歌唱は控えること。（国歌、校歌、その他の歌は同じ扱いとすること。）
2月2日	<p>国の緊急事態宣言が3月7日まで延長されたことに伴い、知事からの協力要請を受け、県教育委員会として令和3年1月7日付け通知の内容により引き続き対応することとし、また、卒業式の実施に当たっては、令和3年1月27日付け通知の内容により対応するよう、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の基本的な対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう要請した。</p>

日付	主な内容等
3月5日	<p>国の緊急事態宣言が3月21日まで再延長されたことに伴い、知事からの協力要請を受け、県教育委員会として令和3年2月2日付け通知の内容により引き続き対応することとし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の基本的な対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう要請した。</p>
3月18日	<p>国の緊急事態宣言が3月21日をもって解除されることに伴い、県立学校では、段階的緩和期間中の感染状況を踏まえ、感染防止対策を徹底しながら段階を追って以下の通り対応していくこととし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた上で、必要に応じて県教育委員会と協議し、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。</p> <p><高校、中等教育学校></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急事態宣言中の時差通学・短縮授業のうち短縮授業は行わず、当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。 ○ 今後、感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等が実施できるように校長は、引き続きカリキュラム等の検討を行う。 <p><特別支援学校></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急事態宣言中の時差通学及び短縮授業を、当面の間引き続き徹底する。 <p>【県立学校における児童・生徒への対応】</p> <p>(ア) 基本的な対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。 ○ 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。 <p>(イ) 学習活動について</p>

日付	主な内容等
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 段階的緩和期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続する。 (ウ) 入学式について（令和3年1月27日付け通知のとおり） <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染防止対策を講じて実施する。 ○ 実施にあたっては、次のように対応する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 式場における座席の間隔は可能な限り広くとる。（左右は60cm程度、前後は1m程度の間隔を確保） ・ 式への参列者は、新入生、教職員及び式の進行に必要な在校生の代表とし、新入生の保護者の参列も可とする。（高等学校及び中等教育学校は、生徒一人につき保護者1名まで。特別支援学校は各校の実情に応じる。） (エ) 部活動について <ul style="list-style-type: none"> ○ 段階的緩和期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。 ○ 段階的緩和期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。 ○ その後は、段階的緩和期間中の感染状況を踏まえ、感染症対策を講じながら「部活動再開のガイドライン」に基づき実施する。 (オ) 修学旅行等について <ul style="list-style-type: none"> ○ 修学旅行等の実施については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、県内や旅行先の感染状況を見極め、延期も含め慎重に判断する。 (カ) 入学者選抜について <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染防止対策を徹底し、引き続き予定通り実施する。
3月24日	<p>緊急事態宣言解除後の段階的緩和期間及び4月1日からのリバウンド防止期間中の感染状況を踏まえ、感染防止対策を徹底しながら、以下の通り対応していくこととし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた上で、必要に応じて県教育委員会と協議し、それぞれの地域</p>

日付	主な内容等
	<p>における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。</p> <p><高校、中等教育学校></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。 ○ 今後、感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等が実施できるように校長は、引き続きカリキュラム等の検討を行う。 <p><特別支援学校></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当面の間は、時差通学及び短縮授業を、引き続き徹底する。 <p>【県立学校における児童・生徒への対応】</p> <p>(ア) 基本的な対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。 ○ 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。 <p>(イ) 学習活動について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 段階的緩和期間及びリバウンド防止期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続する。 <p>(ウ) 入学式について（令和3年1月27日付け通知のとおり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染防止対策を講じて実施する。 ○ 実施にあたっては、次のように対応する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 式場における座席の間隔は可能な限り広くとる。（左右は60cm程度、前後は1m程度の間隔を確保） ・ 式への参列者は、新入生、教職員及び式の進行に必要な在校生の代表とし、新入生の保護者の参列も可とする。（高等学校及び中等教育学校は、生徒一人につき保護者1名まで。特別支援学校は各校の実情に応じる。） <p>(エ) 部活動について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 段階的緩和期間及びリバウンド防止期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染

日付	主な内容等
	<p>リスクの高い活動は可能な限り避ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 段階的緩和期間及びリバウンド防止期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。 ○ その後は、段階的緩和期間及びリバウンド防止期間中の感染状況を踏まえ、感染症対策を講じながら「部活動再開のガイドライン」に基づき実施する。 <p>(オ) 修学旅行等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 段階的緩和期間及びリバウンド防止期間中は、修学旅行等の実施については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、県内や旅行先の感染状況を見極め、延期も含め慎重に判断する。 <p>(カ) 入学者選抜について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染防止対策を徹底し、引き続き予定通り実施する。
4月16日	<p>まん延防止等重点措置の実施期間中の感染状況、特に変異株の感染者が増加傾向にあること等を踏まえ、児童・生徒の安全安心を確保するため、感染防止対策をより一層徹底しながら、以下の通り対応していくこととし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた上で、必要に応じて県教育委員会と協議し、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。</p> <p><高校、中等教育学校></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。 ○ 今後、感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等が実施できるように校長は、引き続きカリキュラム等の検討を行う。 <p><特別支援学校></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当面の間は、時差通学及び短縮授業を、引き続き徹底する。

日付	主な内容等
	<p>【県立学校における児童・生徒への対応】</p> <p>(ア) 基本的な対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。 ○ 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。 <p>(イ) 学習活動について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ まん延防止等重点措置の実施期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続する。 <p>(ウ) 部活動について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ まん延防止等重点措置の実施期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。 ○ まん延防止等重点措置の実施期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。 <p>(エ) 修学旅行等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ まん延防止等重点措置の実施期間中は、修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。 ○ まん延防止等重点措置の実施期間中は、宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。
4月22日	<p>日常の学習を継続するため、オンライン授業の試行を実施し、課題の把握と改善の検討等を行い、非常時においても学習を止めないための準備を進めるよう、県立高等学校及び県立中等教育学校に通知した。</p>
4月23日	<p>まん延防止等重点措置の実施期間中の感染状況、特に変異株の感染者が増加傾向にあることを踏まえ、各学校において、基本的</p>

日付	主な内容等
	<p>な感染防止対策に係る取組状況を改めて確認し、必要な物品等がある場合は速やかに購入する、指導を強化し徹底するなど、感染防止対策の取組のより一層の徹底を図るよう、県立学校に通知した。</p>
5月7日	<p>文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から4月28日付け事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」により保健管理等に関する新たな考え方が示されたことを踏まえて、県教育委員会が作成した「保健管理等に関するガイドライン」を改訂し、県立学校へ通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、それぞれの地域や学校の実情等に応じた対応を適切に実施するよう通知した。</p>
5月8日	<p>まん延防止等重点措置の期間が5月31日まで延長されたことを受け、実施期間中の感染状況、特に変異株の感染者が増加傾向にあることを踏まえ、児童・生徒等の安全・安心を確保するため、感染防止対策をより一層強化・徹底しながら、以下の通り対応していくこととし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた上で、必要に応じて県教育委員会と協議し、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。</p> <p><高校、中等教育学校></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。 ○ 今後、感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等が実施できるように校長は、引き続きカリキュラム等の検討を行う。 <p><特別支援学校></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当面の間は、時差通学及び短縮授業を、引き続き徹底する。 <p>【具体的な対応等】</p> <p>(ア) 基本的な対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所

日付	主な内容等
	<p>による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。 <p>(イ) 感染防止対策の徹底について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県内において、感染力が強いといわれている変異株の割合が上昇していることを踏まえ、警戒度を高め、次のとおり基本的な感染防止対策を強化し徹底する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 登下校中も含め、校内でのマスクの適切な着用と、毎日の健康観察を徹底する。共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液(素材により使い分け)による消毒、アルコール消毒液による手指消毒等を実施する。常時換気を基本とした換気を実施し、校内においては可能な限り身体的距離の確保を図る。 ・ 食事場面における感染を防ぐため、対面にならないようにするとともに、身体的距離を確保し、食事中の会話や飲食物の共有は行わない。また、食事後は速やかにマスクを着用する。 ・ 特にグループ等でのカラオケや食事等の感染リスクの高い行動は自粛し、不要不急の外出は控える。 <p>(ウ) 学習活動について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ まん延防止等重点措置の実施期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続する。 <p>(エ) 部活動について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ まん延防止等重点措置の実施期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。 ○ まん延防止等重点措置の実施期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。

日付	主な内容等
	(オ) 修学旅行等について <ul style="list-style-type: none"> ○ まん延防止等重点措置の実施期間中は、修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。 ○ まん延防止等重点措置の実施期間中は、宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。
5月28日	まん延防止等重点措置の期間が6月20日まで再延長されたことに伴い、令和3年5月8日付け通知の内容により引き続き緊張感を持ち、対応することとし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた上で、引き続き緊張感を持ちながら、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。

○ 県立社会教育施設の対応について（令和2年3月から令和3年5月まで）

日付	主な内容等
令和2年 3月2日	新型コロナウイルス感染拡大を防ぐ観点から、3月4日から3月15日まで臨時休館等とした。（図書館は、サービスの一部（窓口及び郵送（有料）による予約図書等の貸出及び返却、並びに電話、ファクシミリ、インターネットによる検索・調査相談）を継続、金沢文庫は、改修工事のため休館）
3月11日	引き続き感染拡大を防ぐ観点から、3月末まで臨時休館等を延長した。（図書館は、サービスの一部を継続）
3月24日	引き続き感染拡大を防ぐ観点から、期限を定めず当分の間、臨時休館等を延長した。（図書館は、サービスの一部を継続）
4月7日	特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針（以下、「県実施方針」という。）が出されたことから、4月8日に、8月31日まで臨時休館等とした。（図書館は、サービスの一部を継続）
4月10日	県実施方針が改定され、施設の使用停止及び催物の開催の停止要請が出されたことから、4月12日に、図書館において臨時休館中も実施してきたサービスのうち、窓口で行っている予約図書等の貸出及び返却を5月6日まで休止とした。
5月5日	県実施方針が改定されたことから、図書館の窓口で行う予約図書等の貸出及び返却の休止を5月31日まで延長した。

日付	主な内容等
5月25日	<p>国の緊急事態宣言解除を受け、新型コロナウイルス感染症に対する万全な拡大予防対策を講じた上で、以下の(ア)から(ウ)のとおり段階的に再開館することとした。</p> <p>(ア) 県立図書館及び川崎図書館については、予約貸出及び返却のための窓口サービスを5月27日から先行実施し、6月9日から再開館する。</p> <p>(イ) 歴史博物館、金沢文庫、近代美術館については、6月9日から再開館する。</p> <p>(ウ) 生命の星・地球博物館については、施設内の燻蒸作業完了の後、7月1日から再開館する。</p>
5月26日	<p>県立の図書館や博物館で実施する感染拡大予防対策の共通事項をまとめた「新型コロナウイルス感染拡大予防対策ガイドライン」を各施設に通知した。これを受け、各施設では、ガイドラインに基づき具体的な対策マニュアルを作成した。</p>
令和3年 1月7日	<p>県実施方針が出されたことから、1月12日から2月7日まで博物館及び美術館については臨時休館することとした。図書館については、生徒・学生等に対する居場所の確保と学びの保障の観点から、感染防止対策に万全を期して引き続き開館し、開館時間を最大19時までとした。また、イベントや講座等についても、募集も含め延期または中止とする。</p>
2月2日	<p>国の緊急事態宣言が3月7日まで延長されたことに伴い、県実施方針が改定されたことから2月7日までとしていた県立社会教育施設の対応を、引き続き3月7日まで延長することとした。</p>
3月5日	<p>国の緊急事態宣言が3月21日まで再延長されたことに伴い、県実施方針が改定されたことから3月7日までとしていた県立社会教育施設の対応を、引き続き3月21日まで延長することとした。</p>
3月18日	<p>国の緊急事態宣言が3月21日をもって解除されることになったことから、以下のとおり対応することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 博物館・美術館については、段階的緩和期間中は、原則休館のもと、事前予約された方に限り入館を可能とする。 ○ 図書館は、閉館時間を最長20時までとして、引き続き開館する。 <p>県立図書館の閉館時間は変更なし（19時）</p>

日付	主な内容等
	<p>川崎図書館の閉館時間を 19 時⇒19 時 30 分 県立図書館横浜西口カウンターの開館時間を 13 時～ 13 時～19 時⇒14 時～20 時</p> <p>○ 博物館・美術館、図書館における講座等については、事前予約制により実施する。</p>
3月24日	<p>4月1日からのリバウンド防止期間中は、段階的緩和期間中と同様の対応を継続して行うこととした。</p>
4月16日	<p>まん延防止等重点措置の実施期間中の対応として、以下のとおり対応することとした。</p> <p>○ 博物館・美術館については原則休館のもと、事前予約された方に限り入館を可能とする。</p> <p>○ 図書館は、閉館時間を 19 時までとして、開館する。 ※ 県立図書館横浜西口カウンターの開館時間を 14 時～20 時⇒13 時～19 時</p> <p>○ 博物館・美術館、図書館における講座等については、事前予約制により実施する。</p>
5月8日	<p>まん延防止等重点措置の期間が 5 月 31 日まで延長されたことを受け、引き続き同様の対応を継続して行うこととした。</p>
5月28日	<p>まん延防止等重点措置の期間が 6 月 20 日まで再延長されたことを受け、引き続き緊張感を持ち、同様の対応を継続して行うこととした。</p>

IV 県教育委員会における障がい者雇用の取組状況について

1 概要

- 平成 30 年 8 月、公務部門における対象障がい者の報告誤りの実態が全国的に判明し、本県においても再点検を行った結果、教育委員会、知事部局、警察本部において、誤った報告を行っていたことが判明した。
- 平成 30 年 6 月 1 日現在の障がい者雇用率が法定雇用率を下回ったことから、障害者の雇用の促進等に関する法律等（以下「法令等」という。）に基づき、平成 31 年 1 月 1 日を始期とし、令和 2 年 12 月 31 日を終期とする採用計画を作成、国へ提出した。この採用計画に基づき、障がい者の雇用に取り組んだが、法定雇用率は達成できなかった。
- このため、法令等に基づき、令和 3 年 1 月 1 日を始期とし、令和 4 年 12 月 31 日を終期とする新たな採用計画を作成し、障がい者雇用の推進に取り組んだ結果、採用計画の国への中間報告となる、令和 3 年 12 月 1 日現在の障がい者雇用率は 2.52%となり、法定雇用率（2.5%）を達成した。
- これまでの障がい者雇用の具体的な取組としては、教員、行政事務職員、小中学校事務職員に加えて、令和元年度から学校技能員、令和 2 年度から県立学校の実習助手、図書館等の司書等を採用し、障がい者採用の職種・職域を拡大するとともに、令和 2 年 7 月には「神奈川県教育委員会サポートオフィス」（以下「サポートオフィス」という。）を設置し、会計年度任用職員の雇用を推進している。
- 現在、令和 2 年 3 月に策定した「神奈川県教育委員会障がい者活躍推進計画」（以下「活躍推進計画」という。）に基づき、「誰もが、ともに生き生きと働ける職場の実現に向けて」取り組んでいる。

2 障がい者雇用の状況

(1) 障がい者雇用率の状況

(単位：人)

	令和元年 6月1日	令和2年 6月1日	令和3年 6月1日	令和3年 12月1日
障がい者数（※）① （ ）内は実人数	390.0 (281)	428.0 (317)	571.5 (474)	614.0 (520)
算定基礎となる職員数②	24,044	24,058	24,288	24,396
障がい者雇用率 ①／②	1.62%	1.78%	2.35%	2.52%
(参考)法定雇用率	2.4%	2.4%	2.5%	2.5%
法定雇用率達成のための数 ③	577.0	577.0	607.0	609.0
不足数 ③－①	187.0	149.0	35.5	0

※ 障がいの程度や労働時間により換算した人数

(2) 常勤職員の採用状況

(単位：人)

採用年度	令和2年度	令和3年度
職種		
教員	4 (20)	6 (20)
小中学校事務職員	8 (10)	7 (10)
学校技能員	9 (25)	9 (25)
実習助手(総合)	9 (10)	10 (10)
実習助手(職業)・ 寄宿舎指導員	0 (1)	0 (1)
司書	1 (1)	0 (1)
小計	31 (67)	32 (67)
行政事務職員	11 【24】	13 【28】
合計	42	45

() 内は採用予定者数

【 】内は行政事務職員の採用予定者数で知事部局等の他任命権者と合算した人数

(3) サポートオフィスにおける会計年度任用職員の採用状況 (単位：人)

職種	概要	令和2年度の 採用数	令和3年度の 採用数※2
事務サポーター (チャレンジ雇 用※1)	教育局における事務 補助	15 (20)	29 (33)
学校技能サポー ター(チャレン ジ雇用※1)	県立学校における環 境整備	16 (50)	20 (25)
I C T支援員	県立高校等における I C T業務	18 (45)	28 (32)
学校業務サポー ター	県立特別支援学校等 における事務補助	36 (59)	88 (84)
合計		85 (174)	165 (174)

() 内は募集数。事務系職種のニーズが高いことから、令和2年度及び令和3年度は募集数の見直しを行った。

※1 民間企業等への就職を目指す障がいのある人を、各省庁・各自治体で会計年度任用職員として雇用し、就労経験を踏まえ、雇用された方がハローワークなどを通じて民間企業等への就職を目指す制度

※2 令和3年12月1日現在

3 令和4年度の採用

- 常勤職員の各職種について、令和4年度も令和3年度とほぼ同様の規模で募集し、採用選考の手続きを進めている。
- サポートオフィスについては、精神障がい者である短時間勤務職員に係る特例(※)が令和5年3月31日に終了することから、令和2年度に採用した職員は、令和5年7月以降、順次、当該特例の対象外となる。
- このため、現在の雇用を維持したとしても、障がいのある職員数が大幅に不足することから、令和3年度から29人増の203人としている。
(新たに募集する人数は、現員からの継続見込の人数を減じて実施)
- 募集にあたっては、令和3年度のサポートオフィスへの応募では、事務系職種への障がい者のニーズが高いこと、また、令和4年度にも相応の業務が見込まれることから、事務サポーター及び学校業務サポーターの採用予定者数を増やすなど、各職種の採用予定者数の見直しを行っている。

※精神障がい者である短時間勤務職員であって、次の①及び②のいずれにも該当する者については、その1人をもって1人の対象障がい者である労働者に相当するとみなす制度。

①その採用の日又は精神障害者保健福祉手帳取得の日のいずれか遅い日から起算して3年を経過する間にある者

②令和5年3月31日までに、採用され、精神障害者保健福祉手帳を取得した者
(例 令和2年7月採用者→令和5年7月まで特例対象、令和3年12月採用者→令和6年12月まで特例対象)

職種	令和4年度 採用予定者数	令和3年度 当初採用予定者数
事務サポーター	40人	30人
学校技能サポーター	30人	40人
I C T支援員	45人	45人
学校業務サポーター	88人	59人
合計	203人	174人

4 活躍推進計画に基づく取組状況

(1) 数値目標 (障がい者雇用率)

現状：2.52% (令和3年12月1日現在)

目標：2.50% (令和6年6月1日)

(2) 令和3年度の主な取組

項目	内容	取組状況
推進体制の整備	「教育委員会障がい者雇用推進会議」(*)の設置等	令和元年度設置 令和3年度はこれまで2回開催 サポートオフィスの取組、障がい者雇用率、今年度の取組等の報告・議論
庁内検討会議の設置等	職員アンケート等の実施	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある職員へのアンケートを11月に実施(悉皆) 様々な職種の職員へのヒアリングを12～1月に実施 管理監督者向けのアンケートを2月に実施
相談先の確保等	「障害者職業生活相談員」の配置	総務室、教職員人事課及び障がいのある職員が5人以上いる所属に配置
	庁内相談窓口の設置	職員本人や管理監督者等が相談できる窓口を総務室、教職員人事課及び4教育事務所に設置
	国等の機関における相談窓口の活用	神奈川労働局に設置されている「職場適応支援者」による相談窓口を活用し、職員への支援を実施
障がい理解の促進	全職員向け啓発資料の配付等	6月に全職員に配付
	管理監督者向け研修の実施	管理監督者(人権男女主任者)、県立学校新任副校長、小中学校教頭等に実施(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部の研修は資料配付や机上研修で実施)
	eラーニングの活用	厚生労働省の「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」等を6月に周知し、障がい理解を促進
障がい者採用の取組	「サポートオフィス」の設置	令和2年7月設置。各職種を順次採用
	特別支援学校等の生徒の実習受け入れ(インターンシップ)	サポートオフィスにおいて、高等学校1校、特別支援学校3校、計4校から5名の実習を受け入れ

* 教育局副局長(障害者雇用統括監)を座長に、教育局内の関係室課長や県立学校長の代表等で構成

(3) 令和4年度の主な取組（予定）

引き続き、4(2)の各取組を着実に進めるとともに、新たに次の取組を実施・拡充する。

○ 職員アンケートの結果を受け、障がいのある職員同士が交流できる機会の提供を検討する。

○ サポートオフィスにおいて、次の取組を実施する。

①職種ごとの研修の実施や、個々の目標に合わせた研修の実施を通じ、人材育成の強化を図る。

②チャレンジ雇用だけでなく、「働きやすさと定着を意識した雇用」であるICT支援員及び学校業務サポーターについても巡回相談を実施するなど、相談支援体制の充実を図る。

(4) 公表

活躍推進計画に掲げる数値目標の達成状況及び取組の実施状況等を、今後、県ホームページに掲載し、県民に周知・公表していく。

V 「かながわ人権施策推進指針」の改定について

平成15年に策定、平成25年3月に改定した「かながわ人権施策推進指針」について、最終改定以降、人権を取り巻く状況が大きく変化していることを踏まえ、喫緊の対応が必要な人権課題や、貧困などの社会的要因を背景とした人権課題に対応するため、今般、指針の内容を大きく見直し、改定案を作成したので報告する。

1 これまでの経過

令和3年9月 文教常任委員会に改定素案を報告

令和3年10月～11月

改定素案に関する県民意見募集（パブリック・コメント）を実施

令和3年12月 文教常任委員会に県民意見募集（パブリック・コメント）実施結果を報告

かながわ人権政策推進懇話会において県民意見募集（パブリック・コメント）実施結果を説明

2 改定案の主な内容

(1) 「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念

人権施策の取組の経緯等において、「ともに生きる社会かながわ憲章」にかかる記載を追加する。

(2) 女性にかかる多様な課題の解消

コロナ禍における女性の人権課題の深刻化も踏まえ、就業支援の推進や、暴力の根絶に向けた相談・支援体制を充実するとともに、男女共同参画の実現に向けた意識改革を推進する。

教育委員会所管部分【教育・啓発等の推進】

男女共同参画の推進に資する教職員向けの研修や、学校におけるセクシュアル・ハラスメントの根絶等、学校現場における男女共同参画の基盤整備を促進する。

(3) 障がい者を取り巻く社会的障壁の排除・障がいへの理解促進

記載を全面的に見直し、障がい者を取り巻く社会的障壁の排除や、障がい者の生活を支えるサービスの充実とともに、障がいに対する理解促進に取り組む。また「当事者目線の障がい福祉」の実現をめざす。

教育委員会所管部分【教育・啓発等の推進】

支援教育の理念のもと、共生社会の実現に向けて、すべての子どもができるだけ同じ場でともに学びともに育つための環境づくりをめざして、小・中学校から高校まで、連続性のある取組となるよう、インクルーシブ教育を推進する。

- (4) 疾病等にかかる偏見・差別等の解消
コロナ禍で顕在化した医療・介護・福祉従事者等への差別問題等を踏まえ、疾病に関連して生じるあらゆる人権課題を解消することをめざし、正しい知識の普及や、対象に応じた支援を推進する。
- (5) ヘイトスピーチ解消に向けた取組の推進
「ヘイトスピーチを許さない」という認識を県民と共有するとともに、その解消に向けた啓発や、当事者支援等の一層の推進を図る。
- (6) 貧困を背景とする人権課題の解消
対象を「ホームレス（野宿生活者）」に限らず、貧困全般を人権課題として幅広く捉え、それぞれの状況に応じた支援を推進する。

教育委員会所管部分【教育・啓発等の推進】

生活困窮者やホームレスへの偏見や差別意識をなくすため、生活困窮者やホームレスについての正しい理解を深める人権教育・人権啓発を推進する。

- (7) 性的マイノリティの人権課題の解消
性の多様性に関する正しい理解を深めるため、啓発活動や教育・研修を推進するとともに、性的マイノリティの方が抱える悩みに関する相談・支援体制を充実する。

教育委員会所管部分【教育・啓発等の推進】

児童・生徒の発達の段階に応じて、性の多様性について正しい理解を深めるための教育を推進する。

- (8) インターネットの活用により生じる人権侵害の解消
ネット上における人権侵害の被害者にも加害者にもならないための啓発や、被害者支援等の施策の一層の推進を図る。

教育委員会所管部分【教育・啓発等の推進】

児童・生徒の発達の段階に応じて、インターネットの適切な利用や情報セキュリティ対策、ルールやマナーを守ること等について教育を推進する。

- (9) 「様々な人権課題」の内容の見直し
近年新たに顕在化した人権課題として、アイヌ民族の人権課題、ケアラー（ヤングケアラー）の人権課題、孤独・孤立による人権課題の深刻化等の課題にかかる記載を追加する。

※ (1)～(9)以外に、子どもの人権課題に、次の記載を追加する。

児童虐待について、学校では、スクールソーシャルワーカーの活用により、関係機関との連携を図り、児童虐待の未然防止、早期発見、再発防止を推進する。

3 素案に対する県民意見募集（パブリック・コメント）の状況

- (1) 県民意見募集の概要、提出された意見の概要、主な意見別紙のとおり
- (2) 意見の反映状況

区 分	件数
a 指針案に反映したもの	20
b 指針案には反映していないが、意見のあった施策等には既に取り組んでいるもの	7
c 意見の趣旨を今後の取組の参考とするもの	28
d 指針に反映できないもの	10
e その他（感想・質問等）	2
計	67

4 素案からの主な変更点

かながわ人権政策推進懇話会の意見及び県民意見募集（パブリック・コメント）結果等を踏まえた主な修正点は次のとおりである。

(1) 指針全体

改定から5年を目途として、社会情勢の変化等を勘案し、本指針の改定の必要性を検討する旨を明記した。

(2) 子ども

「子ども自身の意見表明権」を尊重する旨の記載を追加するとともに、いじめに関する相談支援体制についての記載を追加する等した。

教育委員会所管部分

【人権尊重の社会づくりに向けた環境整備】（いじめ対策の推進）

いじめに対応するため、学校に心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、関係機関と連携を図り、いじめ防止等の取組みを効果的に推進する。

【当事者支援等の推進】

いじめへの早期対応のため、教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が連携し、組織的に対応するとともに、家庭・関係機関・地域とも連携を図るなど、支援体制の充実に努める。

また、子どもたちがいじめに関する相談ができるよう「24時間子どもSOSダイヤル」や「SNSいじめ相談@かながわ」等を設置し、相談体制の充実に努める。

(3) 女性

ジェンダー格差にかかる説明として「ジェンダーギャップ指数」に関する記載を追加した。

(4) 障がい者

障害者差別解消法の改正に関する記載を追加した。

障がい者が抱えている困難にも留意しつつ、障がい者がライフステージに応じて、その人らしい働き方を選択できるよう就労支援の充実に取り組む旨の記載を追加した。

(5) 疾病等かかる人権課題

患者等の就労支援に関して、がん患者のみならず、難病患者への支援を実施する旨の記載を追加した。

(6) 外国籍県民等

外国につながるのある子どもたちの教育の充実についての記載を追加した。

教育委員会所管部分【当事者支援の推進】

外国籍幼児・児童・生徒に対する教育の充実を図り、民族や母語などに誇りを持ち、本名が名乗れる教育環境づくりを支援する。さらに、日本語の理解が十分でない外国につながるのある幼児・児童・生徒に対し、学校生活を円滑に送ることができるよう、NPO等と連携し、日本語学習の支援等を行うなど教育環境の充実を図る。

(7) 性的マイノリティ

労働施策総合推進法の改正により、性的マイノリティであることを理由として侮辱的な発言を行うことや、本人の同意を得ずに暴露すること（アウトティング）はパワーハラスメントにあたることが示された旨の記載を追加した。

性の多様性に関するより一層の理解促進を図るため、用語の解説を追加した。

(8) インターネットによる人権侵害

インターネットから情報を得る際に留意すべき例として、フェイクニュースに関する記載を追加した。

(9) 様々な人権課題

「災害発生時の人権課題」において、防災・復興の各段階で、多様な視点を反映させることの例示として、「外国籍県民等」の記載を追加した。

5 今後の予定

令和4年3月 改定案を教育委員会に報告
指針改定

<別添参考資料> 「かながわ人権施策推進指針（第2次改定版）」案

改定指針素案に対する県民意見募集（パブリック・コメント）の概要

ア 意見募集期間

令和3年10月13日～11月12日

イ 意見募集方法

県ホームページへの掲載、県広報ツイッター等での周知、県機関等での閲覧、関係団体等への周知

ウ 意見提出方法

フォームメール、郵送、ファクシミリ

エ 提出された意見の概要

(ア) 意見件数 67件

(イ) 意見の内訳

区 分	件数
a 指針全体に関するもの	5
b 人権教育・人権啓発の推進に関するもの	0
c 相談・支援体制に関するもの	2
d 分野別施策の方向に関するもの	55
e 人権施策の推進体制等に関するもの	2
f その他	3
計	67

(ウ) 主な意見

a 指針案に反映した意見

- ・ 女性分野においては、「あらゆる分野における男女共同参画の促進」を「人権尊重の社会づくりに向けた環境整備」に向けた取組とするのが適切であると考えます。
- ・ 性的マイノリティについて採り上げたのはとても良いことであると思う。性的マイノリティについて、よく分からない方に知ってもらうために、用語の解説を加えてほしい。
- ・ 災害発生時の人権課題について、「女性、高齢者、障がい者、乳幼児など多様な視点を反映させ～」という記載の中に、外国籍県民や性的マイノリティなども列記したほうがよい。
- ・ インターネットで情報を発信する際のマナーだけでなく、インターネットから情報を得る際のリテラシーも重要と考える。
- ・ 子どもの関係法令に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」を追加してほしい。

- b 指針案には反映していないが、既に取り組んでいる施策等に関する意見
- ・ ひとり親世帯で、新聞やテレビを見る余裕がない家庭など、情報が欲しくても得られる状況にない方にも、公的サービスの情報が周知徹底されるネットワークが必要と考える。
- c 今後の取組の参考とする意見
- ・ 「疾病等にかかる人権課題」分野に新型コロナワクチン接種に関する差別問題を取り上げるとともに、「ワクチン接種における差別禁止条例」を制定してほしい。
 - ・ 本指針案を携帯端末で読もうとすると、読み返すことなどが難しかったので、より読みやすくなるような工夫をしてほしい。
- d 反映できない意見
- ・ 今回の改定で改題した「同和問題（部落差別）」について、現行指針の表題である「同和問題」のままとすることを要望する。

VI 教職員によるわいせつ事案の根絶に向けた取組について

1 令和3年度の取組

今年度は、わいせつ事案防止対策有識者会議の提言を踏まえ、わいせつ事案の根絶を最重要課題とする取組方針を定め、具体的な方策を進めている。

2 わいせつ事案による懲戒処分の状況（2月28日現在）

- ・ 懲戒免職 7件

（県立学校4件、県教育機関1件、市町村立学校2件）

	処分日	区分	職名	事案の内容
1	8月5日	県立特別支援学校	教諭	児童買春
2		県教育機関	指導主事	児童買春
3		市町村立中学校	教諭	自校女子生徒に対するわいせつな行為
4	8月26日	県立高等学校	教諭（臨任）	女性に対するわいせつな行為
5	9月29日	県立高等学校	臨時実習助手（臨任）	自校女子生徒に対するわいせつな行為
6	12月23日	県立高等学校	教諭	盗撮
7		市町村立中学校	総括教諭	盗撮

3 提言を踏まえた取組の実施状況

※下線は9月の報告以降に実施した取組又は実施する予定の取組等

(1) 教職員の倫理に関する指針の策定

教職員としての魅力や使命、職責の重さなどを再認識できるように、倫理を中心とした教職員として求められる五つの基本的な姿勢を示した「神奈川県公立学校教職員の倫理に関する指針」を策定し、各県立学校長及び市町村教育委員会教育長に通知（簡易版の倫理指針カードを各県立学校に配付）。各県立学校（全169校）において、研修等で活用し、指針の主旨を徹底した。（9月）

また、指針を加工紙に印刷し、常日頃指針の内容を確認できるように、倫理指針カードを作成し、各県立学校の教職員に配付し、改めて指針の主旨の徹底を図った。

（12月）

(2) 映像資料の作成・活用による研修等の充実

教員が生徒からの相談を端緒として、SNSで私的なやりとりをし、わいせつ事案に至ってしまうという、具体的な場面を想定した映像資料「不祥事を自分事として考える」を作成し、各県立学校に配付し（12月）、各県立学校において、児童・生徒に対応する際の適切な相談、指導のあり方について、教職員で討議する研修を実施した。（2月末までに、167校で実施）

(3) 性被害の影響について理解を深める研修等の実施

子どもに対する性被害防止について見識のある専門家による研修・講演を実施

- ・ 6月11日 人権担当者研修会
- ・ 9月6日 教員自らが考える教員によるわいせつ事案防止セミナー

各学校における研修等での活用を図るため、年度内に教職員による児童・生徒に対する性暴力の影響や、性暴力をなくすためにすべき事について、当該専門家の講義内容を映像化し、研修資料を作成する。

(4) 児童・生徒との相談、指導における留意事項の周知徹底

複数対応の徹底など、相談、指導における組織的対応の重要性や生徒の連絡先の適切な収集及び連絡方法などの留意事項について、各県立学校に通知し（8月）、各県立学校において、研修等により、教職員に周知徹底した。

(5) 不祥事を未然防止・早期発見するための体制づくり

学校内で不祥事防止に取り組む体制を強化するため、各県立学校に置かれていた「事故防止会議」を見直し、校長を主宰とする「不祥事防止会議」を2月末までに各県立学校（全169校）に設置した。また、県立学校長会議において、取組例等について、各県立学校に情報提供した。（1月）

(6) 同僚性の醸成に向けた組織的な支援・相談体制の充実
教職員が、業務上の課題やストレス等を抱え込まない
よう組織的な支援・相談体制の充実を図るために行われ
た取組事例を、ポータルサイトにより情報提供を開始し
た（9月）。また、県立学校長会議において、各県立学校
から情報収集を行い、特色ある取組について、各県立学
校に情報提供した（1月）。

引き続き、各県立学校に対し、参考となる事例を随時
提供する。

(7) 臨床心理士等による個別事案の分析等

わいせつ事案を起こした教職員3名に対し、臨床心理
士による面談を実施した。引き続き、随時面談を実施
し、再発防止の取組に反映する。

(8) 「自分を見つめるチェックシート」の作成・活用

教職員の心理状況を客観的に分析できるような質問事
項を盛り込んだチェックシートを作成し、教職員に配付
し、活用する。（年度内）

4 教職員の逮捕や懲戒処分を受けた緊急的な取組等の概要
わいせつ事案による逮捕事案の発生や懲戒処分の実施を
受け、緊急に、次の取組を実施した。

(1) 教員自らが教員のわいせつ事案について考える取組

ア 全校職場討議の実施（7月～8月）

各県立学校（全169校）において、「教員によるわいせ
つ事案」をテーマとした全教員参加の職場討議を実施

イ セミナーの開催（9月6日）

職場討議の中でみられた特色ある取組の発表、児童・
生徒に対する性暴力による影響等について理解を深める
ための専門家によるセミナー等を実施

(2) 教職員に対する指導徹底のための取組

教職員の逮捕や懲戒処分を受け、教職員の不祥事根絶に向けた指導の徹底等についての通知の発出、臨時学校長会議幹事会の開催、教育長から全教職員及び所属長あてメッセージを発信などの取組を実施した。

5 令和4年度の主な取組の視点

依然として、わいせつ事案が発生していることから、令和4年度の取組について、次により実施する。

- ・引き続きわいせつ事案の根絶を最重要課題とする。
- ・今年度提言に基づき実施した取組を継続し、教職員への定着を図る。
- ・取組等の効果を検証し、より実効性のある取組となるよう、必要な改善を加えながら、粘り強く実施する。

Ⅶ 令和3年度県立学校におけるセクシュアル・ハラスメントに係るアンケート調査（第1回）結果について

1 調査の概要

(1) 調査目的

ア 県立学校生徒のセクハラに対する理解を深めるとともに、県立学校におけるセクハラの実態を把握し、被害に対応する。

イ 教職員及び生徒の注意を喚起し、セクハラ意識の向上を図るとともに、学校におけるセクハラ行為の防止を図る。

(2) 調査対象

県立高等学校(全課程)138校、県立中等教育学校(後期課程)2校、県立特別支援学校(高等部)29校の全ての生徒(約120,500人)

(3) 調査内容

自身又は他の生徒が受けたセクハラ

(4) 調査方法

全生徒に対し、学校を通じて、アンケート回答用のURL及び二次元コード記載の「調査のお願い」を配付。生徒は、自宅等でパソコン、スマートフォンなどから回答する。(無記名回答は可)

(5) 調査対象期間

令和3年4月1日から令和3年7月31日まで
(アンケート受付期間：7月5日～7月31日)

2 調査の結果

(1) 回答状況

被害を受けたという回答数 130 件
(内訳：男子 40 件 女子 70 件 不明 20 件)

(2) 被害状況（複数回答）

被害を受けたと回答した 130 件のうち、「自分自身が被害を受けた」との回答は 66 件、「他の生徒が被害を受けた」との回答は 64 件であった。

回答内容	件数
自分自身が被害を受けた	66 件
他の生徒が被害を受けた	64 件

(3) 自分自身が被害を受けたという回答のセクハラの実行者

セクハラの実行者	件数
先生	29 件
生徒	23 件
部活動の指導者(顧問の先生以外)	0 件
その他	14 件
計	66 件

(4) 自分自身が被害を受けたという回答の被害内容 (複数回答)

被害の内容	件数
必要もないのに体に触られた	28 件
性的なからかいや冗談などを言われた	19 件
携帯電話などで性的なメッセージや画像を送られた	14 件
「女(男)にはまかせられない」「男(女)らしくない」など性別により決めつけられた	10 件
性的な関係を求められた	8 件
その他	23 件
計	延べ 102 件

(5) 自分自身が被害を受けてどうしたかという回答
(複数回答)

回答内容	件数
何もしなかった	45 件
友だち、家族など身近な人に相談した	15 件
態度や言葉などで不快と感じたことを相手に伝えた	14 件
学校の先生や相談窓口などに相談した	6 件
その他	3 件
計	延べ 83 件

(6) 学校が特定される回答

被害を受けたという回答 130 件のうち、学校が特定された回答については、アンケート調査の回答内容を、県教育委員会から当該校の校長に連絡した。

事実確認が必要な回答については、校長が調査をし、校内の行為者が判明した場合は直接指導し、判明しなかった場合でも教職員や生徒に対する注意喚起等の措置を講じた。

3 結果の総括と今後の対応

(1) 結果の総括

ア 被害を受けたという回答数の増加

被害を受けたという回答は、昨年度の 32 件に対し、130 件と大幅に増加した。その要因は、主に次の事項が考えられる。

そして、これまで報告されてこなかった事案(※)も報告されるようになり、学校内外で見られるセクハラが顕在化したものと捉えている。

- ・ 生徒のセクハラに対する意識の向上

啓発を継続して実施してきたことにより、セクハラに対する意識が向上し、生徒が、学校内外で見聞き等するセクハラ及びその疑いのある言動を、セクハラと受け止められるようになった。

- ・ 回答の利便性向上

インターネットによる回答が定着し、紙に記入し

郵送する方法と比べ、生徒が回答しやすい環境になった。

※ 回答数が特に増えたもの（令和2年度調査→今回）

回答者の性別が判明しているもののうち、男子生徒からの回答	8件→40件
他の生徒の被害についての回答	9件→64件
自分自身の被害についての回答 （セクハラの実行者）	
・ 生徒	8件→23件
・ その他（学校外の者）	3件→14件

イ 教職員から被害を受けたとする内容

「必要もないのに体に触れられた」、「性別により決めつけられた」、「性的なからかいや冗談などを言われた」の回答数が回答の上位を占め、例年と傾向は変わらない。

ウ 被害を受けた生徒の対応

「友だち、家族など身近な人に相談した」、「相手に伝えた」など、何らかの対応をとったとの回答割合は、前回調査より増加した。

(2) 今後の対応

アンケート調査の結果を踏まえ、来年度の教職員に対する不祥事防止の取組や生徒に対するセクハラ防止の啓発の取組に反映させる。

ア 教職員への対応

(ア) 授業中の身体接触等についての注意喚起

教職員からの授業中に注意を促すための身体接触、技術指導などのための身体接触などについてセクハラと回答されるケースが多くあった。引き続き、アンケート調査の結果を踏まえて、教職員に、生徒がどのような言動をセクハラととらえているのかを具体的に示し、不用意な身体接触はせず、指導を要する場合は言葉で丁寧に説明するなど、注意を促す必要がある。

(イ) 性別等による決めつける言動についての注意喚起

生徒が、教職員からの性別により決めつけるような言動や、性的マイノリティについての言動をセク

ハラと受け止めるなど、セクハラに対する理解が進んだことが伺える回答が見られたため、引き続き、教職員に対する啓発を進める。

イ 生徒への対応

今回調査では、自身が生徒から被害を受けたとする回答が増えていることから、アンケート結果を資料に反映させるなどして、生徒に対する啓発を行う。

ウ 具体的な来年度の取組予定

(ア) 生徒向け

セクハラ防止の啓発と校内人権相談窓口等の周知を進める。

- ・ 啓発資料を全県立学校生徒に配付する。(4月)
- ・ 校内人権相談窓口(セクハラ相談窓口含む)を周知する。(6月)
- ・ セクハラ防止啓発ポスター、セクハラ相談窓口携帯カードを各校に配付する。(9月)
- ・ セクハラアンケート調査を実施する。(年2回)

(イ) 教職員向け

啓発資料を提供し、研修での活用を進める。

- ・ 今回のアンケート結果を掲載した教職員向け啓発資料を作成し、各県立学校へ提供し研修会等での活用を依頼する。

※ 調査結果の詳細は、参考資料のとおり。

VIII 新まなびや計画の取組状況について

1 新まなびや計画の概要

(1) 概要と整備スケジュール

項目	第1期 (H28～R1)	第2期 (R2～R5)	第3期 (R6～R9)
耐震対策	小規模補強工事等		
老朽化対策	緊急対策工事、長寿命化対策工事等		
トイレ環境改善	便器の洋式化、排水管更新等		
空調設備整備	使用頻度の高い特別教室等の空調設備整備		
高校改革推進	校舎の新・増改築、改修		
特別支援学校 施設整備	新校等整備、耐震・老朽化対策等		

(2) 整備事業費

平成28年度～令和9年度の12年間で1,500億円程度
 なお、毎年度の具体的な施設整備については、予算審議を
 経て事業計画や整備手法を検討する。

2 令和3年度までの取組状況

(1) 耐震対策

校種	対象 (棟)	内容	実績				見込 R4	合計	進捗率
			R2 まで	R3	計	進捗率			
高等学校	197	着手(注)	151	12	163	82%	15	178	90%
		完成	44	29	73	37%	43	116	58%
特別支援学校	12	着手(注)	12	-	12	100%	-	12	100%
		完成	5	5	10	83%	1	11	91%
計	209	着手(注)	163	12	175	83%	15	190	90%
		完成	49	34	83	39%	44	127	60%

(注) 耐震化工事実施に向け、既に設計業務(仮設校舎含む)に取り組んでいるもの

【耐震化率※(R3年度末見込)】 高等学校 88.3% 特別支援学校 99.3%

※新まなびや計画以前の実施分を含む。

(2) トイレ環境改善

校種	対象 (棟)	内容	実績				見込	合計	進捗率
			R2 まで	R3	計	進捗率	R4		
高等学校(注)	302	完成	160	39	199	65%	51	250	82%
特別支援学校	78	完成	78		78	100%		78	100%
計	380	完成	238	39	277	72%	51	328	86%

(注) 中等教育学校を含む。

【洋式化率(R3年度末見込み)】 高等学校 65% 特別支援学校 96%

(3) 空調設備整備

校種	区分	対象 (室)	内容	実績				見込	合計	進捗率
				R2 まで	R3	計	進捗率	R4		
高等学校(注)	特別教室	487	完成	100	150	250	51%	100	350	71%
特別支援学校	体育館	18	完成	0	4	4	22%	4	8	44%
	特別教室	48	完成	0	2	2	4%	10	12	25%
計		553	完成	100	156	256	46%	114	370	66%

(注) 中等教育学校を含む。

(4) その他

- ア 老朽化対策【耐震化と併せた老朽化対策】鎌倉高校など44校
- イ 高校改革推進【調査・設計】横須賀工業高校など5校
- ウ 特別支援学校施設整備【整備工事】岩戸養護学校など2校

3 令和4年度の取組(令和4年度当初予算額30,106,415千円)

(1) 耐震・老朽化対策(24,552,434千円)

- 【調査・設計】鶴見高校など38校
- 【耐震補強工事】光陵高校など44校(59棟)
- 【建替工事】横浜緑ヶ丘高校(体育館)1校
- 【老朽化対策】平塚農商高校など45校(61棟)
- 【仮設対応】横須賀高校など37校

(2) トイレ環境改善(3,099,272千円)

- 【整備工事】鶴見総合高校など48校(51棟)

(3) 空調設備整備(1,194,180千円)

- 【整備工事】寒川高校など25校(114室)

- (4) 高校改革推進（1,260,529千円）
 - 【調査・設計】厚木東高校など3校
 - 【整備工事】横須賀工業高校など3校

4 その他（令和4年度）

- (1) 生徒の安全・安心に係る緊急的な取組（3,411,000千円）
 - 【空調機更新】県立高校等（56校）の普通教室等の空調機を更新
 - 【屋上防水工事等】県立学校（24校）の屋上防水工事等を集中的に実施

- (2) 県立学校におけるバリアフリー化の推進（408,826千円※）
 - 【耐震・老朽化対策】中原養護学校のエレベーター等整備
 - 【トイレ環境改善】県立学校でみんなのトイレを整備
 - 【高校改革推進】厚木東高校のエレベーター等整備※各所営繕で措置する15,000千円を含む

IX 教員の働き方改革の推進について

神奈川県教育委員会では、令和元年10月に「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」（以下、「指針」という。）を策定し、教員の働き方改革の取組を総合的に推進しているところである。

このたび令和3年度の取組状況等について報告する。

1 指針の概要

(1) 目的

持続可能な学校運営と神奈川の教育の質を高めるために、勤務実態を改善し、教員がワーク・ライフ・バランスの実現を通じて、自らの人間性や創造性を高めるとともに、子どもたちと向き合う時間を確保し、効果的な教育活動を行う。

(2) 指針の性格と対象期間

教員の働き方改革の実現に向けた基本的な考え方や取組の方向性を示すものであり、対象期間は概ね5年程度とする。

(3) 目標

持続可能な学校における指導・運営体制の構築等を目指すために次の3つの目標を掲げている。

ア 時間外在校等時間の縮減

- 時間外在校等時間の上限 1か月あたり45時間
1年あたり360時間

※ 「時間外在校等時間」は、教員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、1日の在校等時間から条例等で定める正規の勤務時間を除いた時間をいう。

イ 年次休暇一人あたり年平均取得日数及び学校閉庁日の設定

- 年次休暇一人あたり年平均取得日数 15日以上
- 長期休業期間中に5日を目標として学校閉庁日を設定

ウ 「神奈川県の部活動の在り方に関する方針」の遵守

- 部活動休養日を、平日1日、週休日1日と合わせて週2日以上設定

(4) 効果検証

県及び市町村教育委員会の代表、校長会等の代表で構成される「神奈川県教職員人材確保・育成推進協議会 働き方改革部会」において、現場の声を聴きながら各取組の効果を検証する。

2 指針の目標に対する実績

(1) 時間外在校等時間の縮減

【月45時間超の教職員の割合（県立：各年12月、市町村立：各年11月）】

	県立学校		市町村立学校（政令市除く）	
	高等学校	特別支援学校	小学校	中学校
令和3年度	11.9%	3.8%	43.2%	53.0%
令和2年度	15.1%	5.2%	37.1%*	56.7%*

※令和2年11月時点で客観的な勤務時間の把握が可能であった22市町村教育委員会の状況

【参考：平成29年度勤務実態調査の状況】

	県立学校		市町村立学校（政令市除く）	
	高等学校	特別支援学校	小学校	中学校
1か月あたり50時間を超えた教職員の割合*	46.9%	25.6%	58.8%	84.3%

※県立学校 30校、市町村立学校 90校の実施状況

(2) 年次休暇一人あたり年平均取得日数及び学校閉庁日の設定

【一人あたり年平均取得日数】

	県立学校		市町村立学校（政令市除く）	
	高等学校	特別支援学校	小学校	中学校
令和3年	12.9日	15.4日	13.2日	8.4日
令和2年	12.7日	14.1日	8.2日	7.6日

【学校閉庁日の設定状況】

設定日数	令和3年度		令和2年度	
	県立学校	市町村立学校	県立学校*	市町村立学校
2日以下	0	0	1	0
3日間	1	4	137	9
4日間	3	5	8	4
5日間	165	9	22	9
6日間以上	0	12	1	8
計	169（校）	30（市町村）	169（校）	30（市町村）

※県立学校については、令和2年度の目標は3日間

(3) 「神奈川県の一部活動の在り方に関する方針」の遵守

【平日及び週休日各52日以上に相当する部活動休養日の取得（見込み）】

	県立学校(令和2年度)	市町村立学校(令和3年度)
取得できる	100%	96.6%
取得できない	0%	3.4%
計	100%	100%

※県立学校の令和3年度実績については集計中

3 令和3年度に実施した主な取組

(1) 県立学校における取組

ア 個別業務の役割分担及び適正化について

- 県立学校への調査・照会の整理統合、精選
- 標準職務例のさらなる明確化等について国へ要望

イ 勤務時間について

- 勤務時間管理システムの運用による客観的な勤務時間の把握
- 学校閉庁日の設定（設定目標を5日に拡大）

ウ 教員の意識改革について

- 教員の働き方改革に対する意識調査の実施
- 基本研修等の機会を捉えた働き方改革に関する意識の醸成
- 時間外在校等時間の少ない学校の実践例を集めた好事例集の作成
- 教員等を対象とした「指針」周知用リーフレットの配布
- 「神奈川県立学校に係る部活動の方針」の周知

エ 学校を支える人員体制について（外部人材の活用等）

- 教員以外でも対応可能な業務への外部人材の活用
業務アシスタント(全校配置)、学校施設管理員（168校に配置）、
部活動指導員（17校に配置）、学校業務サポーター（88人を配置）
- 外部人材の活用による教員の本来業務への支援
ハイスクール人材バンク事業（サポートティーチャー等の派遣）、
スクールカウンセラー（92人を拠点校に配置）、スクールソーシャル
ワーカー（30人を拠点校に配置）
- ICT関連業務を補助するICT支援員の配置（28人を配置）

オ 定数改善について

- 特別支援学校における看護師等の配置基準の新設を国に要望

カ 労働安全衛生管理について

- 公立学校共済組合が実施する無料相談窓口等の周知
- 産業医や衛生委員会の活用方法周知、ストレスチェックの受検勧奨

キ その他

- 会議・研修におけるオンライン化の推進
- 学校司書が使用する校務用パソコンの追加配備
- 保護者・地域への説明に使用する「指針」周知用リーフレット配布
- 新型コロナウイルス感染防止対策に対応した在宅勤務制度等の運用

(2) 市町村教育委員会に対する支援

ア 個別業務の役割分担及び適正化について

- 市町村立学校への調査・照会の整理統合、精選

イ 勤務時間について

- 全市町村教育委員会における客観的な勤務時間把握の実施
- 学校閉庁日の実施

ウ 教員の意識改革について

- 基本研修等の機会を捉えた働き方改革に関する意識の醸成（再掲）
- 市町村立学校等における働き方改革取組事例の収集、情報提供
- 教員等を対象とした「指針」周知用リーフレットの配布（再掲）

エ 学校を支える人員体制について（外部人材の活用等）

- 外部人材の活用による教員の本来業務への支援
スクール・サポート・スタッフ（全市町村立小・中・特別支援学校（政令市を除く）に506人配置）、スクールカウンセラー（市町村立中学校（政令市を除く）に全校配置）、スクールソーシャルワーカー（教育事務所に48名を配置し、市町村立小・中学校（政令市・中核市を除く）に対応）
- 教育相談コーディネーターの後補充非常勤講師配置による校内支援体制の整備（市町村立小学校（政令市を除く）30校）
- 部活動の適正化を進めている市町村に対する部活動指導員の配置支援（6市25人）
- 令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行に向けた実践研究に取り組む市町村に対する研究委託（1市）

オ 定数改善について

- 小学校外国語教育（英語）における専科教員の配置（68人）
- 市町村立小学校2年生における35人以下学級の実施
- スクール・サポート・スタッフの配置拡充・基礎定数化や小学校における教科担任制推進加配の拡充等、教員定数の改善について国に要望

カ 労働安全衛生管理について

- 公立学校共済組合が実施する無料相談窓口等の周知（再掲）

キ その他

- 会議・研修におけるオンライン化の推進（再掲）
- 保護者・地域への説明に使用する「指針」周知用リーフレット配布（再掲）
- 授業におけるICTの活用に関する研修の実施、情報提供
- GIGAスクール構想の推進に必要な財源確保などを国へ要望

4 県立学校における教員の働き方改革に対する意識調査の実施

教員の働き方改革について、学校現場で働く教員の受け止め、改革を進めるための意見、要望などを把握し、今後の取組に生かすため、県立学校の教員を対象にアンケート調査を実施した。

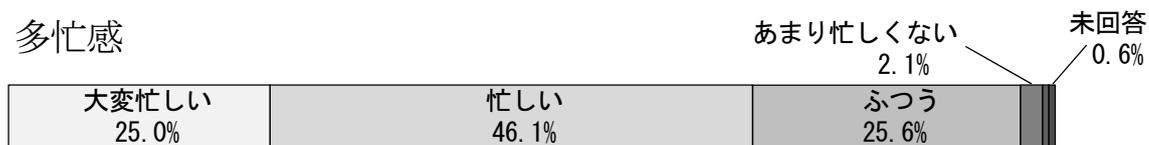
(1) 調査期間等

調査期間 令和3年7月26日（月）～同年9月10日（金） 47日間

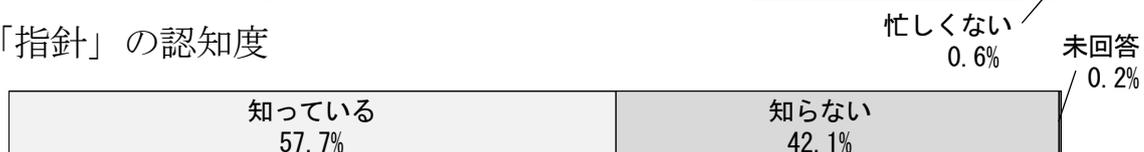
回答者数 7,051名（対象者：11,480名、回答率：61.4%）

(2) 回答結果

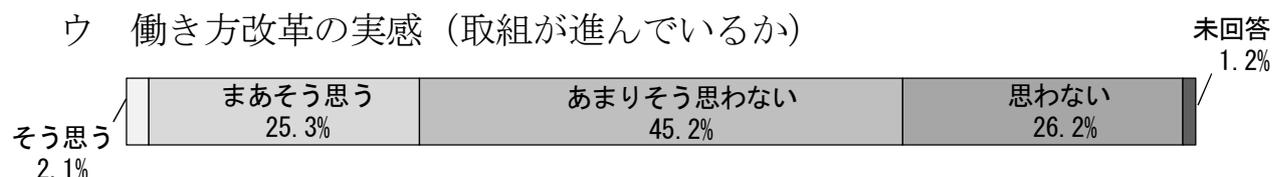
ア 多忙感



イ 「指針」の認知度



ウ 働き方改革の実感（取組が進んでいるか）



○ 取組が進まない原因（多い順・複数回答）

1	忙しくて業務改善する時間がない	55.2%
2	前例踏襲の傾向が強い	49.0%
3	効果や意義がない業務でも廃止できない	45.1%

○ 負担を感じる業務（多い順・複数回答）

1	事務・報告書作成	51.5%
2	会議・打合せ	45.2%
3	学校経営（校務分掌業務等）	41.3%

エ 新型コロナウイルス感染症の影響（業務量が増えたか）



○ コロナ禍で増えた主な業務（多い順・複数回答）

1	校内消毒	73.1%
2	行事等の見直し	65.3%
3	児童生徒の健康観察等	64.4%

未回答
0.4%

オ 外部人材の活用による効果（業務量が減ったか）



未回答
1.2%

○ コロナ収束後も継続してほしい取組（多い順・複数回答）

1	急を要しない業務の中止や見直し	68.6%
2	会議や打合せの頻度、開催時間の縮減	61.8%
3	I C T環境の整備	57.9%

5 効果検証

指針の効果検証について、「神奈川県教職員人材確保・育成推進協議会」に県及び市町村教育委員会、校長会、現場教員等の代表で構成する「働き方改革部会」を設置し、検証した。

(1) 開催状況

第1回開催 令和3年7月29日（木）

第2回開催 令和4年1月27日（木）

(2) 成果と課題

- 新型コロナウイルス感染症の収束が未だ見通せない中、教員の多忙化解消は道半ばであり、引き続き学校の支援に取り組む必要がある。
- 業務アシスタントをはじめ外部人材の活用は概ね進んでおり、教員の負担軽減に役立っているが、更なる取組が必要である。

(3) 主な意見

- 小学校にも専科教員が入り、学級担任の空きコマが生じれば、放課後に行っていた業務が行えるので、時間外在校等時間の縮減が期待できる。
- 中学校については、部活動の地域移行が今後の大きな課題になる。小さな市町村では地域の指導者が少なく、実際にどれだけ移行できるかが課題である。
- 学校の中でデータや授業のやり方を共有する流れを作っていきたい。県全体で共有し合うことができれば便利になり、働き方改革が進むと思う。

- ICTの負担が強く、ICT支援員が充足していないので何らかの支援が必要である。
- 現場にいると他に優先すべきことが多く、業務改善について考えることは後回しとなることが多い。
- 前例踏襲ではなく業務のスクラップを言われているが、子どもたちの状況を見ると業務を削るのは難しい。
- 様々な取組をしても、なかなか現場に教育委員会の意図が伝わっていないので、もっと発信してほしい。
- 何の業務を削減すればいいか個々に任せられると厳しいので、一つの手法として標準職務を定めるということは効果があるのではないか。
- 業務量そのものを削減しないと働き方改革に繋がられない。業務改善をどうするのか学校単位で検討したり皆で集まって考えることが必要。
- 意識調査では「管理職に改善の意識が見られない」という回答があり、教育委員会として管理職の意識をもっと変える必要がある。
- 優秀な人に教員として来てもらうためにも働き方改革の取組に対して、学校・地域・教育委員会が一体となって取り組まなければいけない。

6 令和4年度の主な取組（予定）

「コロナ禍」にあっても本県の教員の働き方改革を進めるべく、外部人材の活用等、引き続き3(1)、(2)の各取組を継続するとともに、新たに次の取組を進めていく。

- (1) 県立学校における取組
 - GIGAスクール運営センターの設置
 - 標準職務モデル策定の検討
 - 勤務実態調査の実施
- (2) 市町村教育委員会に対する支援
 - スクール・サポート・スタッフの配置拡充
 - スクールロイヤーの配置
 - 小学校高学年における教科担任制の導入
 - 市町村立学校小学3年生35人以下学級の実施
 - GIGAスクール運営センターの設置（再掲）
 - 勤務実態調査の実施（再掲）

X インクルーシブ教育の推進について

本県では、支援教育の理念のもと、共生社会の実現に向け、すべての子どもができるだけ同じ場でともに学びともに育つことをめざし、小学校段階から高校段階まで連続したインクルーシブ教育を展開している。

1 義務教育段階の取組

(1) これまでの取組

小学校から高校までの連続したインクルーシブ教育の推進を図るため、平成27年度から平成30年度まで、茅ヶ崎市、寒川町、厚木市、南足柄市の小学校4校、中学校3校、計7校を指定し、すべての子どもが、できるだけ通常の学級で共に学びながら、一人ひとりのニーズに応じた指導・支援を受けることができる仕組みである「みんなの教室」モデル事業を実施した。

モデル事業の成果と理念の普及のため、令和元年度は15市町の小学校15校、令和2年度及び3年度は30市町村の小学校30校（いずれも政令市を除く）を指定し、小学校への後補充非常勤講師の配置により、教育相談コーディネーターの授業時間を軽減し、コーディネート業務に当たる時間を確保するなど、教育相談コーディネーターを中心とする校内支援体制を整備する「インクルーシブ教育校内支援体制整備事業」を実施した。

<インクルーシブ教育校内支援体制整備事業指定校(30校)>

No	地域	令和元年度		令和2年度		令和3年度
		市町村名	指定校名	市町村名	指定校名	指定校名
1	横須賀市		公郷小学校			
2	湘南	鎌倉市	深沢小学校			
3		藤沢市	鶴南小学校			
4		茅ヶ崎市	円蔵小学校			室田小学校
5		三浦			逗子市	池子小学校
6				三浦市	初声小学校	
7				葉山町	葉山小学校	
8				寒川町	寒川小学校	
9	県央	大和市	柳橋小学校			
10		海老名市	杉本小学校			
11		座間市	相模が丘小学校			座間小学校
12		綾瀬市	綾瀬小学校			

No	地域	令和元年度		令和2年度		令和3年度
		市町村名	指定校名	市町村名	指定校名	指定校名
13	県央			厚木市	戸室小学校	→
14				愛川町	半原小学校	→
15				清川村	緑小学校	→
16	中	平塚市	勝原小学校	平塚市	松原小学校	→
17		秦野市	西小学校			→
18		伊勢原市	比々多小学校			→
19				大磯町	国府小学校	→
20				二宮町	一色小学校	→
21		県西			南足柄市	岡本小学校
22				中井町	中村小学校	→
23	大井町		上大井小学校			→
24				松田町	松田小学校	→
25				山北町	川村小学校	→
26				開成町	開成小学校	→
27	小田原市		富水小学校			→
28	箱根町		湯本小学校			→
29				真鶴町	まなづる小学校	→
30	湯河原町		湯河原小学校			→

(2) 取組の成果と課題

ア 成果

- ・ 教育相談コーディネーター（教員）を中心とする校内での情報共有及び支援体制の整備
- ・ 授業のユニバーサルデザイン化、教室環境の整備、学習の見通しを持てる授業等の共に学ぶ環境づくり
- ・ 工夫された学級活動や行事等による自己や他者の理解の深まり

イ 課題

柔軟な校内支援体制の整備や「チームで支援する」という意識改革の更なる推進

(3) 全県への普及

- ・ 「小・中学校インクルーシブ教育推進協議会」等の開催による成果の共有
- ・ 「全県指導主事会議」等の各種会議や教職員対象の研修会等での

情報提供

- ・ 市町村教育委員会への働きかけや連携による取組の推進

(4) 令和4年度の取組（予定）

校内支援体制整備事業の継続（予算額 93,540千円 人件費対応）
30市町村（政令市を除く）小学校30校

2 高等学校段階の取組

- (1) インクルーシブ教育実践推進校（以下「実践推進校」）の指定
知的障がいのある生徒が高校教育を受ける機会を拡大するとともに、すべての生徒が、共に学ぶことを通じて相互理解を深め、多様性を受容する力・社会性・思いやりの心を育むため、平成28年4月、県立高校改革実施計画（Ⅰ期）においてパイロット校3校を、平成30年10月策定の同実施計画（Ⅱ期）において新たに11校を実践推進校に指定し、計14校で実践を進めている。

(2) 令和3年度の取組

ア 施設・設備等の整備

- ・ Ⅱ期指定の11校で3学年分のリソースルーム(※)の改修完了
※ 生徒が安心して学校生活を送り、必要に応じて個別の指導等を受けるための教室

イ 校内支援体制の整備

- ・ 生徒の教育的ニーズに対応するための教職員の配置
- ・ 実践推進校連絡協議会（8回実施）における各校の取組の共有

ウ 特別募集の見直し

- ・ 中高連携事業への参加要件の緩和
- ・ 二次募集の実施

(3) 令和4年度の主な取組（予定）

- ・ リソースルーム等の施設・設備の整備（予算額 24,024千円）
- ・ 教職員配置（人件費対応）
- ・ 特別募集の志願に係る通学地域の要件撤廃

3 インクルーシブ教育の推進に係る理解・啓発の取組

(1) 「インクルーシブ教育推進フォーラム」の実施

本県のインクルーシブ教育の推進について、県民に理解を深めていただくため、平成26年度から継続して実施している。

ア 実施状況（平成26年度～令和2年度）

年度	テーマ	開催回数	参加者数	開催地
平成26年度	共生社会の実現をめざして～インクルーシブな学校づくりに向けて～	4回	690名	平塚市、藤沢市、横浜市、海老名市
平成27年度	地域と共につくるインクルーシブな学校～地域で育つ子ども・地域で生きる子ども～	3回	727名	横浜市(2回)、海老名市
平成28年度	地域と共につくるインクルーシブな学校～子どもを支える地域のネットワークづくり～	1回	296名	相模原市
	「みんなの教室」モデル事業及びインクルーシブ教育実践推進校（パイロット校）の各取組地域における開催	3回	712名	茅ヶ崎市、南足柄市、厚木市
平成29年度	地域と共につくるインクルーシブな学校～みんなで描くわたしたちの学校～	4回	850名	小田原市、横須賀市、伊勢原市、大和市
平成30年度	地域と共につくるインクルーシブな学校～みんなでつくる「わたしたちの学校」～	2回	637名	海老名市、川崎市
令和元年度	みんなでつくるインクルーシブな学校～共に考えること、自分にできること～	4回	810名	南足柄市、厚木市、寒川町、相模原市
令和2年度	みんなでつくるインクルーシブな学校	3回予定	※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止	

イ 令和3年度の取組

テーマ	開催回数	参加者数	開催地
みんなでつくるインクルーシブな学校～地域ではぐくむ子どもたちの未来～	令和3年8月 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止		
みんなでつくるインクルーシブな学校～共生社会の実現をめざして～	令和3年11月 1回	150名	海老名市

〈参加者アンケート結果〉

とても参考になった 43% 参考になった 51%
あまり参考にならなかった 5% まったく参考にならなかった 1%

- (2) 「インクルーシブ教育実践推進校報告会」（令和3年11月）の実施
インクルーシブ教育実践推進校の取組について、実践推進校の教員による座談会をとおして、生徒の学校生活の様子や各校の取組状況について報告した。

テーマ	参加者数	開催地
インクルーシブ教育実践推進校の取組～生徒の姿から見えてきたこと～	122名	海老名市

〈参加者アンケート結果〉

とても参考になった	51%	参考になった	40%
あまり参考にならなかった	6%	無回答その他	3%

(3) ホームページを活用した理解・啓発の取組

令和2年度（3回）及び令和3年度（1回目）に開催を予定していた「インクルーシブ教育推進フォーラム」の代替として、フォーラムの登壇予定者へのインタビューや座談会を実施し、その内容を県教育委員会のホームページに掲載した。

(4) 説明者派遣事業の実施

各学校、市町村教育委員会、PTA等の要望に応じて、インクルーシブ教育の推進に係る研修会や学習会の講師等に指導主事を50回（令和3年4月～12月）派遣した。

(5) 令和4年度の主な取組（予定）

- ・フォーラムの開催（県主催1回、市町村との共催1回）
- ・説明者派遣事業及び各種広報活動の充実

X I 神奈川県公立高等学校入学者選抜制度の検証等の状況について

1 概要

神奈川県公立高等学校入学者選抜制度については、概ね中学校学習指導要領の改訂の時期にあわせて改善を行っている。今年度から新しい中学校学習指導要領が全面実施となったことを踏まえ、現在の中学1年生が高校を受検する令和6年度入学者選抜への反映を目指し、県教育委員会では、学識経験者や中学校関係者などによる入学者選抜制度検討協議会を昨年11月に設置し、これまで3回にわたり現行制度の客観的な検証と改善の方向性に係る意見を聴取してきた。そこで、本協議会におけるこれまでの検証と改善の方向性に係る意見の概要について報告する。

(1) 構成員

- 学識経験者（大学教授等）2名
- 保護者代表（PTA 関連）2名
- 教育行政関係者（政令・中核市教育委員会）からそれぞれ1名
- 学校教育関係者（中学校関係者、県立高校関係者、教職員団体等）からそれぞれ1名

(2) 開催日程

- 第1回 … 令和3年11月28日（木）
協議題：入学者選抜制度の現状と課題について
- 第2回 … 令和3年12月23日（木）
協議題：入学者選抜制度の現状と課題及び制度の改善の方向性について
- 第3回 … 令和4年1月28日（金）
協議題：入学者選抜制度の改善の方向性とその整理について

2 入学者選抜制度検討協議会における主な意見

(1) 現行の入学者選抜に係る検証について

- 現在、通信制を除くすべての公立高校の入学者選抜で行っている面接は、これまでの中学校学習指導要領のもとで、学習等に関する意欲を測るものとして実施している。一方、令和3年度から実施されている新しい学習指導要領においては、すべての教科等の目標や内容が「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で再整理され、学校教育をとおして育成を目指す資質・能力の明確化が図られた。このうち、「学びに向かう力」については、生徒の日頃の学習に向かう姿勢を重視して評価することから、現在行っている面接で測ることは難しい。

- 多くの受検者が受検する共通選抜において、学力検査、面接、特色検査^(※1)を合わせると、受検日が最大で3日間となっており受検者の負担となっている。

(※1) 特色検査とは、共通の検査以外に各学校の特色に応じて実施することができる検査のことであり、実技検査と自己表現検査がある

- 入学者選抜の実施期間が長期^(※2)に及んでおり、検査等の実施に伴う臨時休業等の日数の状況などから、受検者や中学校教育だけでなく、高等学校に在学する生徒の学習への影響も少なからずある。

(※2) 共通選抜及びその二次募集並びに定通分割選抜及びその二次募集を合わせると、募集期間から合格発表までは、1月下旬から3月下旬にわたる

(2) 入学者選抜の改善の方向性について

- 令和4年度から各高等学校においては、「スクール・ポリシー」^(※3)を定めることとなっており、その内の一つである「入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）」に基づいて、各高校が入学者選抜を実施することが必要である。

(※3) スクール・ポリシーとは、各高校における入学者選抜から卒業までの教育活動に関する方針のこと

- 中学校学習指導要領の改訂に伴い再整理された育成を目指す資質・能力の一つである「学びに向かう力」については、中学校が作成する調査書で評価することが可能である。一方で、専門学科高校などでは、高校入学後の専門性を学ぼうとする意欲を見るために面接を行いたいということも想定される。そこで、現在行っている面接を、例えば特色検査として位置付け、各高校が「入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）」に基づき、面接を必要に応じて選択して実施できるようにするなど、面接の扱いの検討が必要である。
- 入学者選抜の実施期間が長期にわたることで、中学校教育だけでなく、高等学校の在校生の学びへの影響があることから、セーフティーネットの視点を大切にしつつ、各選抜の在り方、日程についての見直しが必要である。

3 今後の予定

- 令和3年度中に入学者選抜制度検討協議会からの最終報告を受け、令和4年4月末を目途に県教育委員会において改善方針を策定する。
- その上で、改善した入学者選抜制度について、公表後、速やかに中学校、中学生及び保護者等に説明会やホームページなどで広報・周知する。

X II 令和5年度再編・統合対象校の設置計画(案)について

1 趣旨

(1) 経緯

県立高校改革を進めるため、平成28年1月に中長期(概ね15年間)を展望し、教育内容、学校経営、高校の再編・統合等にかかる12年間の「実施計画(全体)」及び、取組や対象校名を明示した「実施計画(I期)」を策定し、平成30年10月に「実施計画(II期)」を策定した。

この「実施計画(II期)」に基づき、令和5年度に再編・統合を行う対象校について、令和3年第3回定例会文教常任委員会にて報告した対象校ごとの設置基本計画案を基にさらに検討を重ね、設置計画(案)を作成した。

(2) 設置計画(案)について

再編・統合の目的、考え方、教育内容等の基本を定めた設置基本計画案を基に、次の下線部の内容を追記するとともに、教育課程を中心に、より詳細な記載内容の追記等を行った。

主な内容

- ・再編・統合の実施年度
- ・設置形態(新校の課程・学科、日課表等)
- ・設置の目的(再編・統合の目的)
- ・基本的コンセプト(基本的な教育の内容や方法)
- ・教育課程等(特徴的な教育内容等)

2 令和5年度再編・統合対象校の設置計画(案)の概要

(1) 対象校

地域	対象校
横浜南西地域	瀬谷高校・瀬谷西高校
横須賀三浦・湘南地域	逗葉高校・逗子高校
県央・相模原地域	城山高校・相模原総合高校

(2) 再編・統合における特徴的な教育内容

【瀬谷高等学校・瀬谷西高等学校】

「探究する力」の深化をめざし、各学年における総合的な探究の時間として「探究Ⅰ」「探究Ⅱ」「探究Ⅲ」を編成し、変化が激しく予測が困難な社会を生き抜いていくために必要な課題を発見し解決する力を習得できるよう、主体的・協働的な学習を充実させる。また、「探究Ⅰ」「探究Ⅱ」「探究Ⅲ」については、「情報Ⅰ」と連関させて学習を進めることで、発信力を高めるとともに、ICTを活用したコミュニケーション能力を身に付けられるようにする。

【逗葉高等学校・逗子高等学校】

個々のニーズに応じた学習及び進路支援体制を充実させるため、生徒が自ら学ぶ科目を多様な科目の中から主体的に選択することができる教育課程を編成した。2学年では必修選択科目、3学年では必修選択科目に加えて自由選択科目を設置し、生徒の興味・関心、進路希望等に応じた学習を可能にする。

【城山高等学校・相模原総合高等学校】

生徒一人ひとりの興味・関心や進路希望などに応じて学習できるように、多様な選択科目や学校設定科目を設置した。「コンテンツの製作と発信」や「プログラミング発展」を設置し、社会生活に必要な協調性・調整力・表現力や、プログラミング的思考、科学的な考えを養うとともに、「ロボットプログラムの基礎」などの短期集中講座を設置し、高度な情報教育を強みとした教育活動を展開する。

3 今後の予定

- | | |
|--------|------------------------------|
| 令和4年3月 | 設置計画（案）を教育委員会に付議 |
| 6月 | 令和5年度再編・統合に伴う設置条例の改正を県議会に提案 |
| 11月 | 新校の設置 |
| 令和5年4月 | 令和5年度再編・統合による新しい学校として教育活動を開始 |

XIII 通学路の合同点検結果について

1 合同点検実施の背景

令和3年6月に千葉県八街市で、下校中の児童の列にトラックが衝突し、5名が死傷する事故を受け、文部科学省、国土交通省、警察庁が連携し、通学路における交通安全を一層確保するため、合同点検を実施した。

2 合同点検の概要

(1) 実施対象

市町村立小学校の通学路

(2) 実施期間

令和3年7月から12月末まで

(3) 実施内容

ア 実施体制

各市町村教育委員会が中心となり、学校、PTA、道路管理者、地元警察署が合同点検を実施。

イ 学校による危険箇所のリストアップ

学校は、通学路の点検を行い、危険箇所をリストアップし、市町村教育委員会へ報告。

ウ 合同点検の実施及び対策必要箇所の抽出

市町村教育委員会は、合同点検の実施を調整し、点検実施後、学校、道路管理者及び地元警察署で協議の上、対策必要箇所を抽出。

エ 対策案の検討・作成

市町村教育委員会及び学校は、道路管理者及び地元警察署から技術的な助言を得ながら、対策案を検討・作成。

3 合同点検の結果概要

(1) 実施主体別対策必要箇所数

県教育委員会とりまとめ：16市13町1村（政令市を除く）

（ ）内は政令市を含んだ参考数値

学校・教育委員会	道路管理者 (国、県、市町村)
381 (2,574)	465 (1,620)

※令和3年12月末時点の数値で、警察を除く

※複数の対策を実施する箇所があり、実施主体別箇所数の合計は、全対策必要箇所数と一致しない

(2) 対策必要箇所のうち、学校・市町村教育委員会が対策を行う箇所数は、381箇所

(主な対策内容)

- ・ボランティアによる見守り活動、通学路の変更、安全教育、その他

4 点検後の対応等

- ・市町村教育委員会や学校による対策が必要な箇所381箇所のうち、既に359箇所については、ボランティアによる見守りや児童への安全教育等の対策を実施済み。
- ・残りの22箇所についても、今年度中に新たな看板の設置などの対策を行う予定となっており、県教育委員会としても、その早期実現を促している。

XIV 「令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査(スポーツ庁)」の神奈川県の結果について

1 調査の概要

(1) 目的

子どもの体力・運動能力、運動習慣等の状況把握及び課題解決に向けた取組に役立てるための資料とする。

(2) 調査実施期間

令和3年4月～7月

(3) 調査対象

- ・小学校第5学年、特別支援学校小学部5学年等
- ・中学校第2学年、中等教育学校第2学年、特別支援学校中学部2学年等

(4) 本県(政令市含む)と全国の対象校数及び児童生徒数

- ・全国は、公立、国立、私立学校の合計数
- ・神奈川県は、公立学校の合計数

小学校

対象	男子(人)	女子(人)	合計(人)	学校数(校)	1校平均(人)
全国	527,253	503,977	1,031,230	19,213	53.7
神奈川県 (政令市含む)	36,419	34,989	71,408	847	84.3
県域 (政令市除く)	13,230	12,551	25,781	332	77.7

中学校

対象	男子(人)	女子(人)	合計(人)	学校数(校)	1校平均(人)
全国	500,670	475,954	976,624	10,153	96.2
神奈川県 (政令市含む)	30,436	28,726	59,162	402	147.2
県域 (政令市除く)	12,158	11,584	23,742	182	130.5

2 実技に関する調査結果

(1) 本県(政令市含む)と全国の比較

※網掛けは、全国の平均値を上回っている数値

種目 (単位)	小学5年				中学2年			
	男子		女子		男子		女子	
	3年度 全国 平均	3年度 神奈川県 平均	3年度 全国 平均	3年度 神奈川県 平均	3年度 全国 平均	3年度 神奈川県 平均	3年度 全国 平均	3年度 神奈川県 平均
握力(平均)〈kg〉	16.22	16.45	16.09	16.12	28.78	28.39	23.38	22.87
上体起こし〈回〉	18.89	18.84	18.07	17.75	25.89	25.04	22.22	21.05
長座体前屈〈cm〉	33.49	34.51	37.92	38.80	43.58	41.68	46.20	44.36
反復横とび〈点〉	40.36	37.99	38.73	35.75	51.17	49.18	46.25	44.25
持久走〈秒〉 (男1,500m 女1,000m)	—	—	—	—	407.22	409.22	298.34	306.24
20mシャトルラン〈回〉	46.85	43.94	38.16	33.18	79.45	76.83	53.92	50.19
50m走〈秒〉	9.45	9.46	9.64	9.68	8.01	8.04	8.88	8.92
立ち幅とび〈cm〉	151.43	150.87	145.22	142.99	196.31	193.42	168.00	163.55
ソフトボール投げ〈m〉	20.58	19.98	13.30	12.40	—	—	—	—
ハンドボール投げ〈m〉	—	—	—	—	20.24	19.99	12.64	12.09
体力合計点(80点満点)	52.53	51.88	54.66	52.83	41.05	39.20	48.41	45.47

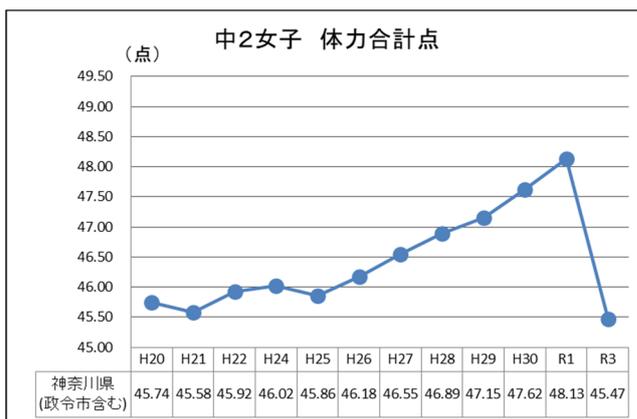
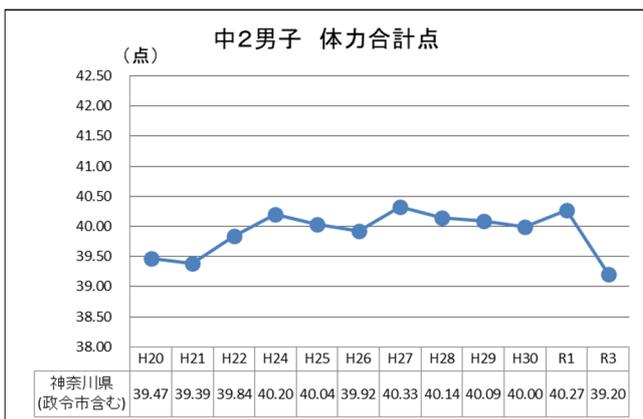
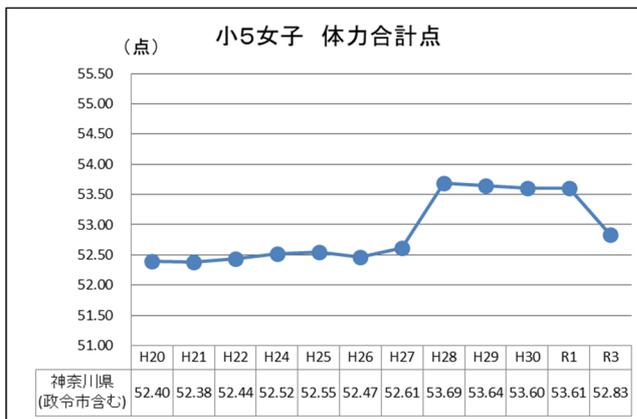
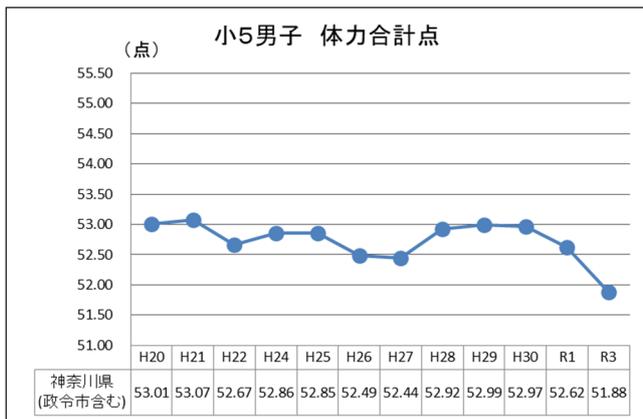
※中学2年生の持久走と20mシャトルランは、どちらかを選択して実施。

※小学5年生はソフトボール投げ、中学2年生はハンドボール投げを実施。

※体力合計点とは、8種目の記録を男女別に点数化(1~10点)し、その合計点を80点満点で数値化したもの。

(2) 本県(政令市含む)の体力合計点の推移

※平成20年度から令和元年度までの数値(平成23年度及び令和2年度は未実施)



(3) 県域(政令市除く)と全国の比較

※網掛けは、全国の平均値を上回っている数値

種 目 (単位)	小学5年				中学2年			
	男 子		女 子		男 子		女 子	
	3年度 全国 平均	3年度 県域 (政令市除く) 平均	3年度 全国 平均	3年度 県域 (政令市除く) 平均	3年度 全国 平均	3年度 県域 (政令市除く) 平均	3年度 全国 平均	3年度 県域 (政令市除く) 平均
握力(平均)〈kg〉	16.22	16.72	16.09	16.48	28.78	28.71	23.38	23.15
上体起こし〈回〉	18.89	18.96	18.07	17.97	25.89	25.52	22.22	21.29
長座体前屈〈cm〉	33.49	34.91	37.92	38.96	43.58	43.12	46.20	45.46
反復横とび〈点〉	40.36	38.76	38.73	36.50	51.17	49.61	46.25	44.62
持久走 (男1,500m 女1,000m)	—	—	—	—	407.22	409.44	298.34	305.03
20mシャトルラン〈回〉	46.85	43.99	38.16	33.90	79.45	77.96	53.92	50.69
50m走〈秒〉	9.45	9.44	9.64	9.66	8.01	7.98	8.88	8.88
立ち幅とび〈cm〉	151.43	150.81	145.22	143.57	196.31	195.07	168.00	165.15
ソフトボール投げ〈m〉	20.58	20.01	13.30	12.81	—	—	—	—
ハンドボール投げ〈m〉	—	—	—	—	20.24	19.94	12.64	12.22
体力合計点〈80点満点〉	52.53	52.41	54.66	53.62	41.05	40.31	48.41	46.56

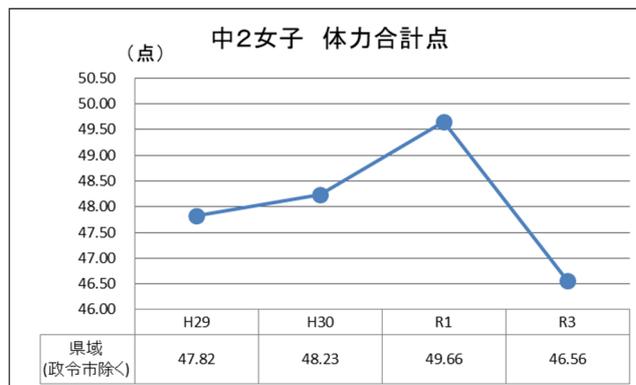
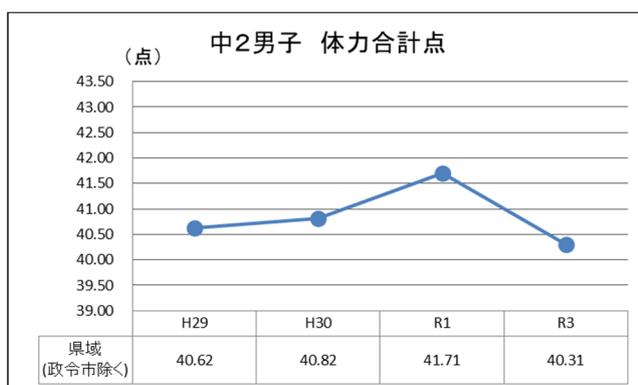
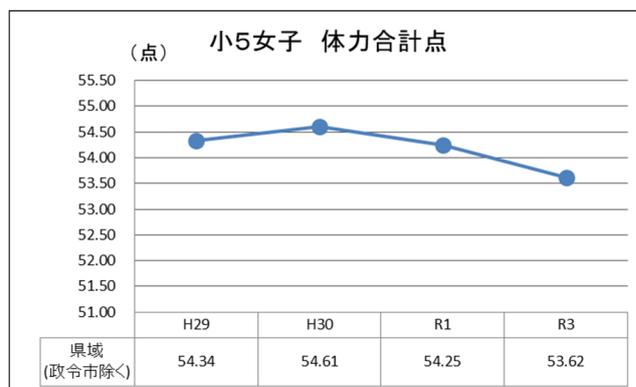
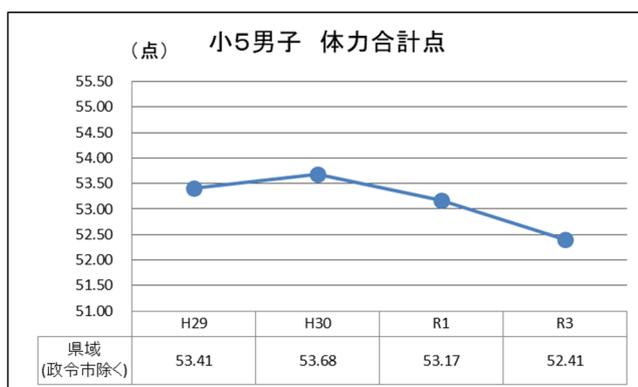
※中学2年生の持久走と20mシャトルランは、どちらかを選択して実施。

※小学5年生はソフトボール投げ、中学2年生はハンドボール投げを実施。

※体力合計点とは、8種目の記録を男女別に点数化(1~10点)し、その合計点を80点満点で数値化したもの。

(4) 県域(政令市除く)の体力合計点の推移

※平成29年度から公表(令和2年度は未実施)



3 意識に関する調査結果(一部抜粋)

※児童及び生徒の質問紙調査結果に係る全国との比較

※網掛けは、全国の平均値を上回っている数値

(1) 運動(体を動かす遊びをふくむ)やスポーツが「好き・やや好き」と回答した児童生徒の割合

	小学5年男子	小学5年女子	中学2年男子	中学2年女子
全国	91.0%	83.7%	87.2%	75.4%
神奈川県 (政令市含む)	91.6%	84.0%	87.1%	74.0%
県域 (政令市除く)	91.7%	84.4%	87.0%	73.9%

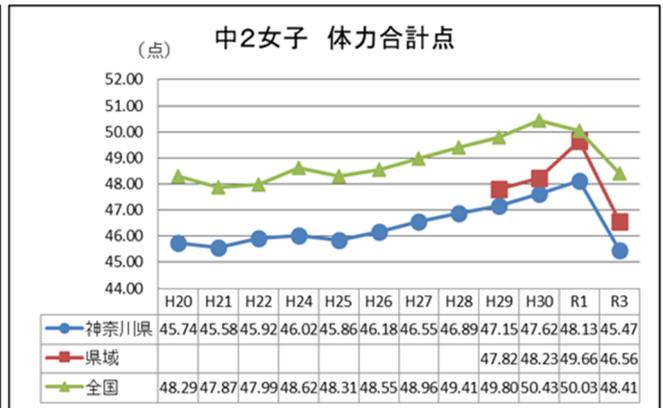
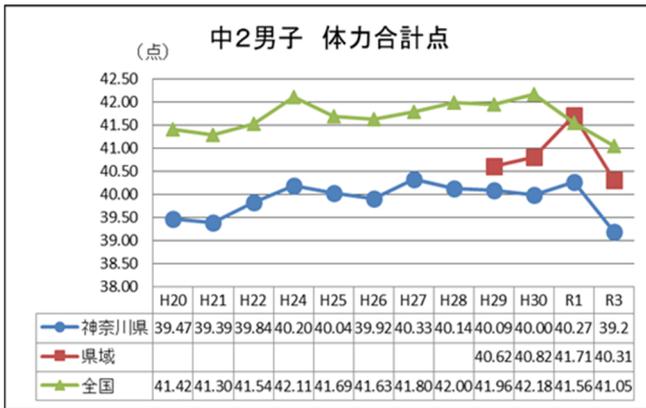
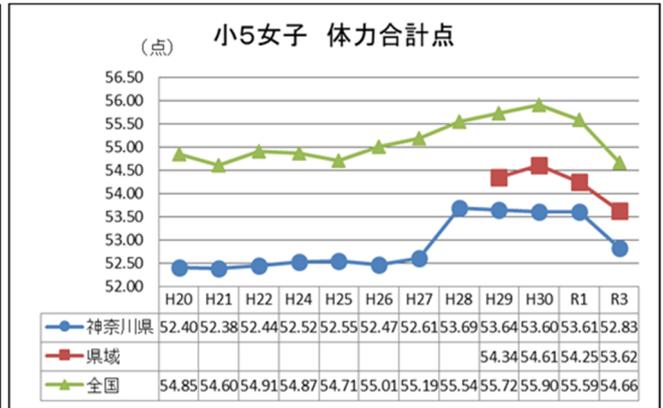
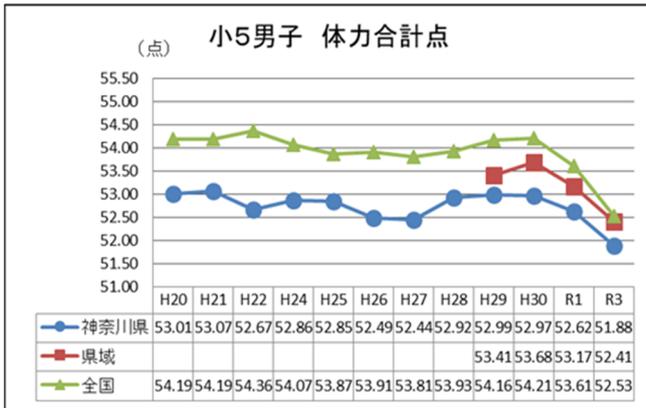
(2) 運動(体を動かす遊びをふくむ)やスポーツは「大切・やや大切」と回答した児童生徒の割合

	小学5年男子	小学5年女子	中学2年男子	中学2年女子
全国	92.7%	90.1%	92.9%	89.1%
神奈川県 (政令市含む)	93.7%	90.8%	92.9%	89.0%
県域 (政令市除く)	93.4%	90.8%	92.7%	88.7%

(3) 体育・保健体育の授業が「楽しい・やや楽しい」と回答した児童生徒の割合

	小学5年男子	小学5年女子	中学2年男子	中学2年女子
全国	93.8%	89.2%	89.9%	83.1%
神奈川県 (政令市含む)	93.9%	89.0%	89.5%	80.5%
県域 (政令市除く)	94.2%	89.4%	90.0%	81.0%

参考：体力合計点の推移



XV 「かながわ特別支援教育推進指針」（最終案）について

1 策定の趣旨

- ・ 「かながわ特別支援教育推進指針」は、県教育委員会が、「神奈川県の特
別支援教育のあり方に関する検討会 最終まとめ」（令和2年3月）及びこ
れまでの施策や県内の幼児・児童・生徒数の推移等を踏まえながら、今後
概ね10年間を見通す中で、本県における特別支援教育の推進を図るため、
「特別支援学校の整備」「医療的ケアの充実」「県と市町村の役割分担及び
連携」を柱に、その施策の方向を示すものである。
- ・ 県教育委員会は、本指針に沿って、今後、具体の諸施策や計画を定め、
取り組んでいく。
- ・ また、本指針の基本的な考え方やめざす方向性をすべての市町村教育委
員会と共有し、各市町村教育委員会との連携・協働により取組を進めるこ
とで、県内全域における特別支援教育の充実を図る。

2 これまでの経過

- 令和3年3月2日 第1回県議会定例会文教常任委員会に「かながわ特別支
援教育推進指針」（仮称）素案を報告
- 12月10日 第3回県議会定例会文教常任委員会に「かながわ特別支
援教育推進指針」（仮称）素案修正版を報告
- 12月20日 県民意見募集実施（令和4年1月20日まで）

3 県民意見募集の実施結果

(1) 意見募集期間等

ア 募集期間

令和3年12月20日（月）～令和4年1月20日（木）

イ 実施方法

県のホームページへの掲載、県機関への配架等

ウ 県民意見の提出方法

インターネットメール、郵送、ファクシミリ

(2) 実施結果

ア 意見総数

延べ53件（意見提出者数17人（団体含む））

イ 意見の内訳

意見の分類	件数
① インクルーシブ教育に関すること	8件
② 特別支援学校の整備に関すること	16件
③ 分教室・校舎に関すること	3件
④ 医療的ケアの充実に関すること	7件
⑤ 特別支援学校のセンター的機能の活用に関すること	2件
⑥ 教職員配置と資質向上に関すること	9件
⑦ 県と市町村との役割分担及び連携に関すること	3件
⑧ 切れ目ない支援に関すること	2件
⑨ その他	3件
計	53件

ウ 意見の反映状況

反映の区分	件数
A 最終案に反映した意見（一部反映を含む）	5件
B すでに取り組んでいる意見	6件
C 今後の施策等の参考とする意見	32件
D 最終案に反映できない意見	1件
E その他（質問・感想等）	9件
計	53件

エ 主な意見

A 最終案に反映した意見（一部反映を含む）

- ・ インクルーシブな社会づくりのためには、幼少期からのインクルーシブ教育が必要であり、「インクルーシブ教育システム」の定義を記載してほしい。

B すでに取り組んでいる意見

- ・ 教員の人材育成に取り組んでほしいと強く感じており、地域の療育センターや特例子会社等での研修などに取り組んでほしい。
- ・ ボランティア団体や保護者等に、ボランティア講師や出前授業に来てもらうなど、地域の方々のお力をお借りし、地域とともに歩む学校にしてほしいと願う。

C 今後の施策等の参考とする意見

- ・ 特別支援学校の整備については、現在の過密状態を解消するために、いち早く学校の増設を望む。
- ・ 施設・設備面の対応はもちろんだが、教職員配置について、人数を増やす方向で検討してほしい。

- ・ 特別支援学校を整備するにあたっては、居住地に近い学校づくりを進めてほしい。

D 最終案に反映できない意見

- ・ 将来の特別支援学校在籍児童・生徒数の見込みについては、特別支援学校希望者の増加を補正した見込みが必要であると思う。

E その他（質問・感想等）

- ・ 特別支援教育推進の方向性や施策の方向など、総じてよくまとめられ、指針としては十分な内容だと思う。

4 指針素案修正版からの主な変更点

- ・ 「障がい」の表記についての考え方を追記した。
- ・ インクルーシブ教育システムについての説明を追記した。
- ・ 「みんなの教室」の理念についての説明を追記した。
- ・ 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の目的を追記した。
- ・ 令和3年度特別支援学校在籍者数一覧（令和3年5月1日現在）を追記した。

5 今後の予定

令和4年3月下旬 「かながわ特別支援教育推進指針」策定

XVI 県立社会教育施設の整備等について

教育委員会所管の社会教育施設については、老朽化が進んでいることから、これまで様々な取組を行ってきた。

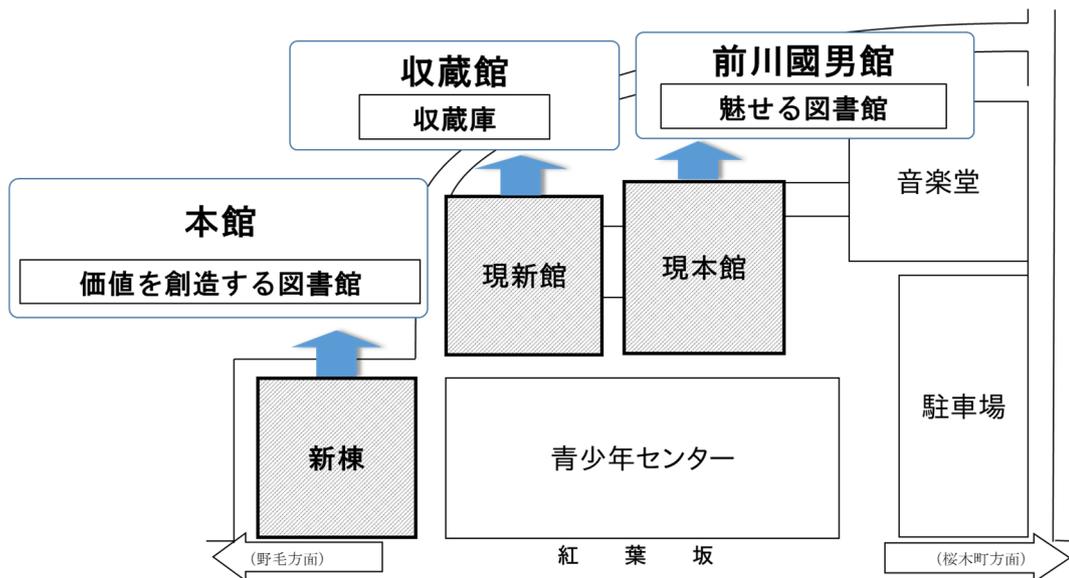
そこで、今年度の施設整備・設備改修に関する取組及び来年度以降に行う取組について、概要を報告する。

1 県立図書館再整備の状況と今後の取組

(1) 新棟・現本館・現新館の名称変更

県指定重要文化財である現「本館」の名称を、設計者である建築家の名前を冠して「前川國男館」に変更する。また、完成後に図書館機能の中核を担う「新棟」を「本館」に、収蔵庫として改修する現「新館」を「収蔵館」に変更する。

なお、変更後の名称は令和4年4月から運用する。



(2) 新棟供用開始に向けた新たな取組等

ア 新たな取組

(ア) 電子書籍サービス

新棟供用開始に向けたプレサービスとして、辞書・事典類などの資料をオンライン上で閲覧することができる電子書籍サービスを開始する。

(イ) ICタグを活用したサービス

ICタグを貼付することで、盗難防止のためのセキュリティゲートが設置可能となり、手荷物を持ち込めるようになることや、自動貸出機の設置により、セルフサービスによる貸出手続きや予約資料の受取が可能となり、利用者の利便性が向上する。

(ウ) 公開書庫

利用者が直接、資料を手にとることができる集密書架を設置した公開書庫を整備する。

(エ) 利用者同士の交流

4階の交流スペース（仮称）において、グループワークやディスカッションなど、本を介して利用者同士が交流する新たな取組を実施する。

(オ) ショップ等の設置

利用者が快適に図書館を利用できるよう、文房具や飲食物などを販売するショップや飲食スペースを設置する。

イ 供用開始に向けた広報等

令和4年9月の供用開始に向け、新たに特設サイト及びSNSを開設し準備状況を発信することで、県民への周知を図る。また、現本館の外壁に用いられている、前川建築の特色の一つである、穴あきレンガ、「ホローブリック」をモチーフとして、新たなロゴマークを作成し、県立図書館の全ての印刷物に活用するなど、統一的な広報に取り組み、新棟を含む県立図書館全体の認知度を上げていく。また、令和4年9月の開館日にオープニングセレモニーを行う。

(3) 現本館及び現新館の改修工事等の状況

令和3年度に実施した基本設計を踏まえ、実施設計を行う。

ア 現本館（前川國男館）

現在の図書館機能に加え、新たにカフェや常設展示、音響ルーム等を整備し、「魅せる図書館」としての機能を備える。

イ 現新館（収蔵館）

収蔵庫を整備するとともに、事務機能を集約する。

(4) 今後の予定

	3月	4月 ※1	5月	6月	7月	8月	9月	
WEB	特設サイト 開設			●電子書籍サービス				
新棟 (本館)	工事中	開館準備（書架設置、資料移転、備品設置等）					●供用開始 ※4 オープニング セレモニー	
現新館 (収蔵館) ※2	利用休止	開館	一部サービスの継続				利用休止	
現本館 (前川國男 館) ※3	一部サービスの 継続	改修工事实施設計	利用休止					

※1 新名称使用開始

※2 4月1日から11日までの期間は利用を休止し、4月12日から9月までは一部サービスを継続。新棟供用開始後、令和7年度の供用開始まで利用休止

※3 4月1日から10日までの期間は一部サービスを継続し、4月11日から令和8年度の供用開始まで利用休止

※4 新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の工事に遅延が生じているため継続費を変更するが、供用開始の時期に影響はない

2 その他社会教育施設の設備改修状況

(1) 歴史博物館

津波浸水想定のある区域にある歴史博物館において、県民の貴重な財産である文化財等を確実に将来に継承するため、令和4年度に浸水対策調査を行う。

(2) 生命の星・地球博物館

建物が平成7年に建設され約25年経過する生命の星・地球博物館において、施設の長寿命化を図るため、令和3年度は故障時の交換部品等が供給停止となっているエレベーターの更新工事等を行った。

令和4年度は更新時期が到来している電気設備や空調設備等の改修工事に係る実施設計を行う。

XVII 民俗芸能記録保存調査について

1 経緯

- 平成30年度に県教育委員会では、地域の貴重な民俗芸能が失われないよう、現状等を記録することにより、県内の民俗芸能の保存・継承の基礎資料とするとともに、当該芸能の特色を明らかにすることで、神奈川の歴史や文化に対する関心を高め、県民の郷土に対する愛着を育むため、「民俗芸能記録保存調査」を行うこととした。
- その第一弾として、記録の状況、伝承者や後継者の状況から緊急性、希少性等を考慮して、「鹿島踊(かしまおどり)」の調査を開始した。

※ 「鹿島踊」とは、神奈川県小田原市から静岡県東伊豆町にかけて相模湾沿岸部に20か所ほどに伝わる民俗芸能で、多くが黄金柄杓(こがねびしゃく)などと呼ばれる特別な採物(とりもの)を中心に、白丁(はくちょう)姿の青年が長柄の幣束を持って踊る。

- 「鹿島踊」について、平成30年度から3年間かけて調査を行い、令和2年度末に報告書を刊行する予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年度の調査等ができなくなったため、調査期間を延長し、令和3年度末までに報告書を刊行する計画変更を行った。

2 令和3年度の調査

令和3年度に入っても、新型コロナウイルス感染症の影響により、引き続き祭礼が中止になるなど、計画どおり現地調査等を実施することはできなかったが、主に書面による補完調査等を行い、報告書刊行に必要な情報を収集することができた。

令和4年3月中に鹿島踊調査に関する報告書、「かながわの鹿島踊」を取りまとめる予定である。なお、報告書については県のホームページに掲載する。

3 令和4年度以降の調査

(1) 記録保存調査対象候補

県内の複数自治体に所在し、記録の状況、伝承者や後継者の状況から緊急性、希少性の高い次の6件の民俗芸能を調査対象候補としている。

名称	伝承地
飴屋踊り、万作踊り	横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、三浦市、秦野市
相模人形芝居	平塚市、小田原市、厚木市、南足柄市
ささら踊り	藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、海老名市、南足柄市、綾瀬市
里神楽	横浜市、相模原市、三浦市、厚木市
一人立ち三頭獅子舞	横浜市、川崎市、相模原市、愛川町
湯立神楽	横浜市、鎌倉市、藤沢市、三浦市

(2) 令和4～6年度の調査対象

伝承者や後継者の状況や保存団体間の連携の状況から、優先度の高い「飴屋踊り、万作踊り」の調査を実施する。調査対象については、調査全体の方針や進行管理を行うための有識者による助言機関である神奈川県民俗芸能記録保存調査企画調整委員会にて承認済である。

※ 「飴屋踊り、万作踊り」とは、飴売りが伝えたという由来を持ち、踊りと段物(芝居)で構成されている。地域によって「粉屋踊り」とも呼ばれる。

(スケジュール)

年度		令和4年度				令和5年度				令和6年度			
時期		4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1
計画	事前調査		→										
	本調査					→							
	報告書作成									→			

(3) 調査方針

調査にあたり、引き続き文化庁や有識者の指導・助言を受け、民俗芸能の現状及び、新型コロナウイルス感染症の影響の確認や保存団体との連絡調整等について、県と市町村が相互に連携・協力しながら実施する。

報告書「かながわの鹿島踊」の概要

1 章立てと内容(概要)

(1) 総論

報告書の導入部分として、鹿島踊の歴史的考察や類似の民俗芸能との対比、更に本報告書で明らかになった調査成果が説明されている。

(2) 第一章「鹿島踊の諸相」

現在、鹿島踊が継承されている湯河原町吉浜・鍛冶屋、真鶴町真鶴、小田原市根府川・米神の5か所に加え、現在は中断になっているが、近年まで鹿島踊が継承されており、前述の5か所と同等の調査が実施できた小田原市江之浦の合計6か所の鹿島踊について、地域の特性から祭礼全体の概要、鹿島踊の位置づけ、鹿島踊の芸態と時代変化等を記述している。

(3) 第二章「休止・廃絶の鹿島踊」

過去、鹿島踊が継承されていたが、現在は休止・廃絶となってしまった、湯河原町門川・福浦、真鶴町岩、小田原市石橋の4か所について、鹿島踊経験者への聞き取り調査や文献調査、現地に残っている道具類等の調査により明らかになった各地域の鹿島踊の特徴や休止・廃絶となった背景等を記述している。

(4) 第三章「鹿島踊と音楽」

現在、鹿島踊が継承されている5か所について、演じられている音楽を記録するとともに、楽器、掛け声等を分析し、音楽の観点から比較・考察している。

(5) 第四章「各論」

実際に現地を調査した6名の調査員による論考である。外部公演が継承に与えた影響、研究史的側面から見た鹿島踊、鹿島踊の芸態の比較、静岡県東伊豆地方と神奈川県西湘地域を中心とした文化・社会的背景など、各視点からの分析を行っている。

(6) 第五章「鹿島踊関係文献資料」

調査した文献資料の引用紹介を掲載している。なお、紙面の関係で掲載しきれなかったものについては、今後整理した上で、県のホームページに掲載する。

2 主な特徴

調査した内容を、文字だけでなく道具(採物や楽器)や衣装については実測図化や写真撮影を行い、また微妙な地域差を示す音楽の採譜(楽譜化)、踊りの隊列は図で示すなど、文字化できない部分を可視化し、調査資料としてだけではなく、民俗芸能の継承のための資料の特徴も兼ね備えている。

また、付録として、次代の伝承者となる子どもたちから見た鹿島踊の表現作品である絵日記をひとつの記録、民俗資料と捉え、収録している。

※ 本文の報告・論考の他、コラム3編、付録として子どもたちの絵画、絵日記、古写真等を掲載。

※ ページ数は300ページ弱。

(道具類・衣装の実測図、写真、隊列図示等の例(報告書より))

○道具類(楽器)の実測図

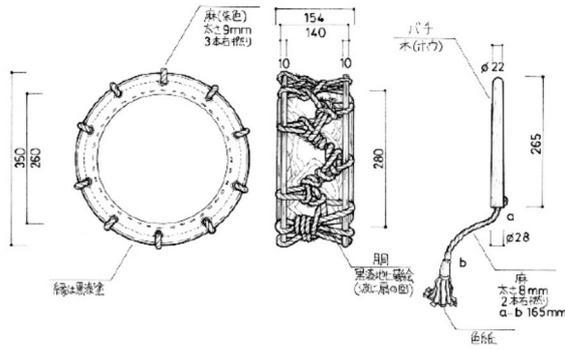


図1-1-6 太鼓と撥

○衣装写真



写真1-1-6 中踊りの衣装
(松岡撮影 2019年)

写真1-1-5 三役(黄金柄杓)の衣装
(松岡撮影 2019年)

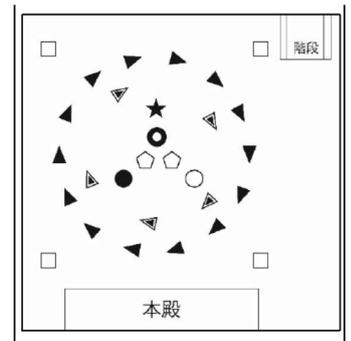
○楽譜



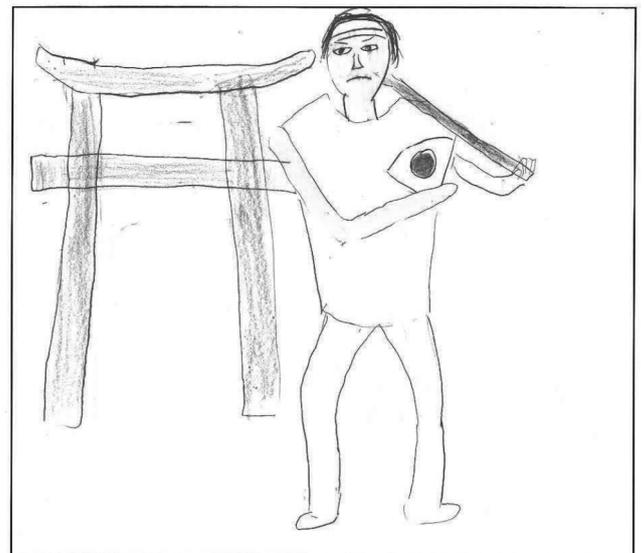
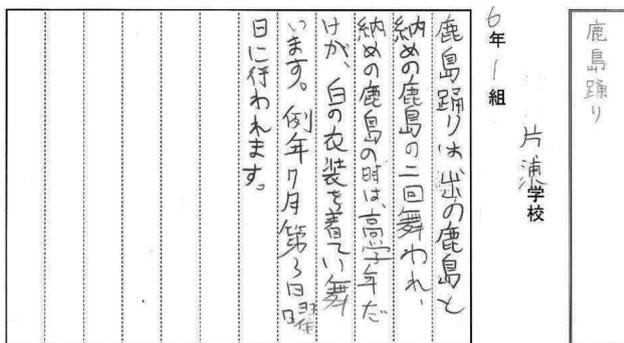
譜例2 歌終了後の掛け声と囃子(吉浜)

○隊列の図示

(吉浜の鹿島踊の演者
全員の入場が終わり、
踊の開始直前の
隊形を図示したもの
の)



○鹿島踊の絵日記(抜粋)



(報告書のイメージ)

② 楽器

吉浜の鹿島踊で使用される楽器は、太鼓と鉦の二つである。

太鼓 太鼓はケヤキで作られており、屋台囃子で用いられるものよりも軽く、胴薄いものだという。以前は屋台囃子の太鼓を使っていたが、踊りのなかで使うには重くて体力を使うため、現行の軽いものに変更した。

太鼓は胴の周囲を縄で締めたもので、頂部に赤、水色、白の布が巻かれている。踊る時には、この布の部分を左手で掴み、右手にバチを持って叩く。

鉦 鉦は左手の掌に布製の台座を置き、その上に鉦を置く。そして、右手で

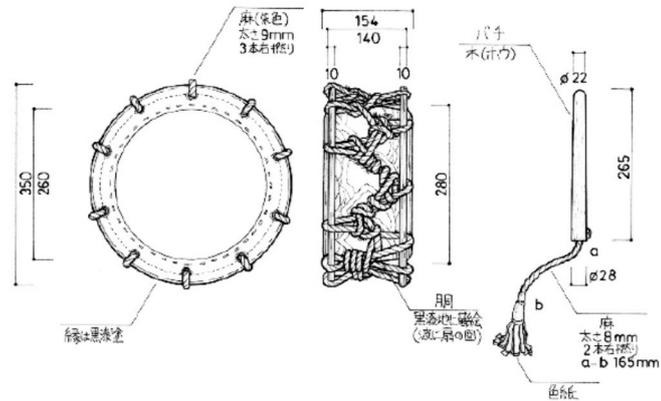


図1-1-6 太鼓と撥

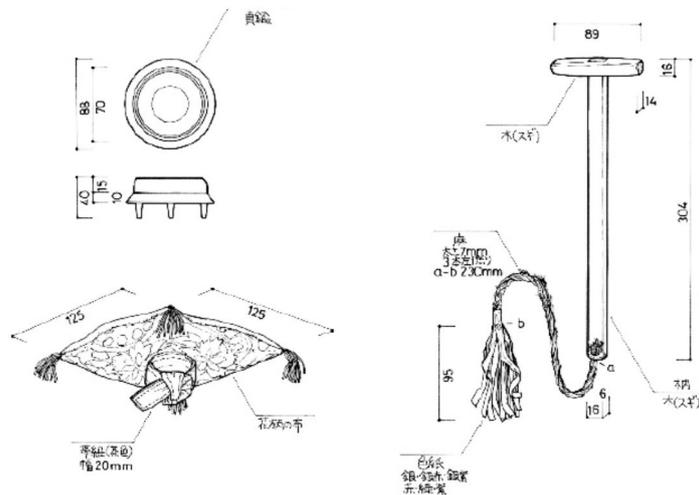


図1-1-7 鉦と鉦フトン、撞木

(5) 歌詞

① 現行の歌詞

吉浜の鹿島踊の歌詞は、本来、一〇番まで歌詞があった。しかしながら、いつのころからか六番までしか歌われなくなり、現在では一〇番までの歌詞を歌える者はいない。一〇番までの歌詞はいくつかの文献(②林版歌詞・③永田版歌詞)に報告されている。

現在、吉浜で歌われている鹿島踊の歌詞は以下のとおりである。歌詞は保存会が稽古で使用している用紙から引用した。漢字の表記や仮名遣いは原典



写真1-1-9 小指に藁縄をまきつけ、撞木を持つ (松岡撮影 2019年)

T字状の撞木を持ち、叩く。撞木を持つ部分には、藁縄がつけられ、それを小指に巻き付けて持つ。藁縄の端には五色の色紙がつけられている(写真1-1-9)